

平成20年（2008年）紀北町3月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成20年3月6日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年3月21日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上村晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 玉津 充

8番 尾上壽一

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でありまして、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議長

本日の議事日程につきましては、配布いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、朗読は省略することといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

なお、訂正箇所がありますので、事務局より説明いたさせます。

事務局長。

中野直文議会事務局長

申し訳ございません。配布させていただきました請願案件、委員会付託にかかる結果一覧表でございます。

本日配布させていただきました結果一覧表をご覧ください。

後期高齢者医療制度の中止、撤回に関する請願につきまして、継続審査分でございます、請願者住所氏名のところでございます。下の段の紀北医療と福祉を良くする、良くという漢字が書かれております。これをひらがなのよくする会ということで訂正をお願いいたしたいと思っております。誠に申し訳ございません。

議長

議題となる前ですので、許可いたしたいと思っております。

それでは議事に入ります。

日程第1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

7 番 玉津 充君

8 番 尾上壽一君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 委員長報告を行います。

まず、最初に本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件等についての報告をいただき、続いて議員定数検討特別委員会の報告を求めたいと思います。

それでは、各常任委員長並びに特別委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 川端龍雄君。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

皆さん、おはようございます。

平成20年 3月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る 3月12日、午前 9時30分から第一委員会室におきまして、委員 8名出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、危機管理課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例ほか条例改正議案 4件と議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第 5号）と議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算の以上 7件の総務財政常任委員会の審査です。

それでは、審査した議案順により、経過と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

議案の40ページから42ページ「総務課関係」ですが、委員から新旧対照表にもあるように、これは、老人保健を全て後期高齢者医療制度に移行すると捉えてよろしいかとの質疑があり、課長から、新旧対照表に書かれております老人保健に関することは、医療に関することでありまして、新たに4月1日から後期高齢者医療制度に移行されますので、こういう名称に変更させていただくものですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、老人保健においては、各健康保険で医療費等を賄っていたが、後期高齢者医療制度では、少ない年金で生活している高齢者に保険料を賦課するという非常に大きな問題を含んでおりますので、当制度に関連するこの条例につきましては反対いたしますとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数によって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例
議案の43ページから45ページ「財政課関係」の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例
議案の46ページから48ページ「危機管理課関係」の審査を行いました。

委員から、消防団の定数を470人から420人に見直すのは、紀伊長島方面隊の第5分団の解散に伴うということですが、第5分団とはどこですかとの質疑があり、第5分団とは、紀伊長島漁業協同組合にある団でございますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案の49ページから51ページ「危機管理課関係」の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案の52ページから54ページ「危機管理課関係」の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきもの

として決定しました。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

最初に、「議会事務局」所管分については、質疑はございませんでした。

続きまして、「総務課」所管分ですが、歳出32ページ、第2款総務費、1目一般管理費の職員研修費の減についてですが、どういったことから減額が生じたのか、また、どういった研修を行っておられるのか、その内容について説明をしてくださいとの質疑があり、年間を通じて、職員の年齢や役職などに応じたたくさんの研修を行っております。たとえば、自治会館組合から示される日程に職員のスケジュールが合えば参加をするのですが、業務の都合などで参加ができない場合があります、その結果、毎年多少の減額が生じてきますとの答弁でした。

関連して、役職や年齢に応じてそれぞれ研修に参加しておられるとのことですが、研修に参加した場合は必ず復命書の提出をしていただいておりますかとの質疑があり、必ず復命書を提出させておりますとの答弁でした。

続いて、34ページの11目一般訴訟費は、総務費で計上している以上は、総務財政常任委員会の審議の対象になるのではないのか。本来、訴訟費については、総務課で担当すべきではないのかとの質疑があり、一般訴訟費は、総務費で計上しておりますが、総務費には、支所及び出張所費や財産管理費、企画費など、他の課の予算も計上されております。総務費に含まれるものがすべて総務課の業務にかかる予算というわけではありません。

また、訴訟の担当部署については、自治体によってそれぞれ異なります。訴訟に関することにつきましては、紀北町行政組織規則の第3条において、各課の共通項目となっており、関連する部署で担当することと定められておりますとの答弁でした。

また、一般訴訟費については、どの常任委員会で審議すべきなのかとの質疑に、産業建設常任委員会でありますとの答弁でした。

関連して、総務課の中に訴訟担当部署を設けることはできないのかとの質疑があり、当町では現実的には、訴訟の担当部署を設置して訴訟に対する事務を執行するには難しい状況であると思いますとの答弁でした。

また、産廃関連訴訟の予算については総務費、議会などで質疑に応じるのは水道課というのは非常にわかりにくい。産廃関連訴訟を担当するのが水道課であれば、水道事業会計で一般訴訟費を予算計上するなど、誰が見ても担当部署で予算が明確に判るように予算計上すべ

きではないのかとの質疑があり、それぞれの担当課の科目の部分で予算計上すべきなのか、それとも総務費で計上すべきなのかは、財政課の管轄でもございますので、今後町長を交えて訴訟費の予算を計上すべき科目について、協議したいと思いますとの答弁でした。

以上で「総務課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「財政課」所管分については、25ページの15款財産収入の立木売払収入に関連して、スギとヒノキの単価の見直しについて、議会から県に意見書を提出している。過去の単価はヒノキのほうがよかった。国の評価の仕方にも疑問を感じている。当地域はヒノキの産地であるから、町の財産を処分する場合、気をつけるように言ってあったが、その点についてどうかとの質疑があり、ヒノキとスギの単価ですが、22cmで逆転しています。財政課の普通財産の処分につきましては、用地対策連絡協議会の基準により、県が算定した売買契約を締結しましたとの答弁でした。

また、用対連の話は聞いている。用対連はスギの産地で算定し、以降見直しがされていない。当地域はヒノキの産地であるのだから、町独自の基準を持ってしかるべきであるとの質疑に、町といたしましては、東海5県共通の用対連の基準に基づき算定しておりますとの答弁でした。

関連して、町が山を買うときも用対連の基準を元に算定し購入しているのか。何年前に不燃物処理場の用地を購入しているが、用対連の基準を元に購入しているのかとの質疑に、旧海山町において購入いたしました。担当課ではありませんので、詳細はわかりませんとの答弁でした。

また、国の言うとおりのことであれば、町が購入する場合もその基準に基づき購入しなければならないと思うがどうか。購入は町の基準で購入し、売るときは用対連の基準で売買すれば矛盾が生じてしまうとの質疑に、公共工事の場合は、用対連の基準により実施していますとの答弁でした。

また関連して、単価については中部電力、用対連の単価があり、財政課として財産を処分する場合は比較し、有利な方法で売るのが基本ではないのかとの質疑があり、町といたしましては、東海5県共通の用対連の基準により実施しておりますとの答弁でした。

また、ヒノキの産地であるのに、スギの方が高い現状を納得できるのか。要望書を県知事に、意見書を国と県知事に議会として出しているがご存知なのか。また、それに対して回答なり協議したのかとの質疑があり、議会の議決を経て意見書を提出したことは知っておりますが、結果はわかりませんとの答弁に、議会として意見書を提出しているのに、それを無視

するのはおかしいとの質疑があり、高速道路の推進する観点から、用対連の基準によることが望ましいと考え契約いたしましたとの答弁でした。

これに対して、用対連の単価に対して議会として意見書を提出しているのに、執行部も沿うようにしていただきたいとの意見がありました。

次に、歳出34ページ、7目支所及び出張所費の紀伊長島総合支所の減は何ですかとの質疑があり、紀伊長島総合支所庁舎雨漏り補修工事の入札差金ですとの答弁でした。

以上で「財政課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「出納室」所管分については、質疑はありませんでした。

次に、「企画課」所管分については、歳入22ページ、14款県支出金、1目総務費補助金の家庭用新エネルギー普及支援事業の内容はどういうことか。周知方法はどのようにしているのかとの質疑があり、新エネルギーでございますが、その中で一番多いのは、家の瓦の上などにつける住宅用太陽光発電設備でございます。

周知につきましては、広報紙とケーブルテレビで周知させていただいておりまして、何回も行っています。今年度は1件しか申し込みがありませんでした。との答弁でした。

以上で「企画課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「税務課」所管分及び「危機管理課」所管分については、質疑はございませんでした。

以上で、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論に入りました。

反対討論として、19年度一般会計補正予算はいろいろと特別におかしな組み立てをしているし、答弁も一貫していない。予算編成の組方にしても特別に流用戻しをしているなど賛成できない。反対しますとの反対討論がありました。

次に、賛成討論として、今回の補正予算はいろいろ問題点もありました。特に立木の補償単価において、スギよりもヒノキの方が低い評価を受けているのが納得できない。ただ意見書を国と三重県に出し、それを受けて各担当、執行部がいろいろ努力をされ各方面に働きかけを進めておる。その中で見直しの気配がでてきました。この意見書を町長はしっかりと受け止めて活動され働きかけられていますので、賛成の立場で討論します。

次に、反対討論として、流用戻しで訴訟費が出てきた。今回の流用戻しの質問に対して、具体的な答弁がされていない。借地の問題でも昨年と同じで滞納がある。ただ取立てをするだけでなく、期限を決めたらどうかという意見を言ったが、何ら改善されていない。なおか

つ議会の意見書として国・県にあげていて、それに対してどうなのかの質問に、いまだ国・県の単価で物を売ってきたんです。これからもこうすると言い切っている。これは、議会軽視もはなはだしいと思う。訴訟費についても新聞発表があったのは何ヵ月あとだったか。皆にわかって釈明した。今まで通ってきたから、これからも通っていきだろうと思うんだらうが、仮に予算を使いすぎたそれを認めてきた議会が悪いと思う。立木のことはもとより、この訴訟費については不快感を持っている。皆さんに説明してくださいと言ってもしない。けどもう訴訟費を準備している。款と項だけは議会の議決はいるけど、あとはどれだけ流用してもかまわない。そんな感覚でいるのが納得できないと反対の討論がありました。

次に、賛成討論といたしまして、補正予算について、精算部分で随分減額補正となっています。ただ問題部分もありますけど、また流用戻しの件は違法ではないからなんでもやっというということではないが、今後注意することも含めまして、精査によって減額補正ということですから、また訴訟については、住民に大きな負担がかかるという意味では、結果次第では、きちっとした対応をしていかななくてはならないという立場でこの補正には賛成します。

また、賛成討論として、訴訟費のところだけ、これだけは今後よく審議することで、あとは賛成しますとの賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。よって本案の当委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算の総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

まず、「議会事務局」所管分については、一般会計予算の議会費の割合は、前年度は1.4%ぐらいと言っていたが、新年度はどうですかとの質疑があり、平成20年度一般会計総予算に対する議会費の割合は、全体の1.38%でございます。予算書の13ページに記載しております。歳出合計が84億2,510万6,000円に対し、議会費が1億1,601万8,000円ということでございますとの答弁でした。

以上で「議会事務局」所管分の質疑は終了しました。

次に、「総務課」所管分については、歳出50ページの1目一般管理費の町村会会費に関しまして、金額は15万8,000円と金額はわずかですが、本会議で145億円の基金を積んでいるといわれる問題について質疑がありましたので、そのことについて質疑をしたい。それに対して、三重県町村会に関する質疑の件ですが、お話の部分は宝くじ関連のお金を三重県市町村振興協会が基金を多額に積んでいるという話であったかと思えます。三重県市町村振興協

会につきましては、町村会が事務局を行っていると聞いておりますが、直接町村会自体が基金を積んでいたということではないと思いますとの答弁でした。

関連して、町村会が直接行ったわけではないとのことですが、事務局が町村会ということであれば、町村会が取り扱ったお金だと言えらると思っております。

そして、日本桜の会から苗木の提供なども受けておられるんですか、活動の内容をもう少し詳しくお聞きしたいとの質疑に、まず日本桜の会についてですが、1,000本の桜を植樹した際に、苗木を提供していただいたと聞いております。ごんべえ桜の育成の指導など、いろんな形でお世話になっております。

それから、三重県市町村振興協会の基金の件ですが、この三重県市町村振興協会につきましては、市も町も加盟しておりまして、町村会が事務局をお手伝いしているということを知っておりますとの答弁でした。

次に、51ページの本庁舎移転推進事業についてですが、これらは平成20年度内に事業を実施すると思っておりますが、候補地である尾鷲高等学校長島校について県との協議はいつごろまでに行う予定でしょうかとの質疑に、12月定例会で町長がご答弁しましたように、県との協議は昨年町長と教育長が出向きまして一度行ってあります。長島校は候補地の一つという位置づけであり、ここが最適な候補地かどうかということは、調査を行いながら県とも協議をしていきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、50ページの三重TV助成金や日本さくらの会賛助会費など、福祉関係の予算を削減している中で、これらはどうしてもやらなければいけないものか聞きたいとの質疑があり、まず三重TVとFM三重の助成金についてですが、これらは以前から町村会が取りまとめて、各町が助成金を出し合い、毎年各町をPRするテレビ番組等を作成して放送しております。町がPRをする手段として必要であると認識しておりますとの答弁でした。

以上で「総務課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「財政課」所管分については、歳入の24ページの引本港野積場使用料ですが、以前未納があるとのことでしたが、その後どうなりましたかとの質疑に、現在も未納がありますとのことご答弁でした。

それから、何ヵ月か滞納したら、貸付を取消すべきではないか。未納者の業種と使用目的は何ですかとの質疑に、業種は渡船業で駐車場として使用しておりますとのことでした。

また、契約期間は何年かとの質疑に、5年契約ですとの答弁でした。

関連して、他に借り入れしたい人もいますので、期間を5年ではなく、2年から2年半とす

るよう検討していく気がないのかとの質疑に、検討いたしますとの答弁でした。

次に、36ページの土地貸付収入があるが、海山区小松原地区の土地を飛島建設に貸し付けているが、地元の方が説明を受けた使用目的と異なっていること、また、その横の海山建材さんも河川まできているとのことですがどうなっていますかとの質疑があり、使用目的はトンネル工事の骨材再利用及び生コンプラント一式の設置の目的で貸付をしております。現地調査を行い、生コンプラントの設置は確認しておりますとの答弁でした。

関連して、骨材再利用ということは、再生プラントの意味をなすと思うのですが、違うのかとの質疑に、骨材は置いてあるだけの施設ですとの答弁でした。

また、財政課として骨材の再利用をどのように考えているのかとの質疑があり、砂利置場と考えておりますとの答弁に、骨材の再利用ということは、置場ではないのではないかと、現地を確認したが骨材はなかった。再生プラントがなくなったと町への変更申請はあったのか、現状では説明会と話が合わなくなっている。また、水の枯渇も心配され署名運動も起こったこともある。使用水量を確認しているのかの質疑に、骨材は置いてありませんとの答弁でした。

他の委員から、条件を付けて貸し付けているのだから、確認、指導はやるべきではないのかの質疑に、おっしゃるとおりですとの答弁でした。

また、条件のとおりやっていないのではないかと質疑に、生コンプラントは建っており、何度か確認に行っております。との答弁でした。

続いて、原石を持ってきて生コン用に破碎するがプラントはあるが破碎機がないので、浄化するよう水の使用についても指導していかなければならないのではないかと、委員からの指摘でしたが、貸し付け条件の中に入っているのかとの質疑に、現場を確認し検討しますとの答弁でした。

次に、42ページの19款諸収入の雑入に自動車損害賠償金がありますが、事故にかかる分については、事故が起こってから補正対応のほうがいいのではないかと。今年の実績はどうかの質疑があり、19年4月から20年1月で37万996円です。予算の計上につきましては、21年度予算において検討いたしますとの答弁でした。

また、20年度当初予算の編成についてはどうか、平成18年度決算特別委員会でも議論があり、指摘しました流用の処理については補助事業を別にして、流用戻しはしないということではないのかとの質疑があり、原則は流用戻しをせず、補正は流用元を補正いたしますとの答弁でした。

関連して、例えば、19年度5号補正で一般訴訟費は、流用戻しをする予算となっているのはどういうことかとの質疑に、今回の一般訴訟費につきましては、流用戻しをする予算といたしましたとの答弁でした。

また、流用は、町長の裁量でできるとのことですが、急を要する災害などは理解できるが、今回の件については時間があってもかかわらず流用で対応したこと、他の事業はそのまま、訴訟費のみの流用戻しの予算はおかしい。どちらのやり方が正しいのか、また地方自治法220条についての考え方についてはどうかとの質疑があり、今回は例外的に流用戻しをいたしましたとの答弁でした。

また委員から、契約についても議会に対して報告もない、お魚らんの件もあり、議会に相談せず謝った経緯があるにもかかわらず、同じことをしている。時間があつたのに、事前に補正予算に計上せず、流用して対応したことはおかしい。法的に違法ではないのかとの質疑に、議会の議決事項は款項でございます。目の流用については、町長の責任においてやれるということでありますとの答弁に、いくらまでできるのかとの質疑に、総額で議決を得ておりますので、その範囲内ですとの答弁でした。

また、今回の特別に流用戻しとなった理由については、言えないということかとの質疑に、このたびの補正予算につきまして、結果として流用戻しとなってしまいましたことにつきましては、お詫び申し上げますとの答弁でした。

次に、53ページの公用車維持管理費のうち、燃料費540万円の予算ですが、公用車の使用量と単価はどうなっているのかとの質疑があり、単価につきましては、組合と協議し、県より2円安い単価と予算作成時で税抜きで149円です。使用量は年間で3万6,000リッターですとの答弁に、民間との比較はどうなっているのかとの質疑があり、民間より1円安い単価となっておりますとの答弁でした。

それに対して、カードで入れると2円安いことから、町も安くしてもらえないのかとの質疑に、組合と交渉して安くしていますが、今後とも業者と交渉を続けていきますとの答弁でした。

関連して、カードを使う場合は業者は実質5円くらい引かれており、町は大口であるので、単価の値引きについて組合に強く言うべきであるとの質疑があり、努力いたしますとの答弁でした。

以上で「財政課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「出納室」所管分については、質疑はございませんでした。

次に、「企画課」所管分については、歳出55ページの2款総務費、6目企画費の人づくり事業は、過去にどのような事業をしましたか、女性会議の運営事業の中身はどうなっているのか、まちづくり推進総合事業の補助金は本当に必要なのか、町は補助金を出すだけではなく活動事業報告等をもっておるのか、また56ページの銚子川魅力アップ事業について、温泉を掘れば町に負担がかかることが議員研修でも明白になっているのに本当にやるのか、やらないのなら調査する必要はないと思うとの質疑があり、人づくり事業についてはできる限り職員の立案能力・実践能力を高めたいという方向で、電源地域振興センターの研修事業を活用すると旅費の4分の3を戻していただけることもあり、平成19年度は全26項目ある研修メニューの中から研修希望者が参加したいメニューを選び、研修修了後は役場の若手で組織するグループの中で成果を発表していただき、職員のレベルアップをめざしています。

女性会議「きはく」の平成19年度事業につきましては、燈籠制作の手伝いをはじめ、ボランティア清掃活動、四條畷市の環境にかかわるボランティア団体との情報交換を行うほか、県の災害復旧事業についての説明を聞く出前講座を受講しました。また、「牡蠣まつり」の前に白石湖周辺の清掃活動も実施しましたとの答弁でした。

それに対して、何らかの成果はありましたかとの質疑に、環境問題に力を入れていて、ごみ収集箇所にごみ分別化の啓発看板等を設置しています。まちづくり推進事業の平成19年度実績で地域活性化事業助成金は、「きはく七夕物語実行委員会」「長島駅前玉地区活性化委員会」「ふるさと温泉まつり実行委員会」に、地域貢献促進事業補助金は、「手づくり工房ワイワイ」「NPO法人東紀州ITコミュニティ」「NPO法人ふるさと企画舎」に補助しています。

銚子川魅力アップ推進事業については、集客交流が今後の課題であり、将来のことも見据えて計画、検討したいと考えて予算を計上させていただきました。今後、高速道路の整備が進むことで、当地域への来訪者が増えることが予想されるため、通過点とならないよう町内のあちらこちらで魅力ある交流拠点をつくり、町内に降りていただくことも1つではないかと考えております。また、国などの政策補助金などは景気対策などで突然出され、短期間で計画書の作成提出が求められるケースもあり、これらにもすぐに対応できるような体制を整えるためにも調査研究したいと考えておりますとの答弁でした。

これに対し、予算を使ってやることだから、プラスになるようにしなければいけない。補助金を出すだけで終わるのではなく、交付した団体の方々の意見を取り入れて成果を出してみてもどうかとの質疑に、ご指摘のとおり十分気をつけていきたいと思っておりますとの答弁でした。

た。

また、補助金交付団体の事業内容についても町が指導できるようにしてください。人づくり事業の研修については研修内容が決まっているのか、銚子川魅力アップ事業については、温泉を整備するとなれば、排水対策を十分考慮しなければならない。トップダウンで事業を進めるのではなく、住民の意見を聞いていただけないものかとの質疑があり、事業補助金なので内容について評価してあとに交付しています。議員ご指摘のとおり、おかしな内容であれば指摘していきたいと思います。電源地域研修センターの研修内容は、毎年メニューが変わります。銚子川魅力アップ事業については、環境対策についても十分に検討を行い調査したいと思います。便ノ山地区を中心とした相賀6区からの強い要望もあることから調査を行う予算を計上いたしましたとの答弁でした。

以上で、「企画課」所管分の質疑を終了しました。

次に、「税務課」所管分については、歳入14～15ページの住民税の増額要因には、16年災害時の繰越損失から20年度においてすべての控除が終了することも影響しているのではないかとの質疑があり、税源移譲による6%のフラット化は主な要因ですが、災害控除が終了したことも要因にあげられますとの答弁でした。

また、地方税管理回収機構への移管件数が18年度の移管件数と比較して1件に激減しているのはいかな理由によるものかとの質疑に、移管においては、審査会での審査が必要となっており、14件の審査のうち13件については納付誓約などもあり納税意識の改善が認められたので、1件のみの移管となりましたとの答弁でした。

歳出59ページ、1目税務総務費の現況地番図修正にかかる委託とは、法務局の公図の移動修正と同一なものと考えてよいのかとの質疑があり、法務局の公図によらず、課税上の理由による税務課独自の移動修正によるものですとの答弁でした。

以上で、「税務課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「危機管理課」所管分については、歳出の113ページ、8款消防費、5目災害対策費の防災ヘリコプター連絡協議会と防災行政無線管理費の1,479万3,000円について中身はどうかとの質疑あり、三重県防災ヘリコプター連絡協議会に負担をしているものでありまして、防災ヘリコプターの維持管理費の負担金でございます。防災行政無線管理費の1,479万3,000円につきましては、主なものはJアラートの設置費が880万円、防災行政無線の保守点検委託料が199万8,000円でございますとの答弁でした。

同じく災害対策費の自主防災組織対策事業費ですが、自主防災会の位置づけと、災害時の

避難対策を自主防災会だけに任せてよいのかどうかどのように考えているのか。また、自主防災会に関する予算が減ったと聞きしましたが、このことについてはどのようなものかとの質疑があり、自主防災会の位置づけにつきましては、災害が起こった場合の自助・共助・公助の中で、隣近所の方が助け合う共助の部分で位置づけを考えています。

自主防災組織対策事業費につきましては、担当としては、救助工具セット、他に消火器等の備品の購入も考えていましたが、アルミリヤカーの備品購入の予算となりましたとの答弁でした。

また委員から、自助、共助の具体的な方針を行政が示すべきではないか、また要援護者などきめの細かいデータは、それぞれの地区から町に来ているのですかとの質疑に、現在、要援護者の名簿を作成し、自主防災会に渡していますが、共助の部分については、地域の状況をよくわかっている地域の自主防災会の方々のほうが一番よく知っていると思いますので、できるだけきめの細かい、誰が助けるのかというところまで踏み込んでいただくよう地域にお願いしておりますとの答弁でした。

それに対して、お願いするのではなく自主防災会からデータをあげさせて、行政が指導していかなければいけないと思う。任せきりでなく行政が主導をとってやるべきと思うが、具体的に起こったときに誰が指揮をとり、どのようにしていくかというところまで詰めていかなければならない。危機管理課としてはそれが最大の責務であると思うとの質疑に、共助のところは、できるだけ地区の人からの情報を取り入れ、一緒にやっていかなければいけないことは十分わかりますが、今のところ要援護者の名簿は不十分な部分もありますので、地域での確認と民生委員などと連絡をとり精査を進めている最中でございます。

行政のほうはできるだけ公助の部分で、Jアラートなどの防災対策を整備していき、共助の部分については、地域で助けていただくことになりますので、地域のことをできるだけ把握していただきグループでその要援護者を助けていただくとか、お互いに避難するというのを自主防災会の会議においてお願いしていますとの答弁でした。

これで、「危機管理課」所管分の質疑は終了しました。

以上で、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論にはいりませんでした。

最初に、反対討論として、訴訟費が入っています。まだ議会にも弁護士のことでも報告しなかった中で、19年度の一般会計補正予算にも連携してくるので認められるものではない。3月議会では、町民の皆さんが議会はチェックする能力があるのかと、今までの慣例で認めた

ら議員はいらない。新聞に破綻、または破綻に近い自治体の悪かったところは執行部も悪いけど、それをチェックしなかった議会も悪いと指摘されている。12月議会でも訴訟費に関しては、お魚らんの件でも仮執行したときにも、なぜ予算措置しなかったかということで町長も謝った経緯があり、議員が忘れもしないうちに、今度はそれよりひどい委託契約までして事後報告で事後処理の予算を認めてよいということは、議員としてできるものではない。今度は町民も黙っていないと思うし、そういうことで反対させてもらいますとの反対討論。

次に賛成討論として、今までの当初は、ずいぶん反対してきましたが、しかし今度の20年度予算は当委員会の部分以外にはずいぶん得るところがある。命や苦しい人を守っていく予算が含まれているので、今後一年間より町民のため政治が行われることを要望しまして賛成いたします。

次に反対討論として、訴訟の関係ですけど海山の町民が動揺しているわけです。弁護士にしてもきちっとした弁護士を、やっても勝てない弁護士を使うのか、聞く耳を持たない。今一番必要な予算を組まないかんということは何かということを書いてきたが、そのことは加味されていない。町長の姿勢はいかがなものかと思う。議員と対話して予算を組んでもらわないと承認できないと思う。賛成しなければいけない部分も多々あるけれども、姿勢そのものに問題があるので反対します。

次に、賛成討論として、いろいろ重要な生命に関わるような予算案が入っています。特に学校の安全性を考えた20年度から始まる相賀小学校の改築設計にしても、未来、将来重要な子どもたちが学んでいる校舎でございます。是非ともこれを早く行っていただきたい。そのようなことで賛成討論します。

次に、反対討論として、町長は、最高裁で負けたが、事業はできないと確信していますとおっしゃった。町長は十分説明もしないで予算を組んでくる。これを認めるということは、責任が伴うとするならばどうやって町民に詫げるか、町民にプラスにならない。訴状がきてから皆さんに説明するといっておきながら、すでに弁護士を決めているは金を払っているようでは、これに賛成して裁判に突入したら、とんでもない結果が出るに決まっている。まず話し合いをして、どうしてもラチがあかんということならやむを得ないが、町長の認識を改めなければとんでもない方向にいつてしまう。そういう意味で反対しますとの反対討論でした。

以上で討論を終了しました。

次に採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会関係部分については原案のとおり可決

すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託された7案件についての、審査の経過と結果報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 松永征也君。

教育民生常任委員長 松永征也議員

平成20年3月議会定例会、教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

皆さん、おはようございます。

平成20年3月議会定例会において教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る3月10日、午前9時30分から第一委員会室におきまして、委員7名、全員出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した方は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例ほか条例改正議案2件と議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）ほか特別会計補正予算3件、議案第26号 平成20年度一般会計予算及び特別会計予算ほか4件の以上12件の審査であります。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の審査を行いました。

議案の1ページから4ページ「住民課関係」であります。第7条の罰則について、10万円以下の過料とあるが他市町と同じなのか、また法令・根拠に基づいて決まっているのかとの質疑に、今回の後期高齢者医療制度ですが、これは三重県内の全市町が広域連合に加入して決めたもので、県下統一したものでありますとの答弁がありました。

また、この後期高齢者医療制度ですが、2月号広報で保険料、3月号で給付についてお知らせされておりますが、また各地で説明会が実施されてはおりますが、参加者が少ないと聞いております。説明会の周知の方法をお聞きしたいとの質疑に対しまして、広報に掲載するとともに各老人クラブの会長に案内を出して周知を図ったという答弁でした。

また、保険料は年金から天引きされるという厳しいことになるわけだが、保険料の徴収等について個々に通知されるのかとの質疑があり、特別徴収が4月から開始されるので、額が決定された段階で通知を行いますとの答弁でした。

また、罰則の規定もあり、制度の内容も十分理解されていない中で、4月から一方的に実施されることであり、引き続き制度の理解には十分な配慮をお願いしたいとの質疑に、制度が4月から施行されるが、出前講座等の要請があれば対応したい。また窓口においても理解を得られるよう十分説明に努めますという答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、今、国会内でも大きな問題となっている、高齢者から年金天引き等、憲法25条の生存権をおびやかすなど、差別的な医療制度であるとの反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともにございませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

第5条の自己負担2割について、対象年齢が3歳未満から6歳未満に引き上げられたが、この根拠要因について説明してくださいとの質疑があり、今回の改正は健康保険法の改正に伴って国民健康保険においても就学前まで引き上げることになったもので、本町においても引き上げることといたしました。例えば福祉医療においても乳幼児医療が就学前まで引き上げようという社会的な背景がございますとの答弁でした。

また、第5条の70歳から74歳の方について、激変緩和措置がとられている。負担が2割になるところを1年延長されたが、その条項はどこに規定されているのか。また葬祭費を3万円から5万円に引き上げる理由と近隣市町の状況を聞きたいとの質疑があり、国は70歳から74歳の方の一部負担金にかかる特例措置として要綱に定めておりますので、特段この条例で定める必要はございません。また葬祭費については、後期高齢者医療制度において5万円を支給することになりますので整合性をとるとのことと、近隣では、尾鷲市・熊野市が4万円から5万円に改定される見込みでありますとの答弁でした。

また、東海地方では紀北町だけが唯一高医療市町村に指定されている。したがって、特に保健事業には力を入れてもらいたい、課長はどのような考えを持っておられるかとの質疑があり、住民課だけではなく、町を挙げて取り組む問題だと考えています。例えば福祉保健課と連携をとり、4月から特定健診・特定保健指導が始まりますので保健師が40歳から74歳まで

の方の健診結果に基づき着実に保健指導していくことによって、将来には医療費の削減になると考えておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。

次に討論に入り、反対討論はございませんでした。

賛成討論として、改善される面とそうでない面が含まれて、判断が難しいが、特に医療制度関係には問題がある。しかし、一部負担金の年齢枠が改善されるとか、葬祭費も引き上げられることなどによって賛成とするという賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の教育民生常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分について後期高齢者医療制度運営にかかる電算事務委託料の補正額 367万 5,000円は、毎年必要となる経費なのかとの質疑に、これは後期高齢者医療制度における保険料徴収システムにかかる経費で、今年度のみ経費であるという答弁でありました。

以上で「住民課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「福祉保健課」所管分について、配食サービス事業の 292万 1,000円の減額について、なぜ減額なのかとの質疑があり、当初予算は、若干余裕をみて予算を計上しておりました。内容は、1日当たり 100食を計上しておりましたが、結果的には80食の見込みで減額させていただきました。1つの要因としては病院へ入院や施設へ入所などで減になっておりますとの答弁でした。

これに関連して、19年度で個人負担金が1食 300円から 400円に引き上げられておりますが、このことについての影響はないかどうか判断しているのかとの質疑に、個人負担金の引き上げについてアンケートを実施しましたが、引き上げによる影響はないと判断しております。400円でも有り難いと喜んでもらっておりますとの答弁でした。

給食サービスに関連して、これまで 365日実施していたのが今は月曜日から金曜日までとなっているが、この制度の目的は、住み慣れた我が家で1日でも長く生活できることを援助することであると思うが、土・日が欠けることによって、やむなく施設へ入所するというようなことは考えられるのではないかと危惧するが、そういうケースはないですかとの質疑があり、把握している限りでは聞いておりませんと、社会福祉協議会等のケアマネージャーに

よるケアプランに基づき、ホームヘルパーによる家事援助などの利用があるように開いておりますとの答弁でした。

以上で、「福祉保健課」所管分の質疑を終了しました。

次に、「環境管理課」所管分について、物品売払収入の増についてですが、資源ごみが相当地に値上りしているということですかとの質疑に、単価は入札で年度当初に決定しており、資源ごみの量が増えたという答弁でした。

また、資源ごみの増量の原因は何であると考えますかという質疑に、町民の皆さんの分別の意識の向上とご協力が資源ごみ量の増加につながっていると考えますというの答弁でした。

また、年度当初に入札することは以前から行っていることですか、時期によって単価の変動があるので短い期間で入札を行った方が収益が上がるのでないですかとの質疑に、年度途中での単価の変動の把握が困難なため、年1度で入札を行っていますとの答弁でした。

以上で、「環境管理課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「学校教育課」所管分について、奨学金貸与事業で 318万 4,000円と大きな減額となっているが内容はどうなっているのかとの質疑に、この減額については、当初大学生10名、高校生10名を予定しておりましたが、実際には大学生 3名、高校生 2名の 5名の応募になりましたので、15名分の減額となったことが主な原因ですという答弁でした。

奨学金の貸与で大学生 3名、高校生 2名の計 5名と少なくなっているが、その原因は把握しているのかとの質疑があり、平成19年度の貸与者につきましては減になりましたが、過去の年度の貸与状況としましては、18年度12名、17年度 7名、16年度17名の奨学生に貸与しております。毎年同じように公募しておりますが、年度によって貸与人数が違う状況でありますとの答弁でした。

以上で、「学校教育課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「生涯学習課」所管分については質疑はございませんでした。

以上で、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）に関する教育民生常任委員会所管分の質疑はすべて終了しました。

討論はございませんでした。

次に採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

出産育児一時金について、455万円減となっているが、国保加入者の出産件数の状況を聞きたいとの質疑があり、当初予算においては過去の出産実績をもとに予算を計上しましたが、本年度においては、例年に比べ出産件数が非常に少ない状況となっているため減額補正させていただきますとの答弁でした。

続いて、保険料について減額補正されているが、徴収率が原因なのかお聞きしたい。また国保ヘルスアップ事業について408万円の減額となっているが、この事業の実施状況はどうであったのかお聞きしたいとの質疑があり、当初では96%の徴収率で収納額を見込んでおりましたが、本年度の状況をみますと、当初で見込んだ徴収率を下回る見込みであるため減額補正いたしました。これまで国保においては差押えを行ったことはございませんが、これからは差押えも視野にいれながら取り組む必要があるのではないかと考えております。国保ヘルスアップ事業につきましては、教室の内容等は前年度同様に実施してまいりましたが、補助金につきましては、当初見込んでおりました特別加算がカットされたため、その部分について減額補正したものでございますとの答弁でございました。

また、保険料の滞納者について、真面目に納めている方と不公平が生じることになる保険料の徴収について全力で取り組んでいただきたいとの要望意見がありました。

以上で質疑を終了しました。

討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたします。

次に、議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑及び討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

職員人件費の減108万円の理由は何ですかとの質疑があり、人件費につきましては総務課で管理しておりますが、精算見込による減額と聞いておりますとの答弁でした。

以上で質疑が終了しました。討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算のうち、教育民生常任委員会関係の審

査を行いました。

最初に「住民課」所管分について、歳入の住基カード手数料4万円について、1件当りの手数料は500円であるため、80人で見込んでいることになるが、現在の登録者数をお聞きしたいとの質疑があり、本年1月末では交付件数は199件、その内、有効カードが192件でございます。交付見込者数につきましては、税申告時にe-タックスを利用すれば5,000円の税額控除が認められることや、法改正により戸籍等の交付申請時に本年5月から身分を証明するものの提示が必要となるため、住基カードの発行が増えるのも見込んで80件を見込んでおりますという答弁でした。

また、裁判員候補者名簿調整のための既存住基システム改修費交付金について、裁判所から当町に裁判員候補を選出する要請があった時点で、この交付金を使って改修したシステムで無作為に抽出し報告する話だと思うが、選ばれた方が適正かどうかは判断せずに機械的に報告することになるのかとの質疑があり、裁判所から選挙管理委員会に依頼が来ることになり、当町においては70名ほど割り当てが来ると聞いておりますが、選挙管理委員会から住民課への依頼をもとに対象者を選出し、選挙管理委員会から裁判所へ70名分の名簿を送付することになります。裁判所のほうでその名簿の中から対象者を選出することになりますとの答弁であります。

乳幼児医療費補助金について、現在は対象が4歳未満となっているが、県は制度改正案として対象を義務教育就学前まで拡大し、自己負担2割徴収する内容を打ち出し、県議会、県内市町においても混乱が生じたが、最終的にどのようなようになったのか説明願いたいとの質疑があり、県と市町の担当で検討委員会を立ち上げ協議した結果、制度改正方針が打ち出されたわけですが、県議会に報告したところ自己負担金の徴収について難色が示されたため、再度各市町の首長に対して、アンケートの実施や協議をしたところで、一部負担金の徴収については反対者見が多い状況でございました。対象年齢については、就学前まで引き上げることに賛成が多かったため、その方向で現在進んでおりますとの答弁でした。

また、河内集会所建設について質疑があり、建設面積は約110㎡、構造は木造平屋建てでございまして、間取りなどについては予算化後に地元と協議して進めていくことになります。また建設予定場所については河内集落へ入る手前の道沿いに法定外公共用地がございまして、そこに予定しておりますとの答弁でした。

また、法定外公共用地とは、どのような土地で所有者はどこなのかという質疑に、もともとは国の所管でございましたが、現在は町有地でございましてとの答弁でありました。

また、集会所の建設予定地は現在の区民会館から離れているが、区民の方は了解しているのかの質疑に、現在の場所は集落の近くにあって利用しやすいが、駐車場が狭い状況があることや、本施設は選挙時には投票所となり、その対象となる細野地区にとっては会場が近くなるということから総合的に判断させていただきました。またこの件につきましては、区の役員会に了解していただいておりますとの答弁でした。

また、無料法律相談における報償費は件数に関係なく、1回いくらということなのか、また利用実績について1回当たり平均で何名の相談があるのかとの質疑に、1会場3万1,500円を支払っており、利用実績につきましては1回平均で5人から6人となっておりますとの答弁でありました。

以上で、「住民課所管分」の質疑は終了しました。

次に、「福祉保健課」所管分については、歳入、赤羽寮への町外者入所分について町外から何名入所されていますかとの質疑に、3名とのことでした。

地域支援事業の受託事業の2,418万6,000円の事業の内容を説明して下さいとの質疑があり、地域支援事業は介護予防が主なものとなっております。介護予防につきましては前年度に引き続いて高齢者が要介護状態に陥ることのないよう転倒予防、認知症予防等の予防事業などを実施するものでありますとの答弁でした。

関連して、費用は全額受託費ですか、それとどのような方法で事業を実施しているのかとの質疑に、全額、紀北広域連合からの受託事業です。内容については今回新たに生活機能評価事業の委託料等、引き続き各事業所へ委託して介護予防事業を実施したいという答弁でありました。

次に、各種検診の負担金で検診の受診率が下がっていることについて、個人負担金の引き上げが影響していないかとの質疑に、実績では若干下がっております。影響はないとは言えませんが、基本的に自分の健康は自分で守るということで検診の重要性を十分今後啓発していきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、新規事業の腎臓機能障害者通院交通費補助事業について、交通手段については制限があるのか、月6回以上の回数は制限がないのか、申請の方法について詳しく説明されたいとの質疑があり、交通手段については、交通の手段は問わず病院での通院証明書により判断します。回数についても月6回以上であればほとんどの透析を受けられる方を網羅でき、申請については利用者の煩雑さを少なくするために6ヵ月分まとめて申請とし、病院での通院証明等で判断する方法ですという答弁でありました。

配食サービスですが、業者で献立表はたてているのですかとの質疑があり、献立表は作成していない。しかし、栄養バランスには十分気をつけてもらうようにしております。業者としては食材の関係でそのときその日にとれた新鮮なものや使いやすいものを利用してまいりますので、献立表の作成は難しいと聞いておりますとのことであります。

次に、老人クラブ活動育成事業の内容を説明して下さいとの質疑があり、内容としましては連合会としての全体の活動費と、老人クラブ単位クラブ活動費の補助金でありますと、積算根拠としては均等割りと人数割りになっております。ほかに健康づくり事業、レクリエーション事業等の補助金でありますと、財源としては県からの補助金があり実績にもとづいて補助をいたしているという答弁でございました。

福祉有償運送協議会運営事業ですが、運営状況と効果がみられるのかどうか、どういう方が利用されているのか、1日平均の利用者数を説明してくださいとの質疑があり、協議会は尾鷲市との広域で運営しておりますと、審査等はこの協議等において行っていますと、利用者はNPO法人、社会福祉法人等の福祉有償運送を利用しており、利用される方は基本的には要介護1以上となっておりますが、それ以外でもやむを得ない理由があれば状態をみて利用してもらっておりますとの答弁でした。

母子保健事業の妊婦健康診査であります、2回から5回になったということで近隣市町の状況はとの質疑があり、これは県下統一して実施をするものですとの答弁がありました。

以上で「福祉保健課」所管分の質疑は終了しました。

次に、「環境管理課」所管分について、物品売払収入で900万円計上されていますが、平成19年度と同額で上がっており、平成20年度も3月補正で計上された部分の考慮なしの同額になっていますが、どのような理由ですかとの質疑に、資源ごみについては単価の変動が考えられるため、昨年度の額と同額を計上させていただいておりますとの答弁でした。

墓地事業についてはどこの墓地をさすのかとの質疑で、紀伊長島区にありますと、町営墓地のことですとの答弁であります。

次に、RDFの引き取り委託料で、県が9,420円と言っているなか、5,058円で単価をみているが、このことについてどのように考えていますかとの質疑があり、リサイクルセンターのRDF引取等委託料は、県企業庁で処理していただいておりますが、5,058円の単価で計算しております。海山と長島のリサイクルセンターのRDFの処理量としては3,400tで、1,719万円を計上しているという答弁であります。

次に手数料1,027万円ですが、ダイオキシンの検査手数料になるのですかとの質疑

があり、この手数料はリサイクルセンターの 680万円と不燃物処理場が 229万 5,000円、衛生センターが12万 2,000円、廃食油が48万 3,000円、資源ごみリサイクルの45万 1,000円、それを合わせて 1,027万円となっております。その中でリサイクルセンターについては、ダイオキシンの測定分析や浄化槽の点検、車検手数料となっておりますとの答弁であります。

次に、ダイオキシンにかかる費用は、うちどれくらいで、年何回測定を行いますか。との質疑に、この手数料の中でリサイクルセンターにかかるものは 680万円で、うち測定分析料は 327万 6,000円です。法定回数は年 1 回ですが、年に 3 回の測定分析を行う予定でありますと、昨年度も 2 回測定したとの答弁でした。

また、12月の再稼働後、ダイオキシンの検査結果はどうかとの質疑があり、今年 2 月に行った測定の結果はまだ出ておりませんが、それまでのデータは問題はありませんでしたとの答弁でありました。

ダイオキシン類作業指導者行政研修会への負担金 1 万 4,000円ですが、これは参加負担金ということでよろしいのですかの質疑があり、参加負担でありますとの回答であります。

また、こういった研修会はどしどしと参加すべきで、わかっている範囲内で内容説明してくださいという質疑に対し、18、19年度はリサイクルセンターの火災やダイオキシンの問題などがあり出席しておりませんが、今後は積極的に参加をしていきたいと思っておりますという答弁でありました。

関連して、ダイオキシン問題が発生した中、研修は是非受けてほしいという要望意見がありました。

次に、「学校教育課」所管分について審査をいたしました。

まず、スクールバス購入について、故障した場合等は緊急を伴うことも考えられることから、近くの業者に修理を依頼するほうが良いと思われませんが、入札についてはどのような業者で入札する予定なのかとの質疑がありました。今回のスクールバスの購入につきましては、26人乗りのバスを予定しておりますが、入札につきましては町内業者を中心に検討していきたいと考えておりますという答弁でありました。

次に、休校学校管理事業について、平成20年度の新規事業ですか、また今後も継続していくものですかとの質疑があり、休校学校管理事業につきましては、平成19年度は総務費の総務管理費に計上しておりましたが、平成20年度より学校施設の維持管理ということから教育費の小学校管理費に計上しております。今後も継続していくものでございますとの答弁でありました。

関連して、休校している学校はどこなのかとの質疑があり、平成10年3月に休校した白浦小学校と平成15年3月に休校した島勝小学校ですとの答弁でありました。

次に、相賀小学校の改築に伴う調査設計の委託料について、相賀小学校は災害時の避難場所に指定されているが、設計において防災面も考慮するのかとの質疑があり、今回の調査設計につきましては、地域の方々、また相賀小学校等関係者の方より要望を十分聞き、その要望をできるだけ取り入れ、コンペ方式の設計競技を行う予定であります。その設計競技原案に防災面も考慮するようにいたしたいと考えておりますとの答弁でありました。

また、コンペ方式の設計競技の案を作成するときに、学校の要望をどのように聞くのかとの質疑に、設計競技の原案を作成するときに、小学校の関係者やPTA代表等の意見を聞く場を設けて要望を取り入れるようにしたいと考えておりますとの答弁でありました。

関連して、コンペ方式の設計競技をする場合は、具体的にどのような設計ができていくのかとの質疑に、地域の方や学校関係者等の要望を聞いて、町より設計条件を付けて、コンペ方式で基本設計を決定する予定であります。コンペ方式で設計案を決定したあとも、可能な限り要望を取り入れるようにしたいと考えておりますという答弁でありました。

また、調査設計に合併特例債を充当しているが、実際の学校改築にも合併特例債の活用を考えているのかとの質疑があり、改築につきましては、安心・安全な学校づくり交付金が55%交付される予定であり、補助残について合併特例債を活用する予定でありますとの答弁でありました。

それから学校給食について、現在問題となっている中国製の材料は使用していないのかとの質疑があり、中国製餃子の問題が起こってからは、食品の安全性を確保されるまで、JTの関連会社の食材は一切使用しないようにしておりますとの答弁でありました。

次に、給食施設費の中の職員1名増員と備品購入費の内容の説明をとの質疑があり、職員1名の増員については町の栄養士1名の増員であります。また、備品購入費につきましては、小皿等の食器類を2年間で買い替えする予定ですとの答弁でありました。

以上で「学校教育課」所管分の質疑を終了いたしました。

次に、「生涯学習課」所管分については、歳入、教育施設使用料の中で、紀伊長島区・海山区の公民館使用料ですが、使用料についてどの部分が有料で、どの部分が無料なのか、説明してくださいという質疑があり、公民館の使用料については生涯学習講座やサークル活動などを無料としておりますと、また営利を目的としない民間団体へのチャリティーコンサートなどは有料として使用を認めているという答弁でありました。

歳入の放課後子ども教室推進事業補助金について詳しく説明して下さいとの質疑があり、紀伊長島区、海山区で実施している、いきいき子ども学園の運営費でありますと、紀伊長島区では毎週水曜日、海山区では第2、第4水曜日に、また土曜日、夏休み等に小学生を対象にして講座を開催している事業で、この事業に対しての国県の補助でありますという答弁でありました。

これについて、例えばどのような事業をやっていますかとの質疑があり、例えば水曜日は、小学校が午後から休みなので、2時ぐらいからニューススポーツ等の講座を開催しておりますと、また土曜日については先日も紀伊長島区で両区合同のウォークラリーを開催したりとか、さまざまな事業をやっておりますとの答弁でした。

次に、町体育協会補助金の190万円ではありますが、前年度に比べ10万円の減になっておりますが、どういう理由ですかとの質疑があり、町行財政改革の中で補助金については、一律引き下げることになっており減額させていただきましたということでありました。今後についても各団体への補助金については、事業内容等を十分考慮しながらやっていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

また、体育協会ですが、加盟団体や人数も減っていない、スポーツを振興していこうと頑張っていると思います。補助金を一律に減らすのではなく、頑張っている団体には補助金を減らさないようにしてほしい。

また、美し国三重市町対抗駅伝補助金の50万円についてであります。12月のときには、第2回目の大会があるかわからないということでありましたが、今回予算が計上されたということは、第2回目があるということに理解してよろしいですかと、また19年度の予算は80万円でしたが、20年度は50万円の予算でやっていけるということですかとの質疑に対し、来年は第2回目の大会があるかどうかということですが、県に確認いたしました。行う予定だという答えをもらっております。また、他の各市町にも照会しましたが、ほとんど市町が当初予算に予算を計上している状況であります。

また、予算額についてであります。今年のユニフォームを教育委員会で保管して次年度以降も使用することにしましたので、今回の予算はユニフォームがないということで、前年の80万円の予算に比べ、今年は30万円を減額して50万円にしましたという答弁でありました。以上で、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算に関する教育民生常任委員会所管関係の質疑はすべて終了しました。

討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については原案のとおり

り可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行いました。

歳入、督促手数料を500件見込んでいるが、保険料滞納者に対し、どのように徴収を行っているのかとの質疑があり、未納者については職員が訪問・面接をし、分納誓約書等により支払計画を立て、支払いをお願いしている状況ですとの答弁でした。

また、国保の資格証明書発行などの措置も出てくると思うが、たまってくと支払いが困難となってくるので、普段からコツコツと徴収に努められたいという要望意見があったことを付け加えさせていただきます。

また、葬祭費支給事業について1件5万円、63名分で総額315万円となっているが、前年度の予算額600万円で1件3万円、200名に対し減額となっているのはなぜかとの質疑があり、後期高齢者医療制度で、75歳以上の方の葬祭費を支出することになるということで、国保側の対象者が減になるためであるという説明でありました。

新規事業の特定健康診査事業で、1,584万1,000円が計上されているが、これは義務づけられた事業なのか、努力義務なのか、また実施方法はどうかとの質疑に、この事業の対象は40歳から74歳までの方となり、制度改正により保険者に特定健診、特定健康保健指導が義務づけられておりますと、紀北町の国保においては個人健診により実施する予定で、対象者に通知を出し各自で医療機関において健診を受けていただき、その健診結果を本人と町に届くこととなりますと、そして、その健診結果に基づき、保健師が要指導者に対し保健指導を行うこととなりますとの答弁でありました。

関連して、国保連合会との関係はどうかとの質疑に、データはすべて健診機関から国保連合会を経由して町に送られてきますという答弁でありました。

また、特定健診については、自分の希望する医療機関でやってもいいものなのかとの質疑に、三重県の医師会と契約することになるので、県下どこの医療機関で受診しても良いわけですと、健診の結果、要指導となった方には、町の保健師が症状を改善するための保健指導を行っていき、将来的には医療費をいくらかでも低減させることがこの事業の目的でもありますとの答弁でありました。

また、これまでの町の健診はどうかとの間に、これまで老人保健法の関係で町の各地区で行っていた一般住民健診は、この4月からこの特定健診制度に変わることになりますとのことであります。

また、これまで集会所でやっていたものが、個別に医療機関へ行くことになるのか。また、

案内通知はどうするのかとの質問があり、これに対し40歳から74歳までの方に、健診を受けるための受診券を送付しますので、それを持って各医療機関で受診していただくこととなりますとの答弁でありました。

また、健診で個人負担金があるのかとの質疑に、個人負担金は1,000円ですと、これまでの住民健診の額を踏まえて同じ額にしておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしております。

次に、議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数 よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行いました。

最初に、保険料の賦課方法と月額保険料について伺いたいとの質疑があり、国保料については、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式により算定しますが、後期高齢者医療制度における保険料については所得割と均等割のみで算出しますと、所得割については6.79%、均等割額については3万6,758円となっておりますが、均等割につきましては、所得状況に応じ、7割・5割・2割の軽減がございます。

例えば一人世帯で基礎年金の79万円しかもらっていない方についてはですね、7割軽減の対象となり、年間1万1,027円の保険料となります。月額では919円となりますとの答弁でした。

また、これまで保険料を払っていなかった被扶養者に対する措置はどうなっているのかとの質疑に、激変緩和措置により20年度まで、半年間は保険料の所得割、均等割とも無料とし、残りの半年間は所得割を無料、均等割については9割軽減とされますとの答弁でありました。

次に、後期高齢者医療制度における医療費の負担割合は、現在の老人保健医療制度と比べどのように変わるのかとの質疑があり、全体医療費の内、半分は公費負担となりますと、内訳は国が3割、県と町はそれぞれ1割の負担となっております。また、全体の4割は現役世代からの支援費によるものであり、残りの1割は新たに発生した保険料によるものでありますとの答弁でありました。

また、医療機関での自己負担についてお聞きしたいとの質疑があり、自己負担については老人保健制度と変わらず、現役並みの所得者につきましては3割、それ以外の方は1割でご

ございますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了しました。

討論に入り、反対討論として、保険料の比較のみにとられるのではなく、制度そのものの根幹に関わる考え方、また今後の医療制度のあり方に問題があると考えてるので、本議案に反対しますという反対討論がありました。

賛成討論は、ありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された12案件についての、審査の経過と結果報告を終わります。

続きまして、継続審査となっております、19年12月定例会におきまして、閉会中の継続審査となっております請願第7号ですね、後期高齢者医療制度の中止、撤回に関する請願につきまして、審査の結果と経過について、ご報告いたします。

去る2月20日、午前9時30分から、委員7名全員出席のもとで開催をいたしました。説明のため出席した者は、住民課長以下職員の出席がありました。

紹介議員から請願に対する補足説明のあと、質疑に入りました。

質疑では、12月の時点では国県の方針に未確定の部分が多くあったと、今の時点でどのように固まってきたのか、また制度の背景も含めて聞きたいという質疑がありました。

答弁としては、国の医療制度改革により本年4月1日から75歳以上の高齢者にかかる医療費について、医療保険財政基盤の安定化を主要な目的として従来の老人保健制度から、全市町村が加入する広域連合を運営主体として、独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度を実施することになるということです。

それで背景としてはですね、1つに後期高齢者が国民健康保険、または被用者保険に加入し、それぞれの保険料を払いつつ、納付市町村から受ける仕組みであることから、保険料の決定主体である医療保険者と給付主体である市町村は別であり、財政運営の責任が明確でなかったということ、もう1つはですね、市町村が医療保険の保険料から拠出と公費と財源として運営する仕組みで、拠出金の中に現役世代と高齢者の保険料が区分されておらず、費用負担関係が明確でなかった。いわゆるですね、これまでの老人保健はですね、支払うだけの

制度であったということで、費用負担等の責任は明確でなかったということが背景にあるということです。

いろいろ詳しく説明を受けたわけなんですけども、ほか主な質疑としましてはですね、保険料負担は1割が固定と思うが、将来的に引き上げられていくのかとの質疑があって、保険料の1割というのはですね、もう決まっておりますという答弁でありました。また、平成18年12月定例会で後期高齢者医療広域連合設立のですね、協議のところでは賛成していると、部分的に疑問点を感じる場所もあるが、まだ実施していないところで中止、または撤回ということはいかなものかと考えているという意見や、また国の制度としてこの4月1日から発足する見通しをするわけで、見直しを求めるといふことならわかるが、中止、撤回をという請願には納得しかねますという意見などが出ました。

以上で、質疑を終わり、討論、採決に入りました。

討論はなく、採決に入り、本請願は賛成少数で不採択すべきものとして決定いたしました。以上でございます。

議長

ここで11時30分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 17分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11時 30分)

議長

委員長報告の順序をちょっと変更させていただきまして、次に議員定数検討特別委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

平野隆久君。

議員定数検討特別委員長 平野隆久議員

それでは、ただいまより議員定数検討特別委員会の第1回から第7回までの審査の経過、並びに結果の報告をいたします。

第1回は、平成18年12月21日に、議員控室において、議長を除く委員21名全員出席のもと、正副委員長の互選を行い、委員長に平野隆久、副委員長に松永征也氏が全員一致で推選され、決定されました。

また、委員会の運営方法については、

1. 調査期限は、委員会の結果が出るまでとする。
2. 会議録は、テープによる全文とする。
3. 会議は、原則公開とする。

等が確認されました。

第2回は、平成19年1月26日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員21名全員出席のもと行われ、今後の役員会の開催場所についての審議が行われました。

役場本庁舎本会議室と、役場本庁舎別館3階大会議室の意見が出されましたが、役場本庁舎別館3階大会議室に決定されました。

また、当委員会の放映をしたほうが良いのではないかと意見が出され、次回の委員会において検討するということで確認され、散会となりました。

第3回は、3月1日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員21名全員出席のもと、当委員会を放映するかどうかについて審議されました。

企画課長より説明があり、企画課と議会事務局とZTV関係者と別館3階大会議室の会場を見て検討した結果、撮影方法については、会議形式が囲い込み方式であるため、2カメラスイッチャーで合計3名のZTV技術者が必要であり、編集については定例会と同様の休憩時間のみカットで、テロップについては放送前のテロップのみということで、また放映時間については1週間通して放映すると、町の話題とか行政放送ができなくなる。仮に前の週の終わりの水曜日と、次の週の初めの木曜日の2日間の放映が良いとするなら、この特別委員会の放映の費用はZTV技術者3名分と、機材持ち込み費用だけで済み、1回の放映につき22万500円かかりますとの説明を受け、その後、質疑に入り、委員会の開催は不定期で

あるが、町の話題のところにさし込みができないのかの質疑に対し、調整はしなければならないが可能である。ただ、委員会の撮影料金はかかるとの答弁であった。

また、職員が撮影してZTVで放映をしてもらえるのかの質疑に対し、ZTVで使っている機材は職員では使えないし、発言した委員へのズームとか、映すタイミングを上手くできるかは難しいとの答弁でした。

また、いつから放映を開始するか審議に対し、委員から次回からではなく、発言回数等の進行上の手順をきちっと決めてから放映すべきだ。町民の方々にはその議論も含めて放映すべきであり、次回に結論が出る可能性もあるのだが、次回から放映すべきである等の意見が出されました。

その後、採決に入り、放映するかどうかについては、賛成多数で放映することで可決されました。また、放映を開始する時期においては賛成多数で次回より放映することで可決されました。

その後、今後のスケジュールをどうするか意見の中で、公聴会を開催すべきとの意見や、報酬の問題も含めて議論をするべき等の意見が出されましたが、この意見も含め、次回の委員会で今後の審査のあり方や、スケジュールについての検討するということとし、次回の日程については4月以降とすることが決定され、散会となりました。

第4回は、ZTVによる撮影が開始され、5月21日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員1名欠席、20名出席のもと行われ、今後の委員会の審査のあり方やスケジュールについてということで委員会が始まり、最初に、各議員の考え方や議員定数というのはどうあるべきかの意見を、述べてもらったかどうかという意見が数名の委員から出され、委員長を除くすべての委員が意見が述べられました。

意見の内容としては、議員数を一旦減らしてしまったら今後は増やすわけにはいかないもので、減にする場合は慎重に考えるべきである。人数を減らすことによって予算は少なくなるであろうが地域格差も出てくるので、いろいろな町民の意見を汲み上げていく数字でなければいけないので、その部分を加味して定数を考えていかなければいけない。

尾鷲市と比べて財政論で話をするならば、議員1人の報酬が1月11万円違う。ほかの市町村もみながら検討すべきである。また公聴会やアンケートをして町民の声を集約することが必要である。

住民請求があったのは財政の問題じゃなくて議員の資質が問われている。チェック機能ができない議員は必要ないのだから減らすべきである。この4年間の任期の中で、いろいろな

仕事をしたり、勉強したり、住民の意見を聞いたりして、最後の議会で決めたらよい。

合併して広い地域となって、隣の町ではあったが、なかなか町名すらいまだわからないのが現実である。その状況を考えると、議員数を減らすことによって問題が出るし、町民の声が届きにくくなる。だから慎重に検討していかなければいけない。

2町が合併して1町になったわけだから、従来の32名の半分の16名になるのが当然である。あらゆる面でメリット、デメリットを検討し、慎重に考えるべきである。

財政の窮迫と議会の活性化を図っていくために議員数は減らすべきである。

現在でも議員空白地区が出てきている。それが地区住民の方々にとって住民サービスの低下になっていないのかどうか、調査研究をすべきである。

いろいろな町民の意見を聞いてから、我々は最後に判断をすべきである。

尾鷲が16名だから紀北町も16名だというのはおかしい。紀北町のほうが人口が少ないのだから、同じ16名なら議員報酬を減らすべきである。報酬は生活給ではないのだから、報酬が少なくて若い人が出にくくなるというのはおかしい。削減に賛成です。

町民の声として、定数削減すべきとか、このままでよいとか聞いているが、削減すべきであるという世論が多い、ただ、削減するにもこの町にとって適正な議員定数は何名なのかはもう少し検討していきたい。

近隣市町村を考えると、議員定数を削減するべきであると考え。ただ、人数を考えるうえにおいては、これから議論や検討をする必要がある。個々の意見を聞くのではなく、公聴会をやるかやらないかを先に決めるべきである。また、議員の資質は有権者が判断することであり、我々が判断することではない。活性化についても当町の議会は他市町に比べても十分活性化している。やはり議員定数削減は行財政改革を議員も一緒に進めるということであるべきである。

削減については賛成であるが、この紀北町を発展させるために何人が適切であるのか、報酬を上げるべきであるのか、財政難から考えて上げるべきではないのか、いろんなことを考えて議論すべきである。

議会がチェックし、政策論議まで踏み込んでいけば、住民から議員数を減らすべきという声は、そんなに出てこないはずである。

以前から多いと思っていたので、減数の方向で考えています。

議員定数の削減は、地域における少数意見の排除となる。理論的に考えて適正な定数は何人かという根拠はないが、常任委員会の運営に支障をきたすような定数削減はあってはなら

ない等の意見が出されました。

また、今後の日程については、今年度の予算であと3回計上しているので、8月、11月、来年の2月に開催を予定し、公聴会についても次回の課題とし、この放映を見た視聴者の方々の意見も含め、町民の意見を十分聞いたうえで、次回の委員会で意見交換を行うということで散会となりました。

第5回は、8月27日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員1名欠席、20名出席のもと行われ、町民の意見を十分聞いたうえでの各委員の意見を述べてもらいました。

全国都道府県議長の講師を招いて研修会の開催等をして、結論を急がず議論を重ねるべきであり、結論は1年ぐらい前でよい。

勉強会は各自でやって、第7回までに答えを出すべき。

もうそろそろ各自が理由を添えて定数の人数を述べて結論を出すべきである。

定数の決定をすることは大変重要なことであるので、早急に結論を出さずに勉強会等を開き、議論を深めるべきであり、性急に結論を出すべきではない。今、結論を出さずに改選の1年前ぐらいから決め始めたらよい。

自治会と話し合いの中で、早く定数を何人にするか決めるべきとの話を聞いているので、早く決めるべきである。

この3ヵ月の間に多くの人の意見を聞いた中、削減はすべきであるとの声が多かった。人数については16名か、18名にするべきであるとの声が多かった。

まず、定数の削減か現状維持かを諮って、削減となったら何人にすべきかというように、順序立てて進めていくべきである。

まず、公聴会を開くかどうか決めるべきである。

報酬も含めて検討すべきである等の意見が出され、それらの意見をとりまとめた結果、

1. 公聴会の開催について
2. 学習会の開催について
3. 報酬を含めて検討を行うのか。
4. 第7回までに定数を決めるかどうかについて。

これらについて次回の委員会で結論を求めていくということで決定し、散会としました。

第6回は、10月22日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員1名欠席、20名出席のもと行われ、前回決められた事項書に従い、審議されました。

まず、公聴会の開催についての検討に入り、意見として、

幅広く意見を聞くということで、公聴会をやるべき。

幅広く町民の声を聞くということで重要である。

有効な判断、特に公正な人選をして、公聴会をするという形であれば、公聴会をするべき。

公聴会を開かず、一刻も早く決めるべきである。

今までも定数を自ら議員で決めてきておいて、今度は公聴会を開いて意見を聞こうというのはおかしい。

議員の定数は議員自ら決定し、その決定に責任を負うべきであるのだから、公聴会は必要ない。

議員は普段から議員活動において住民の声を聞いているので、今回、特に公聴会を開く必要はない等の意見が出され、その後、採決に入り、公聴会の開催については賛成少数で否決されました。

次に、学習会の開催についての検討に入り、意見として、

議員定数を決めるということは大変重要なことであるので、学習会をして知識を深め、時間をかけて討議していくべきである。

学習会の開催に賛成です。

議員のあり方や定数を決定するための理論的根拠がないのだから、的確な判断をするために学習会をするべきである。

議員定数を誤解のないようにわかっていただけのためにも、学習会を放映してもらって、町民の方々にもわかっていたくように努力する観点からも必要である。

議員定数そのものは議員が責任を持ってきめることである。民意を聞く公聴会を否定したのだから、学習会をする必要がない。勉強は自分でできるのだから学習会を開く必要はない。

すでに皆さんは勉強をされているはずだから、今更学習会を開く必要はない等の意見が出され、その後、採決に入り、学習会の開催については賛成少数で否決されました。

次に、報酬を含めて一緒に議論をしていくかの検討に入り、定数の問題は財政論から端を発している。定数を何人にするかは何人なら報酬はいくらになるのかを考えなければならない。報酬問題も検討すべきである。

定数問題と議員報酬の問題は一体のものであるので、決定しなくてもここでの一定の議論は必要である。

報酬については定数が決まって、選挙が終わってから決めるべきものであるから、ここでの議論は必要ない。

今回は報酬の検討はせずに、今後検討する勉強会を開く必要がある。

報酬を検討することは大事なことである。ただ、この委員会ではなく全員協議会で検討すべきである。また、次に出る人のことを考えるならば、できれば改選1年前までに決めるべきである等の意見が出され、その後、採決に入り、報酬についての検討を一緒に議論していくことについては、賛成少数で否決されました。

ただし、報酬については議長に全員協議会において、できれば改選1年前までに検討していただけるように申し出ることが確認されました。

次に、第7回までに定数を決めるかどうかについての検討に入り、意見として、

この議論は出尽くしたと思う。放映によって町民は十分理解している。我々も今までに町民の意見も十分聞いている。我々の考えも固まっていると思う。財政の苦しい中、さらに費用をかけずに第7回で結論を出すべきである等の意見が出され、その後、採決に入り、第7回までに定数を決めることについては、賛成多数で可決されました。

また、第7回の日程については、委員長、副委員長一任ということで確認され、以上で散会となりました。

第7回は、平成20年2月18日に、役場本庁舎別館3階大会議室において、委員21名全員、出席のもと、前回決定された定数の決定を踏まえ、定数に対する考え方を1番委員より順に述べていただきました。意見として、

住民から直接請求があった議案に対しては、合併協議会で決定された定数を尊重し、4年間はその定数でという理由で反対をした。

直接請求については、財政的な面も多いにあると思うが、議員の活動が見えてこないということが発端であると思う。実際に住民の付託に対して議会としてどうなのかと考えると、やっていないと思います。本来の議会の姿に戻していきたい。

定数については、合併の検討特別委員会の中でも18人と言ってきたし、今でも18人が適当であると思う。

許される範囲の中で、議員は多いほうが良いと考えている。地区の訴えや意見を各議員が吸収し、議会へ反映させるという意味からも、議員の数は多いほうが良いと思う。しかし、昨年の直接請求等の状況を考えた場合、現在の22人を18人に改めたほうがより妥当な線ではないかと思う。報酬はこのまま維持しておくべきだ。

地方自治法に基づいて地方議会が設けられており法を守るべきであると思う。自治法によると法定数は22名となっています。

町民の要求については我々の活動が伝わってこないことも事実である。財政面が強く求められていますが、議員の役目は情報を公開し、行政の監視機能であります。財政面では町の予算全体の1.4%程度であります。パイプ役の人数が減るということは、パイプが細くなるということであり、機能面からも常任委員会の機能を低下させることにつながる。現状維持の22名とする。

合併の意義を考えると、定数削減は仕方がないと思う。議員の機能からしても16名が妥当である。

合併して3年目であり、改選を迎えるにあたっても紀北町全体を把握することは至難のことです。しかしながら、現在の情勢からは削減も致し方ないと思います。先の選挙においても定数は16人ということを示し上げてきた。

議員の活動は個人としての活動も含め、毎日の活動が議員である。しっかりとやっておられる方々、その方々は必ずしも選挙で強いとは限らない。厳しい方もあったと思っています。活動と直結しないところに大きな矛盾がある。委員会の活動も不足していると感じます。お魚らんの問題についても自主的に調査すべきところ、説明会等の会議が開催されたが、本来の活動ではない。少なくとも全員協議会でやるべきだ。

財政面のことを言われた方がありますが、議員1人の経費350万円を無駄にとらえたら、議員は1人も要らない。過去の意見として私は必ず合併後、人口は2万人を切るから22人を主張しました。在任特例が設けられ、22人という議員定数が決定したわけですが、合併後においても次の選挙までに18人に減らすべきだと言ってきました。

そのような中で、直接請求では16名という定数で出てきました。財政の問題も指摘されていました。これは任期の特例前に決めるということであった。その趣旨に賛成しておりますし、定数は16名で良いと考えている。

16人です。財政改革が必要であると思います。議員の数が減ることにより、住民の声が行政に届かないと言われますが、6名の減数によって町民のマイナスにならないように努力すればよい。

今回の選挙は、合併後の5年目である。同等規模の町議会も16人という議会もある。私も16人で良いと思っている。

合併にあたっての合併調査検討特別委員会における苦労は十分に認識している。当時の紀伊長島町議会議長として、町民に対しては委員会の決定を尊重し、在任特例の必要についても説明をしてきました。常任委員会の運営、財政面なども考えて、32名から16名ではなく、

22名から16名という考えを持っていました。16人であります。

定数問題は慎重に考えるべきだと申し上げてきました。今回、結論を出そうとしています。住民代表の機関であり、重要な役割を果たしております。また意思決定機関として、自治法91条により基準が定められており、22名となっております。検討委員会で十分研修を深めてきたか疑問に思っています。今でも全面的な検討が必要だと思っています。

削減されると各層からの選出が難しくなる。22名を維持すべきである。そうでないと委員会の運営も不十分なものとなる。

住民からの直接請求の定数は16人であった。それを否決して22人で選挙を行い、その後、すぐに議員定数検討特別委員会が設けられたわけであるが、そのことに対する住民の不満の声がたくさん出ている。議会の内容についてはテレビ放映されていることから、住民も関心を持っています。今では議会において町民の意見を反映させる議員が大切であって、半分であって良いと言っています。私は16人で良いと思っています。

議員には執行権がないため、町民から要望されても自分で決めることはできない。要望を受けてから10年経つが頼んでも何もやってくれない、それが不満であることも事実であります。1期で2人減らすのが妥当であると思います。議案の審議においては各分野からの議員も出ないと駄目だと思う。政治は町を動かしていくと言われていています。動かすのは議員であります。したがって、多いほうが良いと考え、18名とします。

定数を減らすのもやぶさかではないと思う。委員会の運営を考えると3委員会でも6名ずつとして18人という考えです。

定数問題の発端は直接請求だったと思う。財政面の問題が指摘されている。いろいろと調査等をしてきたが、一番正しい人数という理由はなかった。財政面における町長の発言があった中で問題と発展したのがある。尾鷲市は長い年月をかけて議論を行い決定したものであるが、当町は合併という特殊事情がある。減らすことにより財政的に助かるということは理解できるが、住民の声が届かなるというほうが大きい。

チェック機能は一番必要である。少なくなれば少ないほど理事者が喜ぶことになる。そのようなことから現状維持の22名とします。

削減すべきだと思います。地区代表と言われるが、議員となれば紀北町全体の議員である。プロとしての心構えと資質が大切である。行政改革は必要なものであり、三役、職員の間においても人件費等の削減が行われており、議会としても同様に財政の健全化を図るべきである。報酬に関係なく活動すべきである。そういうことで定数は14人です。

私は18名です。きちんとした活動したら何人でも、いくら報酬でも良いといった人もいます。先般のお魚らんの件で一度も発言しなかった議員が多くいた。このような状況では減らせと言われても仕方がないと思う。住民の陳情を正面から受けるべきである。住民の陳情を受けて活動していたら、時間が足りないほどである。何も受けていないから何も発言できない。発言しない人を住民が選ぶんだから悪いのです。発言しない人が多いなかで22分の1より、16分の1のほうが町政に対し機能を十分果たせると思う。

それぞれの意見と数字を伺っていると、直接請求の内容にあったように尾鷲市との比較で16人が多くなっているのではないかと判断するが、私は住民代表機能と行政の監視機能を重視したい。報酬は無駄づかいと言われますが、一般会計全体の1.4%程度である。決して無駄だとは思っていない。当議会は委員会中心主義である。法定数については適切な数であると理解します。その中で何人必要かと考えた場合、合併して2年余りで一体感がない。段階ごとに減らすべきであって一気に減らすべきではない。合併という特殊事情があるので18人とします。

議員定数削減に関する住民の要求の高まりについてですが、今日行政改革が大きく叫ばれております。地方議会においても例外ではなく、財政が圧迫しているおりから、議会もその痛みを分かち合うべきだとする意見が基本的な理由ではないかと思えます。議員定数削減問題は、昭和60年に自治省が打ち出した地方公共団体における行政改革推進の方針の中で、地方議会の合理化を取り上げて以来、目立って進んできました。地方自治は何よりも住民自治を本旨的な要素とするが、自治省が示したその方針は、住民自治の最も中心的な制度としての地方議会としての存在というものを軽視したものでありました。にもかかわらず、全国の多くの地方自治体が一斉に中央政府の指導に従って、定数の削減が実施されていったことは、地方自治の理念と正反対であり、地方自治の形骸化に自ら手を貸すことになったのではないかと反省すべきものであると思えます。結果的には地方議会の定数削減は、地方自治体の経費削減のシンボリック役割を担わされた格好となったものじゃないでしょうか。

議会の監視機能が低下するのではということですが、議会が住民に対し完全にオープンになってさえいれば、少数の議員でも民意を十分町政に反映することは可能ではないでしょうか。

議員の報酬が税金の無駄づかいかということですが、議員の報酬に関しては議員に対する不信感に付随する形で議員報酬は税金の無駄づかいと判断されがちです。それが結局、議員の数を減らせという町民の声につながっているのも否定できない事実ではないでしょうか。

しかし、議員の役割を客観的に考えた場合、かなり特殊な技能を要する仕事であり、さまざまな問題が指摘されているとはいえ、莫大な費用を要する選挙を経ていることを鑑みれば、現在の報酬は決して高過ぎるということとは言えないと思っております。

議員定数の問題を考えるにあたり、私自身は税金の無駄だからとか、財政逼迫で経費削減に必要があるからといった観点では議論しません。なぜなら町の財政が仮に余裕であったとしても、議員の数は減らすべきであり、議員の資質向上、身分保障ということを考えれば、現在の議員報酬は決して高過ぎるとは言えないからです。だから議員の数を減らせとか、税金の無駄づかいという議論は科学的でもなければ、論理的にも的が外れると思います。それでは議員の数は一体何名必要かということでもあります。地方議会の果たすべき大きな役割として、①住民代表機能、②情報開示、審議機能、③意思決定機能、④執行機関に対する監視機能であり、この4点が重要な機能であると思っております。

その中で、地方議会として最も重要な住民代表機能という観点からも、地方自治法第91条に定められた議員の定数は、地方公共団体の人口規模に応じて自動的に決定されるように定められたものであることから、原則として地方議会が守るべき基準であると思っております。

法定数と適正数ではありますが、議員の定数をどのように定めることが適当であるかということではありますが、第1は地方公共団体の人口規模を考慮することです。議会は言うまでもなく住民の代表機関であり、議会で決定された意思は、すなわち住民の意思として効力を有するものであるから、このような代表機能を十分に発揮しえるように代表の選出母体である当該公共団体の人口規模を考慮して、これにある程度比例して議会の議員の定数を定める必要があると考えるものであります。

そういう意味から、地方自治法第91条の規定による人口区分における議員定数の上限数には大きな意味があると思っております。人口5万未満の市及び人口2万人以上の町村の26人を基本とし、町村においては人口区分が繰り下がることに原則として4人ずつ減少させています。最小の人口区分である人口2,000人未満の町村については、制度上会議体として必要な人員を確保する必要があることから、12分の1という議案提出要件や、修正動議の提出要件等が考慮されて12人となっています。なお、人口5,000人以上1万人未満の町村の上限数は18人です。

第2は、議会の会議体としての規模であることです。

議会は住民の代表であり、その会議の運用を通じて住民の意思を決定する機関であること

から、住民の代表機能を十分に発揮し得るものでなければならないと思います。行政が複雑多岐化する中で、専門家、細分化される事件を能率、かつ自由に討議する委員会が有効であり、適切に活動することができるよう配慮すべきものであります。そのためにも委員会を実質的な審議機関とするならば、議員定数上限値が最低22名ということも考慮して、1委員会の委員数は最低6人をもって構成することが望ましいと考えます。

議員数が少ないと審議時間も短くなり、効率的な議会運営がなされないように言われておりますが、議決権は議会の権限中最も基本的であり、本質的なものであります。議会の議決によって普通地方公共団体としての意見が決定されることになり、法的効果が生じることになります。また、議員数が少数になることは行政との慣れないの問題が起きやすくなると危惧するものであります。

このような団体意思を決定するにあたり、議事が簡潔に進められていくのではなく、審議にあたっては全住民の代表をするにふさわしい数が必要であり、多数制であるべきだと思います。以上の理由で私の考えは18人とするものであります。

議会の機能を考えた場合、確かに減らすことによって、住民の声が反映しにくくなるという心配もあります。しかし、委員会の運営についても地方自治法の改正もあって、複数の委員会に所属することも可能となっており、そういう法を適用することで解消されると思う。ますます財政において厳しくなっていくと危惧するところである。改革は絶対に必要であると思いますので、14名とします。

以上で意見を終了し、その後、採決の仕方については、議員定数検討特別委員会として、定数の現状維持か削減かについて、賛否を取るのが本来であります。各委員の意見は現定数削減に賛成の方々のほうが多数を占めているので、まず議員定数は削減ということで進めさせていただくことに異議なしということになりました。

また、各委員の意見が22名、18名、16名、14名と分かれてましたが、22名についてはさきほど現状維持はなしということになりましたので、18名、16名、14名の3つの選択をしてもらい、どれか過半数があればそれに決定されますが、どれも過半数がなければ再度考えとし、まずこの3つに対し採決をすることを確認しました。

そのとき記名投票にするべきとの動議があり、記名投票するかどうか、1つが過半数を超えないときは続いて上位2つによる投票を行うことに対する採決に入り、全員賛成、よって記名投票で行うことに決定いたしました。

議長、委員長を除く20名が記名投票に入り、結果、投票総数20、有効投票数が20、そのう

ち18名が10人、16名が8人、14名が2人という結果となり、一番多いところの18名についても過半数の11人に達せず、どれも過半数以上なしという結果となりました。

再度、上位18名と16名に絞って投票した結果、投票総数20、有効投票数が20、そのうち18名が10人、16名が10人という結果となりました。

同数となり、委員長の採決となりました。委員長採決として、各委員の意見を拝聴し、考えた結果、当町議会は委員会中心主義をとっており、当面は3常任委員会制で細部にわたり、十分な審議をすることが必要と考えます。他地域では2常任委員会制を採用しているところもありますが、当町議会が2常任制をとった場合、当町は合併した町であるため、旧地域外の審議をする際に、地域事情がわからず、不十分な審議で採決される場合も考えられます。

また、1つの常任委員会の審議の件数が多くなることにより、おぎなりの審議が採決されることも危惧されます。これらの理由で現在当町議会でとられている3常任委員会制を当面維持することが、現当町にとって適正と考えます。

そこで各常任委員会の構成人数を考えた場合、6名が必要と考えます。なぜなら仮に人数が少ない中での審議となると、いろんな視点からの質疑がされず、委員会に付託された案件が十分な審議がされず、採決されていく状況になることも考えられます。これらの理由で各常任委員会の構成人数は最低6名が必要と考えます。

また、極端に議員数を減らすことにより、行政の監視役的な立場が低下する危惧も予想されます。議員数を減らしたあとそれが問題化しても、一旦減員した議員数を増やすことは世論からみても困難であります。むしろ今回極端な議員減を試みるよりも、様子を見ながら4年ごとに議員数を適正に減少させていくほうが、合併した当町にとってはより良い選択と考えます。

確かに、定数に関して16名にすべきであるという町の声も伺っています。しかし、議員の資質論から考えますと、16名になったからといって、必ずしも議員の資質が向上するとは限りません。また財政論から考えますと、報酬に関する審議については改選1年前に全協を開いて議論していただけるよう議長に申し出ております。他市町との比較論から考えますと、尾鷲市とは合併した町、合併しない市との根本的な違いもあり、報酬も1人につき月11万円の差もあります。

各委員の意見を聞き、議員定数検討特別委員会として純粹に今の紀北町にとって議員の定数は何人必要かと考えた結果、18名が良いと判断します。

ということで、委員長が18名で採決をし、議員定数検討特別委員会としての議員定数は、

18名とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会の審査の経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長

ここで昼食のため、1時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 07分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 11分)

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

議長からご指名をいただきましたので、去る13日に開会いたしました産業建設常任委員会の審査結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました案件は、紀北町水道事業及び簡易水道設置等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第9件と陳情1件であります。順次審査結果についてご報告申し上げます。

まず最初に、議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席委員は、委員長北村以下全員出席であります。出席者は理事者側は水道課村島課長以下関係職員であります。

まず最初に、57ページの給水人口の設定の仕方についてお尋ねがございました。人口は2万人弱だけれども、給水人口は2万7,560人となっているが、なぜかということでもあります。

これについて交流人口の積算については、入り込み客の人口を考慮していると思うが、その基礎となる数値につきましてはわかりませんということでした。

以上で質疑を終わり、討論なく、全員賛成で、議案第17号につきましては原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

これについては、最初に若干水道課のほうから説明があり、この本町の水道事業の紀伊長島区の給水区域内だけに開発行為に伴う費用を負担する規定がございます。平成5年からの規定でございますけれども、これは開発行為、あるいは大きな別荘団地などですね、建設されたときは水量に伴う開発の費用をいただいていたわけですが、これは紀伊長島区だけに該当する規定でありましたので、今回廃止するというものでございます。

質疑はなく、全員賛成で、本案については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第19号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

当初の冒頭水道課の説明は、今回条例を改正して紀伊長島区、海山区の水道料金の違いを統一するものであると、これに先立って紀伊長島区では婦人団体2つと地域協議会、それから海山区では婦人団体2団体と地域協議会、合わせて6団体の意見を聞き説明したところが、料金負担に不公平があるので統一することについては良いことであるという意見であったということでございます。

これに対して委員のほうからは、未納の問題について出ました。最初に平成17年の未納件数が1,800件、金額が5,780万1,000円という数字について、紀伊長島区、海山区の両区でそれぞれどれぐらいの未納があるのかというお尋ねがありましたけれども、担当課のほうでは両区に分けての資料は持ち合わせていないということでした。

この件につきまして後ほどまた出てまいりますけれども、未納額の一番大きい金額、1件で最高の未納額はどのぐらいあるかというのがあとになって質問として出ています。関連しますのでさきご説明申し上げますと、紀伊長島区、海山区の滞納の多い人を抽出して、現時点で一番滞納額が1件で一番多いのが161万8,580円だそうであります。

戻りまして委員のほうから、計量法で計量器が8年ごとに更新するという説明がありましたけれども、その更新された計量器はどうしているのかと、それを再整備して使用するということは考えていないかというお尋ねがございました。これに対して水道課長のほうからは、

量水器は計量法に基づいて8年ごとで行っており、現在ではすべて廃棄していると、1年で全部交換しているわけではなくて、8年の間にローテーションを組んで交換しているので、年間に紀伊長島区、海山区で700件ほど交換していると、再整備できないのかということについては、今後使うことができるのか、部品等についてリサイクルできるのか確認いたしたいということでした。

次いで、水道の利用されている町民についての言葉づかいの問題が指摘がございまして、水道課のほうでは使用者でなく、お客様という言葉をつかうべきだというご指摘がございました。課長のほうからはそういうお客様意識を持って今後は取り組んでいく、ただ条例とか法令等に関しては使用者という用語が使われているので、その点をご勘弁いただきたいという条例上の説明については使用者という言葉にしてほしいということで、そのお客様意識については、今後課内において指導していきますと、意識改革に取り組んでいきますという回答がございました。

それからさきほど事前に地域住民、婦人団体とか地域協議会に対する説明会について、資料要求がございまして、資料が出されております。これについて質疑がございましたらおのちほど内容は質疑に対して紹介させていただきます。

次いで大変多くの方がご発言なされたのは、未納の時効の問題であります。本会議でも大変厳しい議員からのご指摘があったものですから、集中的に審議をいたしました。最初に委員のほうから時効が5年から2年になったので、2年前のものは消してしまったから払わなくても良いというような議論があったけれども、さらに給水停止を考えているという本会議の答弁もあったが、そのことについてどう考えているか。それからもう1点は、水道料金、今までは10円未満の切り捨てを今回1円未満に改正するわけですけど、それによって町の水道料金の収入がどれくらい増えるのかと、具体的な数字のお尋ねがございました。

時効については、大変この法令上の複雑な説明がございまして、少し詳しく報告させていただきます。まず水道課長のほうから報告があったのは、これまでは水道料金の時効は5年とされていたのが、平成15年の最高裁の判例によって、水は水道水は商品であって税ではないという観点から、時効は2年という判例が出ました。しかし、これについてはご本人から、使用者のほうから時効援用願いがないと時効が成立しないと、課としてはやはり水道料金が水道を使った料金であるということで、未納がある方についてはそれを説明して払っていただきたいと考えている。すべての方が時効ということになりますと、水道料金にかかわってくる。一部の方の未納の結果で水道料金が引き上げられるということになれば不公平と

ということになるので、そのようなことのないよう、できるだけ納めていただくよう努力すると。

それから給水停止の問題ですけれども、未納のある家庭ではいろんな事情があるのだと思われるけれども、しっかり調査して誠意がないという方については条例に定めるように給水停止措置を行っていくと、来年度から実施する準備をしていくと、こういうことでございます。

端数切り捨ての問題ですけれども、消費税のことでありまして、1円単位の料金が発生しますと、今までは切り捨てを行ってございましたけれども、消費税の計算によると約40万円ほど不足が発生すると年間。ということで、この場合10円未満の切り捨てから1円未満の切り捨てに改正したいと、こういうことでございます。

それから時効の問題は、またこのあともいろいろお尋ねがございました。これまで町としては水道料金の時効は5年という理解のもとにやってきたわけですけれども、今回の最高裁の判例で商品と同じで2年だということで、切り替えなければならないということですが、その時効の中断について、これは本会議でも指摘した議員がいましたので、時効の中断はどうなるのかということでもあります。これについては課長のほうから、民法153条の規定によれば催告は6ヵ月以内に裁判上の請求をなさない限り中断しないと、督促状6ヵ月前ごとに何回も出しておけば時効を中断できるというのは誤りですということでございます。裁判上の請求、つまり裁判所に請求して支払い命令出してもらわないと時効は中断しない、こういうことでございます。

時効の援用ということについてはですね、援用というのは支援の援、手への助けるという意味ですが、たとえ2年経過して時効になっていても、お客様のほうから2年経過したから水道料金を払わなくてもいいねという時効援用の申し出がない限りは、永久的に債権は残るということでございます。未払いの方から私はもう2年経っておるのやから、時効を援用しますよという申し出がない限り、町のほうに債権は永久に残ります。民法145条による時効の援用の申し出があったときは、決算書において議会の認定を得て、不納欠損処理をするということでございます。

それから督促状については一度しか出せないということでございます。6ヵ月ごとに督促状は出せないと、1回だけだということでございます。時効を中断させるには滞納者から納付誓約書を徴収するか、督促状を出してから6ヵ月以内に簡易裁判所への支払い督促の申し立てをする必要がある。これが裁判上の手続きですね。ということでもあります。

同じ議論が何度も繰り返されておりますので、省略いたします。

いずれにしても水道課としては、利用者お客様に料金を払っていただくよう、納めていただくよう説得は続けていくということでございます。委員のほうから、これらに関して集金に行かれる方の時間給も出ない場合があると、それでも効率は悪くても町民に対する平等性、公平性の面から仕方ないかなというご発言もございました。町としては集金人を委託しておりますので、私どもが集金に行くという道筋をつければ、その後に集金に行っていただくということで取り組んでいるということでございます。

それからさきほど少し話としては戻りますが、この時点になって住民に対する説明の資料が提出されました。これに対して委員のほうから、たくさんの方が意見を聞いたという割にはあんまり多くないじゃないか。それと事前に水道料金の改定についての資料を送付してから意見を聞いたのかどうかというお尋ねがございました。これに対して水道課長のほうから婦人の方、女性の方を中心に約 100名、資料についてはまだ議会に諮ってない時期でございましたので、統一料金についてはこのような形になりますという程度のもので説明させていただいた。ただ、これは紀伊長島区に関しては2ヵ月検針、2ヵ月請求に今回変更しようとしているわけですけれども、その点とか、海山区については用途別料金体系から口径別料金体系になるということは資料で説明しましたと、ただし、その説明会の場で配布して説明して事前には配布してないということでございます。

これに対して委員のほうからは、町民の意見を聞いたということで議会には報告されるんで、事前に配布してよく考えていただきたいと思うということでございます。

それから銀行口座振替の場合、引き落とされてないときは、それに通知どうしているかという趣旨のお尋ねございました。これに対して水道課のほうからは引き落としができなかった場合に通知をして、2回目の引き落としをするようにしている。平成5年当時までは1回目に引き落としがされない場合は、銀行のほうから、金融機関のほうから引き落としされませんでしたという連絡がされていたのですが、それを金融機関のほうからなくなったということで、昨年8月から1回目の引き落としができなかったときは連絡して、2回目の引き落としをするようにしていると、こういう答弁でございました。

以上で質疑を打ち切りまして、討論なく、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

「水道課」所管分であります。これについては本会議でも大変議論が多かった。一般訴訟

費についてですね、たくさんのご議論がございました。順次ご報告申し上げます。

補正予算の34ページの一般訴訟費について、まず本会議での説明では10月4日に210万円を支払い、年が変わって1月17日に委任状を出して、1月18日に弁護士と契約したということだが、もう一遍説明してくれと、こういう最初にお尋ねがございました。

これに対して水道課長のほうは、去年の10月4日に、楠井法律事務所から浜千鳥リサイクルからまもなく損害賠償請求を津地裁に提出するという電話がありましたので、そのときに代理人を決めておかないと訴状に対応できないので、訴状が出ましたらお願いします。代理人を決めておかないと訴状が届きませんので、訴状が出ましたらお願いしますと、楠井法律事務所にお願いました。そのときに着手金、弁護士の着手金ですね、着手金としての105万円2名分ですね、210万円となります。2名分を用意した。それについては役務費の手数料から流用したと、訴状が提出されたときは会計上すぐにでも弁護士と契約して対応できるような状態にしたと、今年1月17日に正式の訴状が提出されたので、翌日の18日に支出負担行為を起こして弁護士と委任契約を結んだという説明でございました。

これに対して委員のほうから、議会で報告とか決裁は一切なかったことに対して、どのよう思うのかと、支払ったわけですかということでしたが、水道課長のほうからはその210万円についてはまだ支払ってないと、契約はしているということでございます。

次にこの問題に関連して、他の委員から、水道水源保護条例で規制対象事業場に認定したことによって裁判が持ち上がって、配慮義務を怠っているということでその訴訟は終わった。これはあくまでも裁判の訴訟費ですから、流用できるかもわかりませんが、浜千鳥リサイクルの事業の訴訟が終わっている。今回はあくまでも160億円の損害賠償請求を受けていることは、新しい事件として受け止めなければいけないと思う。1月18日に上申書を出したということは、すでに裁判が始まっているわけですね。その上申書の中身を公開するよう強く求める発言がございました。

これに対して水道課長のほうからは、今、裁判所に町から提出した上申書、裁判所で検討してもらっていて、その結果が出ていないので、弁護士と相談しなければならないのですが、まだ公開できないのではないかと考えると、こういう答弁でございました。

これに対して委員のほうからは、上申書の内容について議員に知らされない状況でいいのか、町長の裁量で進んでいけると言い切れるのか、私たちが認めていない弁護士により町長がすでにどんどん進めているが、議員の理解を得ていない状況でこのまま行くのですかというお尋ねがございました。

これに対して課のほうからは、160億円という大きな額の裁判については、町民の皆様、あるいは議員の皆様のご理解を得ないと進めていけない。上申書の内容につきましては、町長と相談したうえ、また代理人と相談してうえで、次の当常任委員会、つまり産業建設常任委員会で公開できるものは公開したいと考えているということでございました。なお、この付け加えますけれども、当常任委員会というのは次の定例会中の常任委員会という意味ではなしに、現在、産業建設常任委員会は独自に所管事務の調査の委員会を継続して開いておりますので、そちらでという意味であります。

次に、浜千鳥リサイクル社から訴状が出されるまでにかかなりの時間があったので、こういう裁判で判例が、どんな判例があったか、また逸失利益が成立するのかどうかなどを検討してきたかというお尋ねがございました。これに対して水道課長のほうから上申書を提出してからかなりの期間が経っているわけですが、その期間中も代理人と打ち合わせを行っております。

これに対して委員からは、逸失利益とは債務不履行や不法行為がなければ得たであろう利益と辞典に書いてあると、浜千鳥リサイクルは規制対象事業場認定を取り消して事業ができたとして、その逸失利益を請求してきているわけですと、12年経った現在、廃掃法も変わってきているので、タイヤを1日に45t蒸して行うことをもう一度出してきたときに、事前協議ができるのか。このことは町民が一番不安になっている重大な案件であるというご発言がございました。

これに対して水道課長のほうから、浜千鳥リサイクルの当時の設計であれば、今の廃掃法は通らないので、重要な変更にあたるだろうということで、水道水源保護審議会で再度審議をしないといけないと考えている。

これに対して指摘がございまして、本来は県知事の認可だけでこの事業はできていると、水道水源保護審議会の協議を会社のほうが申請してこない場合もあるんじゃないかという指摘が、あるいは訴状に対して町が上申書で異議申立をしているわけですけれども、訴訟救助の申立てを認めないようにとすでに裁判所で争っているという指摘がございました。また別な委員からは議会に相談もなく、このままいくんじゃないかと思われるけれども、町民の99%である善良な人が町長を信頼していると思いますが、町長はこのことがどうにもならない状況になったときのことを真剣に考えているのかという発言がございました。これに対して課長のほうからは、町長は土日及び夜間を問わず水道課職員、代理人と打ち合わせを行っております。まだ自分の意見もしっかり述べておられると、町長は一生懸命取り組んでおられる

という説明がございました。ただ、判決につきましては何とも言えないけれども、良い判決が出るようにベストを尽くすのが私どもの努めであると、こういう答弁でございました。

別な委員からは、現在の弁護士と関係のない別の視点で見える、一流の弁護士に相談することは考えていないのかという発言がございました。これに対して課長からは、それは十分あると、今のところ計画はありませんが、今後進んでいく場合には出てくると思うと、今、4人の弁護士の名前が町長から出ておりますが、あと1名補充することもわかっていただきたい。今の時点で他の弁護士にお願いするという予定はないと、こういうことでございます。

この210万円の支出負担行為について、予算の事前執行に当たらないかという指摘がございました。これに対して水道課長のほうからは1月18日に支出負担行為をしたと、流用の手続きはきちんと踏んでいるので事前執行には当たらない。補正前の金額、現在審議されている一般会計の補正、19年度の補正予算ですが、それ以前の本額が1,904万4,000円、うち産廃訴訟にかかわる分が354万4,000円みていたと、ですから今回の補正と合わせて713万7,000円、今回と合わせて713万7,000円になるけれども、当初予算の産廃訴訟にかかわる354万4,000円の中から流用したということで、地方自治法第220条第2項の規定で違法に当たらないと考えるという答弁がございました。

以上で「水道課」の関係分の質疑を終わります。

次いで「産業振興課」所管分についての審査に入りました。

中村課長以下、関係職員が出席いたしました。

最初に18ページの商工使用料の中のキャンペーン海山について、今年度から指定管理者制度になって成果を上げているけども、体験型イベント交流施設、けいちゅうですね、悪い結果が出ていると、その原因は何かということでございます。これに対して産業振興課長のほうから、キャンペーン海山については成果が上がっているが、けいちゅうについては夏場利用者が多いが、冬場は少ないと、今後PRに力を入れていきたいということでございました。なおまた、運営は島勝地区の方をお願いしている。このまま今のままで形を進めていきたいと、こういうことでございます。

次いで、25ページの高速道路関係の立木の売払について、以前、当常任委員会から本会議に提出しました意見書が可決されて県や国に提出されておる。そのことを踏まえて相手方との交渉の経過を教えてくださいというお尋ねがございました。課長のほうは直接単価の交渉はしていないということでございましたけれども、それじゃ向こうの単価はそのまま受け入れた

のかと、意見書を考慮して交渉すべきではないか、中部電力のヒノキの単価は 3,300円と聞いたが、高速道路の単価と差があるかというお尋ねがございました。

これに対して中部電力の支障木は直径20cmで 3,310円の単価、高速のほうは同じ20cmで、3,120円であります。ただ国交省においては、私どもの意見書を踏まえて、中部地区用地対策連絡協議会へスギとヒノキの単価を見直す要望、検討していくという電話による情報があったという説明がございました。

これに対して委員のほうからは、そういう情報が得られたなら審議の前に報告すべきではないかという指摘がございました。この情報については当日国交省から聞いただけで、まだ確定的な情報ではないということでもございました。

他の委員から、立木価格表の資料提出の要求があって、資料が提出されております。

さらに、この件について他の委員からは、第1次産業である林業は紀北町にとって非常に大切であると、財産処分する場合は町が中心になれば民間も立木の買い取りになったときに町が基準になるから、適切に報告するようにという指摘がございました。

次に22ページの農業委員会交付金の増が、当初予算で計上していないのが気がつかなかったのかというお尋ねに対しては、計上もれだったということでもございます。

それから29ページの長寿社会づくりソフト事業交付金が、なぜ採択が得られなかったのか説明が求められました。これに対して課長補佐からは、長寿社会づくりソフト事業とは高齢者の方がイベント等に参加してもらい、地域の活性化を進めるものであって、18年度中に申請し、19年度に入ってから不採択の結果がきた。この事業は高齢者の方々が生きがいを持って社会参加ができることを目指し、夏祭りKODOに充てる予定であったけれども、不採択の通知を受けて、町の単独事業で実施したという報告でございました。

次いで18ページの体験型イベント交流施設、けいちゅうの使用料が減っている件について、夏場はお客さん来るけれども、冬場の活性化をどう考えているのかというお尋ねがございました。これに対して新しく農林水産省と総務省、文科省が提携して、子ども農産漁村交流プロジェクトという全国の小学生を対象に長期滞在型の体験事業が始まります。紀北町においても宿泊施設の受け入れ体制を準備していかなければならないと、夏場はもちろん冬場においても受け入れる体制をつくっていかなければならないと、宿泊においては民間のほかに、けいちゅうの利用を考えていると。

これに対して委員のほうからは、海山区には宿泊施設が少ないので、冬場の宿泊施設として十分活用できるのではないかと、官民とも生かした考え方を持っていただきたいという指

摘がございました。

次いで43ページの農林産物獣害対策事業補助金が減額された内容についてのお尋ねがございまして、これは有害鳥獣対策用の防護柵の原材料費に対する補助金であると、19年度の実績が29件で96万7,000円であると、したがって、当初予算に計上しました143万円に対して、43万3,000円の減額を行ったということでございます。

次に44ページの事業委託料であります。地域産物展示販売施設管理費の増880万円、いわゆるお魚らんど海山で、これの増額された880万円について、3月11日に検査終了したということだけれども建物をどう撤去するのか、またどのようなものが町の備品として残っており、どのように処分されるのかという説明が求められました。

それともう1点、同じ委員から、先日お魚らんど海山の売り出し広告が地方新聞に掲載されていたが、これからも営業するのかなと思わせるような広告であり、また町が掲載した広告とも思わせるような内容であった。このことについて町はどのように対処したのかというお尋ねがございました。さらに同委員は、本来の指定管理の期限は9月末であるが、それを過ぎてからの広告について、町はどのように対処したのか、町民から見てもおかしかったと思うし、まるで自分たちが経営していたかのような広告であったという指摘がございました。

これに対して産業振興課長のほうからは、880万円については予算を議決されたあと設計して入札すると、それから3月11日に確認した町の備品については、備品台帳に照らし合わせて山本氏、小山氏にも確認をとったと、お互いに署名したという説明がございました。

さきほどのその売り出しのことについては、課長のほうからは、広告に対しての対応については急なことであり、課から業者に対して何も言わなかったという答弁でございました。

委員からは、明け渡し請求されているにもかかわらず、業者が不法占拠して施設を使って売り出し広告を掲載したことについて、町はどのような対処をしたのかということや、両業者が退去したときの備品リストの提出が求められました。

その売り出し広告の件について、最初に指摘された委員は、広告にびっくりして係のほうに、これはおかしいと言ったが何もしなかったのかと、また備品の処分方法はどのようにするのかというお尋ねがございました。振興課長のほうからは備品については公共施設に優先して利用したいと、エアコンなどは他の公共施設に利用したいと、瓦などの材については再利用できるものについては利用し、他のもの冷蔵庫などはできれば入札したい、公売したいと。

さきほど委員から指摘を受けた職員はどなたですかということに対して、副参事が議員の指摘を受け、私も町が出したものと思うほどであったけれども、3日間の売り出し期間のう

ち、2日も経っていたので何も対処しなかったと、これ委員から指摘を受けた件については、課長に報告しませんでしたということでした。

委員からは、和解して町民の税金を受けている自覚はなく、町の施設で地域振興のために経営しているという認識がなかったことが表れている広告ではないかと、厳しい指摘がございました。

その一方で別な委員からは、もし自分がそういう立場であっても、お魚らんどで即売すると思う。別に悪いこととは思わないという発言がございましたが、全く今のお二方とは別な委員からは、副参事が課長に報告しなかったことは重大な問題だと、立ち退きは今でも町民の関心事である。その広告は町も介入して大売出しをしたのではないかと思わせる。謝罪広告をさせるべきだと、産業振興課長から管理不足で申し訳なかったと、今後、撤去するまでしっかり管理していきますということでした。

このあと財産管理台帳、備品台帳、これでありませけれども、ちょっと配布してもえませんか、備品のリストが3月11日に町と両業者との立ち会で確認された備品の台帳であります。このリストは購入時の店別でまとめてあるということでございます。この台帳の、実はさきほどの課長の答弁の中にあつたクーラーについては、この財産管理台帳に記載されておりませんので、記載すべきではないかという指摘がありました。これに対して副参事は建築工事に含まれているものについては、備品台帳に載せなかったと、こういう答弁でございましたけれども、申し添えますが、町の公有財産管理規則第8条の別表には、工作物としての掲載が義務づけられております。クーラーはこの財産管理台帳に掲載が義務づけられているものであります。ですから、掲載するようという指導をいたしました。

次いで、46ページの観光活性化対策事業に関連して、観光協会事務局長が今月までに辞めるという噂があるかどうかということについてのお尋ねに対して、課長補佐のほうから、観光協会役員会2月末に諮って、後任の公募することを決定していると、4月の広報に掲載するということございます。

さらに観光振興プランについては、3月末を目途に策定を進めており、町内の民間の方8人に策定委員として意見をお聞きし議論してもらった。日本交通公社に委託し、現在とりまとめ中であるという報告がございました。

以上で「産業振興課」関係分の質疑を終わり。

続いて「建設課」関係分を審査いたしました。

最初に、私のほうから委員長のほうからデカップリング事業の中間報告を求めました。こ

これは本会議で大分議論になりましたので、報告するよというこで、建設課長のほうから報告がございました。3月7日に事業者の株式会社サン・サービスから報告を受けたと、この時点で計画掘削深度の1,800mに達し、先端の地温は60℃ということであったと、このため掘削業者と協議の結果、一時掘削を中断して、そこからサンプル試料土を採取して分析を行い、その結果によってさらに掘り進めるか、または揚湯試験、通称呼び水というそうですけれども、向かい水というか呼び水というんか、水を入れて湧出を促すやり方だそうですが、行うかどうかの判断をするということであったと、その後、分析結果から温泉の湧出する可能性が約50%程度あるため、揚湯試験を実施するとの報告を3月12日に受けていると、この揚湯試験、呼び水の結果については今月中に判明するという報告でございました。

次いで48ページの道路橋りょう新設改良費の中の町道茂原前山線整備事業について、本会議で必要性があるのかどうかという議論がございましたので、これに対するお尋ねがございました。これに対して建設課長から、平成12年度ごろに地元要望があって17年度に予算計上している。延長約350m道路事業で茂原区と前山区を連絡する道路である。現状は計画延長350mのうち、約3分の1が車両通行不能である。昔から茂原区と前山区を結ぶ生活道路であり整備をしていると考えていると、また以前は前山区のお寺が避難所となっていたことから、防災面からも必要な道路であると考えているという説明でございました。

さらに本会議で、この町道整備よりも久賀坂線のほうが必要だとの意見があったが、久賀坂線ができたとして茂原前山線は有効な道路となるのかというお尋ねがございました。これについての建設課長の答弁は、久賀坂線、つまり出垣内の紀伊長島幼稚園の裏の峠を越えて、前山地区へ通じる路線計画ですけれども、これは計画上は茂原前山線に接続している。平成元年に整備に着手して、現在約400mが完了しているけれども、その後の道路計画は高速道路と交差することになり、現在、当時の計画どおり進めることは非常に困難な状況にあるという答弁でございました。

次いで、歳出49ページの港湾費の中の長島港湾施設改良統合補助事業の中身の説明を求めのお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは県事業費2,300万円の10分の2を負担金として計上しているけれども、県が事業を前倒しするため、事業費を4,470万円に増額することになったと、それに伴って430万円の補正を計上したと、内容は中ノ島地区の臨港道路、江ノ浦橋、昇降橋ですけれども、江ノ浦橋から先の中ノ島側の旧上野商店の工場側ですけれども、そちらを道路拡幅するものだと、あと長島港前浜地区の岸壁舗装、港湾施設の維持修繕的な工事を行うものであるという、答弁でございました。

以上で、19年度の一般会計の補正予算（第5号）の質疑をすべて終結し、討論に入りました。討論ではお一方、異論はありますが、争わなければしょうがないと思う。だから賛成しようと思うというお一人だけ討論がございまして、全員賛成で、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の当委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

次に、議案第23号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたしました。

出席者は、水道課課長以下であります。

質疑はなく、討論もございませんでした。

採決の結果、全員賛成で、本案については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第25号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）、これにつきましても質疑、討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算の当委員会の関係分を審査いたしました。

最初に「水道課」所管分であります。

まず58ページの一般訴訟費、これは当初予算の総務管理費の中にありますけれども、58ページの一般訴訟費 529万 1,000円の内訳の説明が求められました。

これについて課長のほうから報償費 189万円は、口頭弁論の際の弁護士日当で、1回5万円、3人分の12回分と、次いで旅費 115万 6,000円は、同じく口頭弁論が開かれたときの弁護士の旅費、東京から津を基準に1人3万 2,100円×3人分の12回分、それから需用費、燃料費7万 2,000円は、議員が口頭弁論を傍聴する際のマイクロバスのガソリン代、燃料費だと、役務費の手数料 157万 5,000円は、弁護士への中間手数料、1人10万円で5人分の消費税でございます。

それから使用料及び賃借料の59万 8,000円のうち、使用料17万 8,000円と賃借料42万円に分かれるんですが、使用料は打ち合わせ等の会議室の使用料と高速道路の通行料、賃借料については議員が傍聴する際のマイクロバスの借上料、さきほどはガソリン代でしたのですが、こちらはバスの借上料12万円です。合わせて 529万 1,000円となります。

これについて弁護士5人分とってたり、3人分と出る数字が二通り出たものですから、それに対してのお尋ねがございました。これについて5人のうちの2人は津市に事務所があ

るので日当等の支払いはしない。ただ今後、名古屋高裁、最高裁というふうになった場合は、日当の支払いが生じると。

これらの答弁に対して、弁護士について考慮しなければいけないという意見がたくさん出ていると、東京のこちらのほう、つまり津に事務所のある弁護士が2人で、東京の弁護士3人と言ったけれども、3人の弁護士は良い弁護士かどうか分からないが、5人体制で勝訴が望めるのか、もし、それ以外にいろんなことに長けている人があれば、増やすつもりはあるのかどうかという確認がございました。

これに対して水道課長からは、その弁護士2人のほか3人ということで、現在その2人以外は契約していない。2人については産業廃棄物の専門、あるいは行政法の専門の弁護士をあたっていると、もうあと1人については、いろんな方からの紹介等もあって調査をしているという、5人目はですね。現在調査中という答弁でございました。

次いで「産業振興課」関係分について審査いたしました。

中村課長以下関係職員が出席いたしております。

まず歳入の25ページ、温泉施設使用料について19年度の実績と年度ごとの増減がわかる資料の提出が求められました。19年度については2月末現在で2,591万6,700円と、ただし19年度は6月に改装のため休業しておりますということでございます。

また委員のほうから、利用者の施設に対する要望や内容を聞いているかということについては、6月に浴槽の改修をした結果、少し広くなって、待たなくて良くなったということを知っている。露天風呂が欲しいという声もあるということで、用地の問題などもあるが検討していきたい考えているというご答弁でございました。

次いで、歳出89ページの有害鳥獣駆除事業について、猿については、1匹2万円から1万5,000円に減額になったが、猟友会のほうから弾も高いし、燃料費も高くなっているのに突然減額したというような苦情を聞いた。減額することについて町と猟友会の会長のほうと話しているのかという指摘がございました。

これに対して課長補佐のほうからは、昨年、年末から年明けにかけて猟友会の会長とは何度か会い減額のご理解をいただいた。年間の捕獲頭数についても枠を設定してやっていきたい旨を会のほうには申し込んでいると、また近々会い打ち合わせする予定ということでございます。捕獲頭数は19年度は164頭、20年度は当初130頭を予定している。

この説明に対して委員のほうからは、繁殖数が増えているのに34頭減っていくのはどのような考え方で減らしたのかというお尋ねがございました。20年度については頭数は断定でき

ないけれども、予算的に足りなければ補正対応したいということでした。

それからシカの問題について、メスジカは規制緩和の要望と禁猟期間についてどう考えるかということについては、課長のほうからはメスジカについては県の補助がある。20年度も16頭分の予算を計上し、7万8,000円を猟友会のほうに補助する形になると、期間については検討するということがありました。なお、狩猟期間の延長の要望が出ております。

それから課長補佐のほうから、2月から月1回のペースで約半年かけて古里道瀬地区で自治会の農業者及び県町の職員が一緒になって、有害鳥獣の問題についての問題点の提起と解決を一緒に対応していこうという内容の研修会が立ち上がったと、県下の成功例もあり、ある西嶋さんという県の方ですが、講師になって古里道瀬地区をモデル地区として始めたと、その中で狩猟については逆効果の話もあったけれども、しかし、追い払いなどは長期的な対策であり、出荷前などは銃による駆除も必要であると、両方を、つまり銃による駆除と追い払いと両方ですね、両方を考慮しながらやっていきたいと考えているということでした。

別の委員からは、1万5,000円に減額した根拠のお尋ねがございました。これについては尾鷲大紀町の金額を参考にしたということで、尾鷲市は年間80頭で1頭1万5,000円、大紀町については頭数は不明ですが、1頭5,000円だそうです。これに対して委員のほうからは紀伊長島区のほうでは、紀伊長島区のほうの会長ですかとか、会員は聞いてないと言っていると、近隣町村を根拠にするのは安易ではないかと、尾鷲市は町中に畑があり獣害が少ないという指摘がございました。

次いで98ページの夏祭りKODO実行委員会補助金と、牡蠣まつりについての内容が昨年と同じなのかどうかという確認がございました。それからきほくふるさと体験塾の具体的な内容についてのお尋ねがございました。

夏祭りKODO実行委員会補助金80万円については、8月9日に土曜日ですが、引本港での開催を予定している。イカダレースなど昨年のイベントの内容をもとに検討を進めると、渡利の牡蠣まつりは昨年と同様ですと、ふるさときほく体験塾というのは20年4月から全国の小学生を対象とした長期滞在型の子ども農産漁村交流プロジェクトが開始されるもので、観光協会と連携して協力を得ながら4泊5日程度の滞在に備えた受皿を整えていくための予算計上であるということでした。

渡利牡蠣まつりについてのアンケート結果の提出要求がありまして、出されております。もし質疑がございましたら、報告させていただきます。

次に94ページの稚魚放流事業について、アユ種苗放流は赤羽川、紀伊長島区ですね。アユ・アマゴ放流は海山区の銚子川の事業だと思うけれども、補助金が年々下がっていると、県から義務放流というのがあって、アユで230kgが限度で1kg当たり4,000円の経費がかかると、そのため漁協の経営も厳しいと、銚子川漁協は会員が多いのでまだ大丈夫だけれども、赤羽川漁協の経営が苦しく壊滅状態である。県のほうから解散したらどうかと言われるほどの危機状態である。そういう現状と義務放流があることを考慮してもらいたいという、ご意見がございました。

これに対して課長のほうから、組合からの要望もあり、予算査定においても説明したが、全体的に厳しい状況にあるので現状維持していきたいということでもございました。

あと100ページの体験型イベント交流施設の工事内容のバーベキューと、それに関連して体験型交流イベント施設、けいちゅうですか、設備投資する中で採算がとれると考えているのかと、施設ができてから地区の民宿の経営に影響しているとも聞いているという指摘がございました。

これについては来客、お客さんから雨天時のバーベキューのできる施設の要望があり、県の補助金をいただいて簡易な上屋を設置したいということです。それから採算のとれるような状況をつくっていききたいと考えていると、民宿への影響については現在のところ把握していないというお答えでございました。

次に87ページの和具、比幾、黒浜についての施設管理委託料について、特に現在黒浜、これは海野の黒浜ですが、紀伊長島区、黒浜の状況はどうなっているのか等のお尋ねがございました。この87ページの黒浜について、現在県との契約はまだであると、この時点で来週ということでもございました。来週県と協議する予定だと、和具の浜は譲渡されているけれども、黒浜は県と管理委託契約をする予定だと、シャワーや駐車場料金は無料であると、料金体制については1年間状況を見たいと考えていると、黒浜の施設は昨年完成しているけれども、地区からの指摘箇所があって、それを完成させてから委託契約になる予定であるということでもございました。

次に「建設課」所管分であります。

山本課長以下職員が出席いたしました。

107ページの都市計画費の中の公園費、県営公園事業負担金の事業内容の説明を求める発言がございました。これにつきましては県の事業費は1億5,000万円で、町負担が1,500万円、内容については紀伊長島区片上地区の公園で施工中の広場整備、園路整備の継続とトイ

しを整備すると、また海山区大白地区公園では元谷川の護岸整備と今後事業化を予定している広場公園の測量設計調査等を行う、それから都市公園等一体整備促進事業負担金は、県事業 2,000万円の10分の1の負担の 200万円を計上している。内容は主に城ノ浜地区の県営プール、遊具、その他公園施設等の維持管理修繕であるということでございます。

これに対して委員のほうから、ミニ熊野古道の計画は怎么样了のかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうから仮称ミニ熊野古道計画については、平成16年度に行われた公園設計検討会で、民間委員から萩原公園内に熊野古道をイメージした園路をとの提案があって、県がこの案を受け入れ計画しているのなら、県に確認しましたが、実施は21年度以降で内容については決定されていないということございました。

これに対して委員から、公園の中にミニ古道をつくるのはどうかと思う。熊野古道は実際に歩くものであり、慎重に検討願いたい。観光ゾーンの一部として公園広場の有効利用考慮願いたいと思うか。また現存するアート彫刻等有効に利用して広場を有効利用できるよう検討してもらいたいという要望がございました。

これに対して建設課長からは、ミニ熊野古道の案ですが、園地内に築山に盛土をして、園路をつくり、周辺に木を植えるようなイメージと聞いていると、県としてはこの計画についてさまざまな意見が出てきているので、今後慎重に再検討するとのことあります。

次に 104ページの道路橋りょう新設改良費、町道道路改良事業の委託金 980万円の内容説明が求められました。これに対して建設課長から町道小山山側線道路改良に伴う用地測量業務委託料は、小山浦地区への幹線道路として町道小山里ノ内線があるけれども、洪水時に度々冠水して小山浦区が孤立することから、旧海山町時代より小山山側線改良の要望があったと、延長 600mについて幅員 3.5mを 5mに拡幅して、路面の高さを小山里ノ内線より 1.5mほど嵩上げて、さらに山からの排水対策も考慮しているということございました。

次いで 102ページの道路橋りょう費の中の三重南北縦貫道路建設期成同盟会会費について、同盟会の活動状況についてのお尋ねがございました。これに対して建設課長は現在の構成は、これは合併の町村合併が行われたためですが、紀北町、大台町、松阪市、津市、伊賀市の3市2町で、会長は大台町長が務めているということでございます。

同盟会に当町も力を入れて強力で活動してもらいたいという発言がございました。19年度においても国交省、県、地元選出国會議員要望活動を行ったと、紀北町管内では国道 422号、紀伊長島インター線について県で重点的に予算措置をしていると、同盟会としては通行不能区間が2カ所、紀北町大台町間、松阪市津市間があることから、この区間の整備を重点的に

要望していると。

これで実は委員長がこの同盟会の委員になっております。同盟会の委員になっておりますので、委員長のほうから報告をさせていただきました。昨年、総会が開かれず書面議決で済みます。意見の述べる機会もなく、委員長、私ですけれども、全議案否決で書面議案を提出しました。ほかの方は全員賛成だったということですが、という私のほうが報告させていただきました。

これに対して課長のほうから、総会が書面議決によって行われたのは大変申し訳ないと、市町村合併により範囲が広域となってしまい、総会開催に日程調整が難しく、タイミングを逸してしまったということでこうなった。20年度においてはこのようなことがないように、事務局と十分調整するというお答えでございました。

次いで 101ページの道路台帳修正業務委託料についての内容説明が求められました。

これについては、合併後旧両町の道路台帳システムが統合されていない。旧紀伊長島町は56年に民間コンサルタントに委託し、旧海山町は61年に三重県建設技術センターに委託して作製された。紀伊長島側紙ベース、海山側は水道台帳を兼ねた電子データで管理されて、パソコンでも検索できるようになっている。この旧海山町のシステムに今回統合すると、路線数は紀伊長島区約 450路線、海山区約 540路線で合計 990路線ありまして、総延長が約 269 kmに及びます。

次いで 101ページの土木総務費の地籍調査事業についての実施場所についてのお尋ねがございました。これに対して建設課長のほうから、紀伊長島区では平成15年度から江竜地区の14haを対象に実施している。今年度も継続して行う。海山区では現在役場庁舎付近の本地地区 8 haの調査を継続中で、本年度は新規として本地地区 700haを追加する。これはこの予算で終了するものでなく継続になる。理想的には町内全域で実施すべきものですが、費用と時間が大変かかるので、公図の混乱地区を重点的に整備することになるという、課長のお答えでございました。

次いで 104ページ、町道道路改良事業の町単分の中身についての質疑がございまして、町道永長線改良についてのお尋ねがございました。この点については昨年の6月議会定例会で山本踏切拡張工事のJR東海と2ヵ年契約を認めていただいていると、20年度分事業委託料を計上しているが、20年度で完了すると、来年の1月ごろの予定でありますということでございます。

実はこの点につきまして、その後、常任委員会が一旦閉じたあと、この関連について新た

な問題が出てまいりましたので、本日、さきほど昼間に昼の休憩時間に常任委員会を再開させていただきました。と申しますのは、この永長線に山本踏切より42号線側で接続します渡し場の上1号線の接続状況は、工事以前は直角に接続していたんですが、新しい永長線の路面が80cmほど上がったために、急になり過ぎるということですり合わせるために道路が新しい道路が曲がっております。その永長線との接合部分に擁壁がたちあがって、すでに終わっております。完成しておりますけれども、地元の住民から厳しいご指摘がございまして、そのやり方について。急遽、私のほうへも担当委員会はこれについて審議しているのかと、私、実は実情知らなかったですが、翌日見てまいりました。それでほかの方にもいろいろ地域の住民からご指摘があったようです。それで急遽、本日常任委員会を開かせていただきました。

これについてはですね、担当課のほうは事前に地域の自治会に説明していなかったようです。結果的には住民のほうはやっぱり真っ直ぐ取り付けてほしいという要望が強いわけですが、交通安全上、永長線と接続するためにはちょっと道路をこういう形で曲げて接続しなければならない。ただ、ここに曲げた部分に擁壁をたちあげたもんですから、大変見通しが悪くなって、事故の危険性もあるということで、現在、課のほうにも住民から相当厳しいご意見が寄せられているようで、今、どうするか検討しているようです。用地、そのこの廃道敷になった場合は、隣接地主に払い下げるようなお話もあったかのようなのですが、もうこの状況になりましたもんですから、その擁壁を取り壊して、いわゆるゼブラゾーンの状態でして、車はこうひねって永長線に接続するけれども、今、擁壁がたちあがっておる部分は取り壊して、そこをゼブラゾーンの形で対処できるかどうか今、検討しているということで、担当課のほうの説明がございました。それで町長にもご出席を願い、余計な経費がかかることになるけれども、取り壊した場合。もしそういう結果になったら無駄な経費を使うことになるんで、大変申し訳ないということで、町長のほうから陳謝がございました。

これは本日、そういう確認をいたしました。

以上で、質疑、討論を終結し、全員賛成で、当委員会の所管分については原案どおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第30号 平成20年度 紀北町水道事業会計予算を議題といたしました。

水道課の村島課長以下が出席いたしております。

委員のほうから、まず道瀬、三浦の簡易水道を上水道に替えるということについて、本会議でもいろいろ指摘があったと、これについてきっちり説明していただきたいという発言がございました。これに対して水道課長から、まず海野から古里を越えるためには加圧ポンプ

を設置するのですが、その分、常時送水するポンプを設置していかなければならない。古里道瀬間に配水池を設置する場合は、送水管も設置しなければならないということで、いろいろ試算をしたけれども、海野、古里間に設置するのがベストであるとのコンサルタントとの協議を踏まえて決定したということでございます。

それから古里から道瀬間はトンネル内に布設するのか、山を越えるのかというお尋ねには、水道課長から旧道のトンネル内に施設された管ですと、今現在歩道トンネルになっておりますけれども、ただ、老朽化しているため布設替えをするということでございます。

次いで32ページにある馬瀬地区の浄水場移転工事についての用地購入の場所、単価についてのお尋ねがございました。これは現在、馬瀬の浄水場の取水井戸のあるところの隣接農地を現況田だそうですが、1,200㎡ほど求めると、用地交渉に入っているけれども、国土交通省の都合で契約は19年度は見送り、20年度の予算の中で契約していくと、鑑定価格は1㎡当たり4,200円という数字が出ているということでございます。これについて海山区の水道のループには影響はないということでございます。

以上で質疑を打ち切り、反対討論はお一方ございました。紀北町になり合併して5年以内に統一するというので、今回水道料金が統一されるが、統一案には賛成するけれども、その中で住民の合意を得たという説明だが不十分であったと、そして10円未満の端数切り捨てるところから1円単位まで請求することを変えたこと、生活が大変な中でそこまで町民に負担を求めることは認められない。また、何よりも水源地を守るために大変な思いをして命の水を守っているのですが、たとえどんな未納者に対しても絶対に水道を止めることは許すことができないという理由で、反対討論がございまして、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第32号 財産処分についてですが、簡単な質問がございました。

80ページの補償金の内訳の動産移転料についての説明が求められまして、冷蔵ケース等の物品移転料だということでございます。

討論はなく、全員賛成で、原案を可能とすることに決定いたしております。

次に、陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件を議題といたしました。

所管は産業振興課中村課長以下が出席いたしておりますが、後に新たな排水ポンプの設置の関係で危機管理課の出席もしております。紀伊長島総合支所の総務室の室長以下であります。

まず最初にですね、陳情書を提出されておられる本田さんの隣接の家、Aさんと申し上げ

ますが、そちらの家の前が池みたいな状態になっている。その池からヒューム管で水路がポンプのところに行っていると、この家については高速道路の土が出ればもらおうと話を聞いているけれども、そのことを考えずに本田さんの解決は難しいんじゃないかというお尋ねでございました。

これに対して産業振興課長からは、ここについては本田さんのお母さんが住んでいる。そこに冷蔵庫が置いてあったが、以前に浸水して高いところに冷蔵庫を移動したそうですと、現在でも大雨のときは浸水するとということです。

それからAさん宅の取り壊しの話や、高速から出た廃土で埋め立てるような話を危機管理課、建設課、産業振興課で面談したときに聞いたことがあると、ただ、面談しているのは本田さんであって、Aさんとは一度も会っていないということでございます。

委員のほうからは25年前の工事について、旧長島町時代の状況は何もわからないと、どんな話があったのか。陳情書によると町が本田さんの言い分を聞かなかったことは理解できるが、基本的には工事をする前に工事内容について、本人に説明があつてしかるべきではないか。このことについては役場はどう思っているんだということでございます。ただ、旧町時代の担当者は現在誰もいないということでございます。

委員のほうからは本田さんは具体的にどういう希望をお持ちなのか、嵩上げする必要があるのかどうかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長からは、細かい具体的なことを本田さんは言っておられないと、旧町時代に大雨時に排水ポンプで対応していると、陳情書にもありますように大雨が降っても安全で安心して住めるような状況をつくってほしいということだと思ふという、お答えでございました。

さらに委員のほうからは、Aさん宅の了解が必要なんではないかと、嵩上げをするのか、その予算は町で持つのか、自己負担か決めなければならない問題が多くあると、Aさんと会ってもいないのに、この申請に対して論議することは難しいのではないかという指摘がございました。これに対して産業振興課長からは、Aさんが埋めるのかどうかは現況はかなり違ってくる、埋めるかどうかで現況はかなり違ってくる、その点においてははっきりと確認していないということでございます。

委員のほうからは、さらに20年度のこれは危機管理課所管分ですが、新規ポンプについての内容と、隣のAさんの排水パイプが通水しているか確認しているかということについて、紀伊長島総合支所長から、ポンプ能力については今と同じもの、3層式 200V、2kw、1分間に 600ℓの排水能力であると、Aさん側からのパイプについては、今まで水は取水桝に出

てきているので、詰まったという話は聞いていないということでございます。

さらに総合室長のほうからは、抜本的な解決には建物の嵩上げしかないと思うと、しかし、現在で防災面の対応として新規のポンプ設置しか対応できないというお答えでございます。

委員のほうからは、町は本田さんとAさんとこれから話をすべきではないかということ、それからポンプの管理について、今後このさき何10年先までやっていくのかわからない。また職員の張り付けが出てきている問題もある。もしほかに陳情者が出てきた場合、町が施設をつくって管理しますという話になってしまうが、そういう対応でやっていけるのかどうかという、ご指摘がございました。

総合支所長のほうからは、ほかから出てきたらどうするのかという問題があるが、本田さんに関しては今までの経緯を考慮して管理していきたいと、その話が出てきたら検討するしかないと思うということございました。

別な委員からは、陳情書には町が工事説明なしに排水路を設置したことが、人災であるという主張であるが、このことについてどう解釈しているのか。それから20年度予算に計上されております新規のポンプについて、本田さんに伝えているのかという確認がありました。

支所長のほうからは当時の工事の経過はわからないが、平成10年度低地排水対策事業としてポンプ購入を実施していると、20年度の新規ポンプについては本田さん本人には伝えていないということございました。

また別な委員からは、町長が謝罪に来ないということでも感情的になっている部分があると、昔は周囲が水田で遊水池であったが、そこを埋め立てた経緯もあると、そういう指摘もございました。これに対して支所長のほうから、今後嵩上げ補助等をするなら条件などが必要であると思うということございました。

以後、この陳情書の扱いについての各員がお一方ずつ発言されまして、最初の発言された委員は、20年度のポンプ設置は1つの対応策になるが、陳情書は具体的ではないので継続審査を求めるとご意見でございました。

次の方は、具体策がないので検討できない。ポンプ管理は慎重に判断してほしい。職員の負担があまりにも大きい、継続審査としたいと。

3人目の委員は、25年前の工事に町のほうに負い目があるという内容の陳情書と理解している。町に責任があるというなら、町の施設をどのようにしたら良いのか、調査が必要だと思う。継続審査にしたい。

4人目の委員は、本人にどうしたら解決できるのか聞いたが、具体的ではなかった。20年

度でポンプを設置するんで解決に向かっているということなので、採択に賛成であると、採択のご意見でございました。

5人目の委員は、中身を検討する必要がある継続審査としたいと。

6人目の委員は、25年前の排水路工事について、工事説明なしであったと、25年前の経緯を町が調べるべきであり、継続審査にしてもらいたいということでもございました。

以上、継続審査を求める意見が多数を占めましたので、委員会としてはさらに審査をすることと、閉会中の審査を求めることといたしました。

その理由としては、理事者と陳情者がさらに話し合い、具体的な対応を含めてなお調査を要するためといたしております。

以上で、付託された案件はすべて終了したんですが、その他の部分について、玉津委員から動議が提出されました。

道路財源にかかわる意見書の提出についてを議題として、追加してほしい、されたいという動議が提出されて、全員賛成で、議題に追加されました。

玉津委員の趣旨説明は、現在、当地域では高速道路の建設の真っ最中でありまして、したがって、道路特定財源は必要不可欠だと思うが、私はこの道路財源は将来一般財源化が必要だろうというふうに思いますが、今、国会でも論議になっているように、この道路財源を廃止した場合に、必要な道路をつくる財源をどうするのかというところまで議論が進んでいない。こういう状態でこの道路特定財源がなくなるということは、非常に危惧されることであると、この道路特定財源の意見書提出していただくようお願いいたしますということで、これにこの点について建設課長の参考意見を求めました。

建設課長からは県の道路協会から働きかけもありまして、具体例1の中ほどに、本町における道路関係諸税における税収はというところがあり、これを紀北町に置き換えた場合、諸税における税収は平成18年度決算においては1億6,734万8,000円であると、暫定税率が失効した場合、9,191万9,000円が減額となる。その差額の7,542万9,000円の財源不足となるということでもあります。

当然、当初予算でもこの財源を確保されるということで予算を組んでおります。これがなくなると、その辺のところの手当、補正が必要となってくるということでもございまして、この意見書の提出について、委員会として常任委員会として提出するか、個人で提出するかということについて採決をお諮りしました。常任委員会が意見書提出するのが一番良いと、委員長が提案するなり、提出するという賛成が多数、反対が1でございました。賛成5であ

ります。その結果、常任委員会として本会議に提案することに決まりました。

後ほど、ですから産業建設常任委員長名で意見書は、道路特定財源の確保を求める意見書は提出させていただきます。

大変、長々となりましたけれども、以上で委員長報告を終わります。

議長

ここで3時まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 49分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 04分)

議長

各常任委員会並びに特別委員会で審査、または協議いただきました案件等についての委員長報告を終わります。

それではこれより、各常任委員長並びに特別委員長の報告に対しての質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか

北村議員。

6番 北村博司議員

総務財政委員長にお尋ねをいたします。

さきほど委員長報告の中でですね、討論の内容が報告されています。その中に、一般訴訟費が入っていることを理由に複数の反対討論があったようですが、常任委員会の所管外の予算についての論議ができるのかどうかですね、委員長が最後に関係部分に可とすることに決定

したと、採決したと、つまり討論と採決の中身は違ってきているわけですよ。所管外の部分の反対討論の理由で反対した方があって、採決は担当する部分だけの採決をとっている。本来、討論と採決は一体のものであるはずですよ。採決の理由を述べるわけですから、反対か賛成かの可否の理由を述べる。

一体、こういうことは許されるのかどうかですね、本町議会は予算の分割付託方式を採用しておるんで、これは根本的に改めんならんことになりませんが、その点についての委員長のご所見を承りたいと思います。

議長

総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

北村議員の質問にお答えします。

補正予算の件でございますが、討論においては補正予算の流用戻しの訴訟費が出てきたということで、流用戻しの件でいろいろ審議しております。一応、訴訟費という目の名目はお借りしておりますけど、節の中には一切介入しておりません。

よって、この討論も質疑も、あくまでもこの流用戻しが訴訟費の中で流用戻しがあったと、19年度の予算に、だからこの訴訟費の件では、このやはり款項目、これから総務費、総務管理費、またそれが水道課へ移行しておることはわかりにくいというような質疑の中で、この流用戻しの訴訟費が出てきてますので、さきほども申し上げましとおおり、一切中身の審議に介入しておりませんので、ご理解ください。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これは委員長にお答えいただくか、議長にいただくか、微妙なところですけども、流用戻し、流用した訴訟費の、これは私ども産業常任委員会が担当して、詰めた議論をしておりますけれども、支出負担行為を行っただけで、事実上は支出支払っていない。これははっきりしておりますね。それで流用戻しというても、現実には予算書の上に表れてこないはずですよ。支出してないんやから、支出負担行為を行っただけで支払ってない。吸収されたわけですよ、補正予算に。

だから、総務委員会としては所管外だと思いますがね。少なくとも大変これは誤解を招く、私は討論だと思いますよ。反対する、賛成するはそれぞれの委員の自由ですし、どういう理

由も結構ですが、少なくとも所管外の議論をして、それを唯一の反対理由とするというのは、私はどうも理解できない。少なくともそういう議論が予想されたんなら、議会運営委員会で、この一般訴訟費は総務管理費の中にあるのやから、総務課が所管すべきじゃないか、そういう議論ありましたね。私ちょっと前半、午前中傍聴しておりましたが。水道課が所管するのはおかしいじゃないかという、かなり突っ込んだ議論してました。

それが、そういう主張がもし正しいとすれば、これは事前に議運でやるべきだろうし、委員会の付託表を諮っておるわけですね議長は。本会議の終了時点で、委員会の付託表を。それがあのかに私は異議も出なかったと思うし、全員賛成で委員会付託はここで承認されて、委員会にあってそういう議論が出るということは、私はちょっと理解できません。

それやったら事前にやるべきでしょう。そういう場はあるわけですね。私は議運じゃないけど、議運のメンバーにはそういう機会は当然。この本町議会のあり方そのものに私は影響すると思います。そういう討論ができるのなら、所管外の。誰でもすると思いますよ。

だから担当しない部分が自分が納得できないものがあれば、本会議で反対すればいいだけの話です。委員会で賛成して本会議で反対するのは、所管以外のところで納得できないなら、本会議で反対すればいいじゃないですか。私はこれは納得できません。しかもそういうことが委員長報告で行われるということ自体が、委員長、さらに議長のご答弁をいただきたいと思います。これは全体にかかわってきますから、それが今後も行われるなら。

議長

総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

北村議員の質問にお答えします。

これはあくまでも流用戻しは財政課管轄の件です。財政課はあくまでも総務財政委員会の今回の所管でありまして、そのように財政課長もこちらの質疑において答弁をしております。ということによって、このあくまでも訴訟費の中身は一切、さきほども言いましたように介入しておりません。これはもちろん産業建設常任委員会ということは、委員の皆さんもわきまえております。でも、お言葉、さきほどのこの目の面でちょっとお借りしたけど、あくまでもこの訴訟費の流用戻しということの議論の中で、このさきほどの目の訴訟費ということはお借りしていると、さきほどもその点をご理解くださいと、ベテランの北村議員やったら十分ご理解していただけると私は思いますので、この辺でやはり委員会はもう少しやわらかくするためにも、あまりそこまで縛らないほうが、やっぱり議員さんのためにもよろしいん

かなと、ご理解ください。

議長

私も今、委員長のおっしゃったように、そのとおりにご理解いただきたいと思います。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

委員長にお伺いします。この第9号についてはですね、第4条にもありますように普通徴収の方法、収納する保険料の納期を定めておる項もあります。したがって、いよいよあと10日後に4月1日といいますと実施されるということになっておりますけれど、この普通徴収の方が何名おられるのか、また特別徴収の方が何名おられるのか、委員会の中で審議あったと思うんですが、お聞きしたいと思います。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

中津畑議員にお答えいたしますが、そのような質疑はありませんでした。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは人数は話がなかったということですので、少し普通徴収というのは年金から天引きされない人たちのことですね。特別徴収というのは月1万5,000円以上の年金をもらっている人には年金から天引きしますよということになっておると思うんですけども、その部分についても審議はなかったのですか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えいたします。普通徴収はですね、7月から年9回、徴収をするということの質疑が行われております。そのように決定したと答弁もいただいております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは特別徴収というのは何名になりますか、これについてはですね、特に天引きという格好で非常に年間、この年金の81万円の年金をもらう人については、もうずっと天引きされていくわけですが、何人おるか今の時点でわからんというのは、ちょっとおかしいとは思いますが、ちょっと委員会の中での議論をちょっとお聞かせ願いたい。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

最初申し上げましたように、人数的なことについてはですね、質疑がなかったわけなんです。ただ、特別徴収についてはですね、4月から開始されると、それで年6回の天引きになるということについて質疑が行われております。以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ちょっと訂正だけさせください。年間年金の特別徴収は18万円以上の方ですね。すみません、訂正してください。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

委員長報告ですね、この条例の改正の中で、今回特定健康診断などを行うことになったが、その結果、問題のある人は福祉保健課で保健指導を行うという報告がありました。今回の後期高齢者の中で、健診の問題はすごく大きな問題で、福祉課から国保へ健診が移るんですけど、中身もすごく変わると思いますが、何か福祉保健課で保健指導を行うということは、その指導の内容とかも変わらないのかなという気持ちがありまして、私、今回の保健指導はですね、いわゆるメタボリックシンドロームの予防改善なので、その人を見つけて保健指導を行うことが義務づけられたと理解しているんですが、委員長報告だと福祉保健課で保健指導を行うというのと、あまり変わらないんじゃないかなという思いがあるんですが、そのところの議論はありませんでしたでしょうか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

この健診についてはですね、従来は福祉保健課で老人保健法に基づいた健診をやっておった。それがこちらへね、これからは保険者が責任を持って予防事業をやっていくということに変わったわけです。それでそのようなことで、従来の保健婦さんがやっておった事業が、またこちらへ移るということで、十分にですね、そのようなことから保健師とは十分な連携をとって進めていくという回答をいただいております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

この条例のところですね、国民健康保険へ条例の一部改正をするんですけど、特定健康診断などを行うものとするというのが、新しく加わったんですけども、一方でですね、旧のところでは成人病、その他の疾病の予防とか、健康づくり運動、そして栄養改善とか母子保健という、その項目が削られているわけなんですけれども、やっぱりただ移っただけじゃなくて、中身にすごく変化があるし、そしてこの受診率や改善率が悪いとペナルティもかかってくるということも聞いておりますが、そのようなことについての、この保健課で指導するという、質疑の中でですね、そのような質疑はありませんでしたか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えします。確かにですね、健診の中身はメタボですか、メタボリック症候群、これが重点的に行われるということですね。まだ言われることはですね、両課で連携を図っていくと、まだこれからのようなんですけどもね。実施についてはですね、10月ごろに行うというようなことを説明受けてます。よろしいですか。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

東篤布君。

1番 東篤布議員

委員長にお尋ねします。一般質問でも出ました保育料の問題ですけれどもですね、この点でこの一般会計のところ幼稚園の問題出てますけども、このあたりでこの一般質問に出たおた保育料の問題のところですね、そういった議論がなかったですか。僕さきほど説明聞いておってなかったもんですから。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えいたします。そのような質疑はなかったです。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

東篤布君。

1番 東篤布議員

小学校等ですね、修繕費が出ておったと思うんですけども、ここのところで前にも教育長がですね、学校の統廃合についてはですね、生徒数が一桁になったときに考えると、こうおっしゃっておった記憶があるんですが、その教民の中で出てきたのではないのかなと、この資料見ておるんですが、20年度の入学生徒の見込みですね、こうずっと年度年度見ていき

ますと、随分減ってきていますが、そのような討論まだありませんでしたか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

これにつきましてもですね、出ておりませんでした。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

委員長報告で後期高齢者の保険料についてですね、50%は国と県と町でもって、あとの4割は現役世代の支援金、そして1割が後期高齢者の保険料で賄うということにして、この1割というのは変わらないという報告だったと思うんですけども、聞くところによると、後期高齢者の人口が増えれば、この1割の枠もズンズン増えていくんやという資料もありますけれども、そのことについて質疑はありませんでしたか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えいたします。割合については申されましたように、公費が5割、そして支援費、保険者で持つのが4割、そして保険料が1割ということかですね、法律で決められておるということで、これは変わらないと思います。ただ、額についてはね、医療費が上がれば町の負担も増えるし、国の負担も増えますよね。しかし、割合は変わらんけども、保険料もそれは医療費が上がれば額は多少上がる場合もあると、十分ですね保険料とか、町の負担でも国費でもお年寄りが増えていくし、第一にですね新しい新薬とかね医療機器とか、そういうものがどんどん出てくるので、我々も恩恵を受けるわけですけども、自然増というのかね、そういうものがあると思うんで、保険料は多少は変動はするけども、割合としては1対4対5ということには変わらないということです。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

法律でもう決まってて変わらないというご答弁なんですけれども、私、今持っている本とかいろいろを見ると、変わるという資料もあるわけなんですね。事実の確認ですので、そのところははっきりと委員長報告、委員会の中での課長の報告はそうだったんだと思うので、間違いないと思いますけれど、そこのところ確かめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

私、個人の考えを述べるわけにいかんのでね、そのように答弁をいただいております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

本議案について質疑をいたします。

2、3点したいんですが、私、一般質問でもしておりますので、委員会での審議の中身で結構ですから、ご答弁願いたいと思います。今、前者が言われた人口比率による保険料の値上げ、これはもう国立社会保障人口問題研究所の推計、人口推移によって計算されたものですが、大体2008年度では10%、2015年には10.5%、2025年には12.9%、どんどんどんどん高

齢化が進むにつれて、また医療費がどんどん増えるにつれて、これは上がっていくというシステムだということは政府のほうも認めておるわけなんですね。そこら辺はやっぱりきちっと伝えないと被保険者にとっては、エッという話につながりますんでね、委員会の中でその話はなかったのかどうか。

それともう1つ、この新しいこの後期医療制度というものの新規でできたわけなんですけど、これに対する何でこういうものができたのか、75歳で何でこう仕切りを付けて一絡げ（ひとからげ）にしてしたのか、そこら辺の論議はなかったですか。この医療制度がなぜできてきたのかという中身と言いますか、目的の部分ですけど、新規ですので、ちょっと委員会でも論議されたかなと思って聞くんですが。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

保険料につきましては、中津畑議員が持っておられる資料では、そういうことを書かれていますものあるんでしょうけども、私としては法的な根拠でですね、1割の負担は割合としてね決まっておるということを答弁いただいております。

それから、この医療制度の目的を言われたわけなんですけども、これまでもですね、自分の意見も多少入って、議論はあんまり出てはおらんのですけども、後期高齢者という言葉は以前からありましたですね。それと75歳以上、これ今、老人保健医療制度、今の現在の、これも75歳以上を対象にしてつくられておるわけなんですね。あまり変わらないように思っておるんですが。

それから、これまでの老人保健医療はですね、保険料は国保とかですね、被用者保険のほうへ納めて、それでそれを拠出金でもらって運営しておるわけなんですね。支払うだけという制度やったのを、独立したきちとした医療制度にしようということで、この制度がつくられるというふうに聞いております。以上です。

議長

委員長にちょっと申し上げます。委員会での経過と結果のみにしていただきたいと思えます。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

委員長、ちょっと委員会で私見として述べられたのですが、老人保健と全然違う異質のも

のがこの後期高齢者なんですね。確かに年齢は75歳ですけど、例えばですね天引きなんかは前期高齢者65歳からの人も天引きされることになってしまった。また健診についてもですね、75歳以上の人は言うたら努力義務だと、75歳以下の人は法的な根拠に基づいて健診をしていくんだというような、言うたら75歳になったらどうでもええんだと、いろいろ政府のこの特性と言われて治療の長期化、複数患者が多くなるとか、そういう意味でね、老人保健の言葉が出ましたので、全然異質なものになっていくということでは、そんな議論はあったと思うんですが、当然。そこら辺はなかったですか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

ご質問のですね、全然異質なものというお言葉がありましたけども、そういうような議論はございませんでした。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、継続審査となっておりました請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

委員長にお伺いします。この請願についてはですね、中身のことでちょっとお聞きします。委員長に。この中段にある75歳以上の高齢者は心身の特性にふさわしいなどの名目で、診療報酬の引き上げ受診できる医療が制限されることが考えられるとありますね。これについて心身の特性というのは総務省あたりのこの後期高齢者の審議する場でもですね、随分審議されたようです。そういう意味では私さきほどちょっと言いかけてましたように、特別な特性、

75歳、紹介議員です。はいわかりました。また討論のところでまたさせていただきます。

議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

ただいまのことですけど、紹介議員でありましても委員会の内容を聞く質疑というのは許されます。

15番 中津畑正量議員

教えてください。途中でちょっと止めましたので、ちゃんと今からやります。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私も紹介議員になっているのでですね、特にこの問題については非常に関心を強く持っております。75歳以上の高齢者は心身の特性にふさわしい名目ですね、75歳と75歳以下が仕分けされて、この医療制度をつくっておるんですが、これについてこの特性という部分について、特に厚労省の審議会の中ではですね、治療の長期化があるんだと、75歳以上の人。多くに認知症の問題が見られるんだと、いずれ避けることができない死を迎えるんだという3つの特性を挙げられておるんですね。この特性というものが果してね、75歳以上だけの人なのか、これは特に痴呆症なんかいろいろありますね。若年性認知症とか、そういう意味ではこの特性という格好でこういう医療制度を特に設けたんだという、それでしかも中身では非常にお年寄りがお医者さんにかかりにくくなってきたということも発生するんでね、委員会で請願の中身として審議されたのであれば、当然、そんなことも出てくるかと思えます。健診の問題も出てこようかと思いますが、そういう点で委員長審議の中身を教えてください。

ちょっと傍聴もしたかったんですけど、ようしなかった。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

お答えいたします。高齢者ですね、特性ということですね、言われてはおりますけども、この委員会では質疑はありませんでした。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

この請願の中でいろいろ高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼすという書き方もしてあるんですが、どういう影響があるかということは、多少なりとも論議されたでしょうか。どんな影響があるのかということで、委員会の中で議論されませんでしたか。

議長

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 松永征也議員

主にですね、保険料はどうなるのだかと、下がるんか上がるんかと、そういうものが中心でありまして、今のおっしゃられることについて、そういうことについてまで深い審議いたさなかったと、質疑がなかったということでございます。

議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

第27条についてですね、前も説明のときに求めましたけども、集金をですね、水道のメーターの見るのを2ヵ月に一遍とすることについての委員会での質疑はなかったですか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

奥村議員のご質問にお答えいたします。

隔月徴収に集金方法を変えるということについてのお尋ねですが、これについてはですね、ございました。この関係ではですね、特に事前に女性の皆さんとか地域の方々に、その辺についての意見を聞いたかという部分に包含されるわけですけれども、その中で理事者のほうから、水道課のほうから説明会の実績等の資料が提出されました。その中でですね、昨年12月11日、長島婦人会、いわゆる長島地区、通称西長島と言われる長島婦人会の15人ほどが出席されて、今回、海山区の2ヵ月検針に、2ヵ月徴収で説明の中に最終的な、最初は戸惑いもあるかと思うが、経費の削減等ができるのであればということで、おおむね了解を得たという報告、これは水道課の報告です。

それから今年になって2月4日、引本婦人会、20人ほど出席された中では、こちらは現在と変わらないので特に問題はない。

それから紀伊長島区のアイリスという女性の団体があります。これは任意団体ですが、こちらはですね1ヵ月検針1ヵ月徴収、2ヵ月検針2ヵ月徴収にした場合、現在の滞納が増加するのではないかという意見があったが、滞納に関して今後コンビニに振り込むなども検討をし、周知も徹底して、少しでも減らすことを説明したところ、経費の削減等ができるのであればということで、おおむね了解を得た。こういうことです。

相賀地区婦人会、こちらは徴収の問題については問題がないということであったようです。以上ですが。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

了解しましたけども、ちょっと解釈にちょっと苦しむところがあるんですけども、その27

条の2のその必要と認めるときは前項の規定にかかわらずですね、毎月の定例日、または随時に使用水量を計算したのは、これは水道の使用した人が止めるときのことを言うんでしょうか。あるいはその希望すれば2ヵ月に一遍じゃなくて、随時というのか、1ヵ月に一遍、してもらわなあかんというふうになったときに、計量がされることを許容した補則ではないのですか、そこら辺ちょっとわからんもんですから、お願いします。

これについての質問はなかったですかね。この2についての読まれた方は多分これについて理解に苦しむ部分があるのではないかと思うんですけども、そういう質問はなかったでしょうか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

ただいまのお尋ねの27条の2項の分ですね。前項の規定にかかわらず毎月カウントすることもできると、できる可能性の規定ですが、これについての質疑はございませんでした。

以上です。

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

産業建設常任委員長にお伺いします。

地域水産物展示施設管理費増の880万円のところで、エアコンがその管理台帳に載ってなかったということで、質疑がされたということなんですけども、委員長の質問のときにもエアコンをほかの施設に使うということで説明されたと思うんです。今回、指摘があって初めて備品台帳にエアコンが記載されていないということがわかったんですけども、法的には台帳に載せるべきものであったというふうにも、委員長はさきほど報告されたと思うんですけども、本来、今回指摘されて初めてわかったんですけども、これは指摘されていなかったとすれば、どういうふうな処理を行う予定だったのかというような質疑はあったのかについて、報告をお願いします。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

平野議員のご質問にお答えいたします。

このエアコンの件についてはですね、委員側から備品の処分方法はどのようにするのか、建屋についても全部壊すのかどうかという質疑があって、それに対する産業振興課長の答弁としてですね、備品については公共施設に優先して利用したい。エアコンなどは他の公共施設に利用したい。瓦材などについても再利用できるものは、冷蔵庫などは公売したいと、こういう答弁があって、じゃどんな備品があるのかということで、リストを提出させたところがエアコンが載ってなかったということです。

それで、直接担当した副参事の解釈ですけども、クーラーは建築に含まれているので備品ではないという解釈、委員会側からはそうではないでしょうと。クーラーは償却資産で備品ではないのか。建物の一部ではない、備品だと。耐用年数も定められておる、税法上。備品台帳に載ってないのはおかしいということで、さらに町の公共公有財産管理規則という第8条というのがございます。これに行政財産については所管課長が別表に定めてあるんですけどもエアコンについては、冷氣装置ということで、工作物として掲載しなければならないという義務づけられているんです。だから単に解釈の違いという問題ではなくて、おそらく公有財産管理規則に何と何を備品にあげなさいということを規定されているということを知らなかったのか無視したのか、どちらかと思いますが、厳しく注意させていただきました。

課のほうから先にエアコンは町のほかの施設に流用したいという話、じゃ台帳出してくれと、引き取ったときの、3月11日付ですが、じゃその台帳に載ってなかったもんですから、わかったということです。よろしいでしょうか。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

産業建設常任委員長に、私の質疑はその説明は今お伺いしてわかるんですけども、再度質疑として、もしこれ指摘、今回指摘されましたよね。それでわかりましたけども、もしそれが指摘されなくて、その場合わかりませんよね、全然ね。今回出てきて初めてわかった。もし指摘されていなかったら、どうなったんだという質疑はあったかどうかということをお伺いしたかったので、再度お願いします。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

大変な微妙なお尋ねですね。台帳に載っていないものはどっかへ消えていったらどうするんだとあって、最初に課のほうからそれはほかの公共施設に利用すると、そちらに今あるんかないんか、壊れておるんかもわかりませんが、そこへ持って行くという話ありましたから、多分そうでしょう。ただ、委員の中からその売り出しの問題とかかかってですね、あそこへ行ったら備品何か残っておるものもうてきたらいいんやというみたいなことにならないように、十分町は管理しなさいと、そこに置いてあるものは町有財産ですから、すべて。どっかで持って行かれることのないように管理しなさいということで指摘がございました。

課長のほうからは撤去解体するまで、しっかり管理いたしますと、こういうことでそういう議論であって、それじゃわからんだらどこへいったやという議論はありませんでした。

ただ、そんな、なくなったりすることのないように、しっかり管理しなさいということで。平野議員がおっしゃられたような議論はございませんでした。

議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。93ページのですね水産業振興費の中のですね、漁業基盤強化対策資金利子等の負担料ですが、これはもうすでに何年経過したんですかね、基幹産業である水産業に対するですね、組合の運営ですね、それに対して海山区の旧町時代は500万円、長島区は600万円という資金というのですか、利子補給というような格好で助成したわけですが、このときに当然海山区も長島区も経営体質の改善という条件みたいなやつも付いていたと思うんです。今、大変石油等の高騰で大変厳しい水産業はよくわかりますし、そういう意味ではそういう体質改善と言いますか、改革と言いますか、そういうことが同時進行で進められてきたのかどうか、その点だけ1点だけお伺いします。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

中津畑議員にお答えいたします。

93ページの水産業振興費の漁業振興対策事業の関係ですが、これについては委員会では質疑はございませんでした。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

産業建設常任委員長にお尋ねいたします。今回ですね、町道永長線の道路工事に関してですね、さきほど委員長報告の中でですね、私どもが説明をいただけてない部分の中で、その拡張工事に対する案件の説明があったんですけども、こういう資料の中であったと思う。屋何か委員会やったということであったけど、私は今回ですね12月でも、この永長線のこの工事に対しては5年継続かな、5年計画の中で最終の9,990万円、約1億円の工事ということで、財政が本当に苦しいんだったら、こんなものあとに回せということを経緯がある。その中で今回ですね、常任委員長が言われたように、さきほどもその所管の問題で総務財政

常任委員長にもね、産業建設常任委員長が質疑したようにですね、所管の中でやるんだったら、これは本会議ですよ、これが産業建設常任委員長という中で、こういうような情報を得たのか、そして本当はですよ、これ本議会においてこういうもんだったら大きな問題ですよ、これ。

先に説明を受けておらなあかん案件じゃないですか。さっきの説明だったら産業建設常任委員会の中でやって、建設課長に尋ねたら、住民に説明してなかったんやと、そんな馬鹿なことないでしょう、これ。総工費2億4,000万円でしょう。その中でですよ、そういう所管でやるんだったら、先に議員に説明会をやって、これは大きな問題だとこれは。それから所管に持っていくのがこれ筋じゃないんですか。常任委員長、あんた人に説明するんだったら、自分とあなた常任委員長という主観でやね、何でも進めたらいかんよ、これは。あんたが指摘するんだったら自分も改めやなあかん。あんた。

そうしてこれから9,900万円、約1億円の今期やろうとしている、この予算の中に入っている。それに関連して大きな問題じゃないですか。私も全然知らなかったけどもやね、こんなあんた、ここでこないしてふさいでおるような工事をやっていたと、これは町民が怒るのも当たり前でしょう、これ。それを説明してなかったって、課長が。それで済む問題じゃないよ、これは。議員にさきに説明して、あとから所管に持っていく問題じゃないですか、これは。そこのとこ産業委員長、どんな考えであんたが今やって、どうやったんかということをね、ちょっとお聞かせください。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。入江議員に指摘されるまでもなく、大変重大な問題です。すでに19年度の予算で執行されてきて、現場は形ができております。私が知ったのは常任委員会が終わったあとでございます。住民から訴えがあって、同時にほかのところへも役場のほうへも住民のほうから指摘があったようです。それで今朝重大な説明を受けてないと、継続事業ですから、20年度の当初予算の審議にあたっては前年度の事業がちゃんといっているかどうか、きちんとやられておるかどうかということが、当然踏まえて常任委員会は審査するわけです。ご指摘されるまでもない重大問題ですから、委員会は一旦採決とったけど、改めて今日説明を求めたわけです。それでその中で地元の自治会とか町内会のほうに了承を得ないままその工事が行われた。コース変更がですね。

ですから申し上げたわけです。ですから、委員会に付託される以前にどうのこうのと、全部で審議すべきだということでしたら改めて議長に申し出てください、それは。常任委員会としての責任はそうやって果たさせていただきました。知らずに審議した委員長報告の前に。ですから、委員会を開き直したわけです。追加で委員長報告に加えたんです。これは正規の委員会です。委員会協議会ではありません。会期中ですから。正規の委員会として開いて現行に追加して報告させていただいた。重大問題というのは委員会は全員一致した見解を持っております。それで事前に地域の住民の説明、地域説明をせずにコース変更を行ったということについては、同じ意見です。重大問題だと思っております。

ただ、委員会が本会議の議論説明を受ける前にさきに審議した、けしからんというご意見のようですが、あくまでも私どもは本会議で付託されたこの予算に関連して調査を行ったわけですから、それについて委員会けしからんという指摘は当たらないと思います。この当初予算の関係部分は、私どもが本会議から付託されております。しっかり審議せえよと、それでももちろん入江議員も本会議でしっかり慎重審議せえよという叱咤激励をされておりますので、そういう意味でしっかり調査させていただきました。

それで皆さんにご報告いただいた、それであえて町長もご出席いただいて、これからどうするんだと、当然この事後処理の問題です。もうできてしまっていますから。ということで、また再質問があったらおっしゃってください。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今ですね言われたように、この事業が当初からやりだしたのが5年前だと思うんですね、今、産業建設常任委員長が議長に申し出てくれと言うけどもね議長、私は言っておるのは、これは私らが議員になる前から継続事業で進んでおったわけです。私どもは入ったのは去年ですから、もう最後の今回はこの20年度で終わる約1億円であの拡幅をやるということで、私は異議申し立てたん。だからそういう中の大事なことで、新しい議員は誰も知らん、こんなもんもっての部分、今日初めて見て、見てたからどないしたんやと言うたら、昼の産業建設常任委員会でもらったんやと、傍聴へ行っていたと、しかし、こういうような重大だと委員長も認識するんだったらやな、あなたが先に議員に報告すべきじゃないかと言うたん。議長にもそうだけど、それだったら議長に報告してですよ、所管でと、これ新たにきた所管の問題でしょう。当然、本議会で出てないよ、こんな問題は。あなた言われたようにですね、

これ破らんなんよ、こんなんやったら工事して完成しておるの破ったららんやないか。

それで今回の拡張工事に影響してくるよ、これ。こんなものはほかの議員がやな、皆知らんでおって、そういう中で自分とらだけで、ああっ集まってくれって、これはちょっとおかしいんじゃないかと言うておるのです、僕は。こんな大きな問題、本当は本会議でききに説明せなあかん問題じゃないですか。それだったら本会議に出すまでに、これは工事やっておったけど、当然、理事者の町長も知っておったの。担当課も知っておって隠しておったということなん。今の委員長の報告やとそない出ておるけど、どんなんやこれは。理事者の責任かそんなら。

そこのところ委員長ちゃんと答弁お願いします。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えします。議員皆に報告すべき問題やないかということですから、報告させていただいております。これは私の一個人の見解とか意見とか、私はその資料を見たのは本日で。本日の昼休みです。

11番 入江康仁議員

だからこれを皆に渡さなあかん。

産業建設常任委員長 北村博司議員

いやそれは議長に要求してください。議長にね、同じ資料を全員に配布してくれというのは、議長に申し出てください。私から言ってもいいですけど、出してください。じゃ全員に配布してもらいます。配布してください。建設課長、あると思います。

ですから、何度も申し上げますが、重大な問題ですからあえて委員会を開き直して、それで委員長報告で私から皆さまに報告をしているわけです。それであえて町長もご出席願ひ、委員の中には心配された方あるわけですよ。この問題が委員長報告に対する質疑で出てきたら、委員会は審議しなければ、多分委員長は立ち往生するやろというご心配もいただいた。ですから昼休みの時間にあえて常任委員会開いて、最終的には町長にも来ていただきました。早く言えば大きな失態です。住民に説明せんまま今まであった渡場の上1号線を曲げてしまったという、それで擁壁みたいなのができているということで、この処置については今地元の自治会との間で協議がなされているようです。それで住民の意見はもうはっきりしているようです。

ですから、それについては多分改修工事せんならんでしょう。手直し、やり直しをせんらんでしょう。それについての責任については明確にしてくださいと、委員の中から困るじゃないかと、あとから費用が出てくる。それについてはそうなったら町長はそれについては理事者の責任ですと、明確に。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ委員長、今、報告したようにですよ、理事者にどうだと言うたことも、これやり直しになるような失態であれば、理事者はどのように答えたんですか。そこのとちよっと答弁。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えします。私どもの、理事者の責任であるという、やり直しという、当然経費がね、やり直しの経費がかかりますから、ただそれは、まだ住民との話し合い、協議をしているようで、結論は出ていない。また現時点で結論、今日時点で結論出ていないようなんで、もしそうなったら私どもの責任ですということはおっしゃられた。まだ結論は出てないんですわ。その擁壁を取り壊しするのか、どうかということについては、担当課長はそういう方向で調整しているようですが、まだ結論には至ってないというふうに報告を受けました。

以上です。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

前々者議員が言いました、質問したところですけども、44ページの漁業近代化利子補給金補助金ですけども、委員会ですわね、これ海山にあっては4年、確か長島にあっては5年かどちらかなんですけども、中身はどういうものかについての質問はなかったですか、皆さん熟知しているというふうにとらえていいんですかね。この議員の皆様は、このことについて。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

その件については、質疑はございませんでした。多分、奥村議員のおっしゃるとおりだと思います。質疑はございませんでした。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

熟知をしているということいいんですね、そうすると。していると、議員の皆さんは。

これは10年間という約束ですね、トータル1億 1,000万円になるすさまじいものでもあるわけです。これについてのこの補助金についてのですね、私は前から補助金については精査が必要であるというふうに再三再四申し上げてきました。これの報告書が提出され、きっちり審議が、産業振興課できちっと精査がされているのかどうかというような質問はなかったですか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

審議はございませんでした。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成20年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第32号 財産の処分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、議員定数検討特別委員会の委員長報告に対しての質疑であります。当該委員会の委員が、所属委員会の委員長報告に対して質疑することは差し控えるべきであると解されています。したがって、この特別委員会は議員全員で構成する委員会でありますので、質疑は省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議員定数検討特別委員会に関する質疑は省略することに決定いたしました。

なお、議員定数検討特別委員会については、委員長報告のとおり委員会としての決定をいただいたものと判断するものであります。今後、議案の提出等については議会運営委員会で協議いただくこととし、本日の委員長報告をもって、議員定数検討特別委員会を消滅することといたします。

これで、各委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第 3

議長

次に、日程第 3 閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

産業建設常任委員長より、お手元に配布いたしました申出書のとおり、陳情第 1 号についての会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

ただいまから、本件の質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件については、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

よって、陳情第1号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第4

議長

日程第4 議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

議案第9号に対する反対討論を行います。

本年の4月1日実施を目前にしまして、県の広域連合規約実施にかかわって、本条例を制定しようとする議案であります。この第9号議案、これは今、国会でも論戦がされておりますけれども、後期高齢者医療制度そのものの誤りがますます明らかになっておりまして、今、全国から中止や見直しを求める地方議会もたくさん出てきております。私どもの得ている情報では、すでに503の地方議会がこの意見書を提出しておりまして、全国の議会の3割にも及ぼうとしております。

そして昨日も報道されましたけれども三重県議会におきましても、この後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書を賛成多数で可決をしております。特にこの際強調したいのは、高齢者のうち75歳以上の方々を後期高齢者と呼んで、そして差別と切り捨てをやっていく、その対象にするというこの制度自体が許せないのにもかかわらず、今回、提出をされました条例を逐条的に見てみますと、第5条で督促手数料というのが謳われております。また第6条では延滞金というのも規定をされております。そして第7条に至っては、10万円以下の過料という罰則規定さえ設けられております。

三重県で広域連合組合を実施して、それに沿ってこの紀北町において事務を実施していくにあたっての条例なんですけど、こういうまるで悪代官のような手法を改めて条例に謳わなければならないのか、これは全国基準を示されているからだと思うんですけども、それにしてもひどい内容だというふうに怒り心頭に発するわけであります。

そんなに今、この高齢者を痛めつけなければならないのか、これが私の率直な実感であります。今まで請願の問題につきましても、再三趣旨を述べてきておりましたので、簡潔に言いますけれども、今回のこの条例は、全く有害無益であって悪法である。このことを強く申し上げまして、私の第9号に対する反対討論とさせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

15番 中津畑君。

15番 中津畑正量議員

議案第9号について、反対の立場で討論いたします。

この後期高齢者医療制度というのは、もうあと10日すると施行されるということになっておりますけれど、この後期高齢者の医療費が年金から天引きされる。さきほどもちょっと質疑の中でも申し上げましたが、月1万5,000円、それ以上の人だったらすべて天引きになるんです。一旦天引きされますと分納の相談もできません。病気になったりいろんな経費が要る中で、生活が厳しくなる中でですね、この天引きというのは国民年金、わずか4万円、平均でいきますと4万5,000円ぐらいの年金を受けている人が、天引きされるというのは、とても重い負担になると思います。

それだけに、この天引きというのは65歳から74歳までの国保の人にまで、この天引きがされます。そういう点ではこの天引きの制度というのは、大変お金のないお年寄りといいますが、生活の厳しいお年寄りにはお医者さんに行くなということなのかということが、全国でも叫ばれておるところでございます。

また、保険料を1万5,000円以下の年金の人については、自分で払いに行かないけません。役所に払いにいきますが、これについても保険料を滞納するというのは、生活が苦しいからこの保険料を払えないということですから、当然、この保険料を自分で納める場合、本当に生活が苦しくて納められないことだって起こり得ると思います。そういうときに機械的にペナルティ、資格証明書を出すわけでは決してないとは私は信じていたんですが、この資格証を出されたときには、お医者さんにかかったすべての費用、10割を一旦出してお医者さんにかからなければならない。こんなお年寄りにとっては本当に生活が苦しいから保険料が払えないんだと。お医者さんに行って仮に4万円かかったら4万円一旦払って、あとでまた払い戻しを受けるというような、そんなこともできるような生活をしている人だったら、こんな滞納はしません。そういう意味でこの資格証明書の発行そのものについても、これまでの老人保健ではこの資格証明書、保険証の取り上げというのはできないことになっておりました。これが大きく後期高齢者になると変わってきた点かと私思います。

さきほども申しましたけど、健診の問題にしても本当に法的な根拠に基づいて健診を受けられるのは、40歳から74歳までの方ですね。後期高齢者ということで別立てにされますと、これは努力義務、悪かったら行ってください。お医者さんに行ってください。そんなシステムになりますと、お年寄りの人はなかなか通院にも行けない。健診にも行けない。そういうことになると思うので、この後期高齢者医療制度の実施というのは本当に問題がある。さきほど岩見議員も言いましたけど、この問題は全国でもですね、非常に大きな問題になってきております。昨日も夜ちょっと見ましたが、若年性アルツハイマーの認知症の方ですね、この方がテレビに何組が映っていましたが、相当厳しい状況にある。別に75歳にならなくてもいろんな病気にかかるんです。

そういう観点からいきますと、この後期高齢者医療制度というのは、本当にお金のない人はお医者さんにかかれない状況がたちまち生まれてくるという心配を、私はするところでございます。

以上の理由をもちまして、この後期高齢者医療制度につきましては、私は止めるべきだと、今の制度でいくべきだという観点で反対討論に代えさせていただきます。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第5

議長

次に、日程第5 議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律へ全面改正されたことに伴う条例の改正です。老人保健法では今まで第1条で法律の目的として、国民の老後における健康の保持と適切な医療確保を図るため、病気の予防や治療を行い、国民保健の向上と老人保健の推進を図

ること上げていました。

ところが、今回の後期高齢者の医療の確保に関する法律では、その目的から老後における健康の保持が削られてしまいました。その代わりに医療費の適正化を推進するということが明記されました。適正化というと聞こえはいいですが、これは抑制のことです。国が責任を持って高齢者の健康を守る制度から適正化という名の下に、医療費を減らすための制度へと180度展開してしまいました。高齢者いじめの医療制度、このことがこの目的のところでおかるといいます。高齢者の医療の確保の法律には3つのことが規定されております。その1つには後期高齢者医療制度の創設、そして2つ目、特定健診保健指導の実施、3つ目に医療費適正化計画が規定されております。もう老人保健の基本理念が抜けてしまったわけです。そしてこの3番目の医療費適正化の推進は、国と都道府県は5年単位の医療費適正化計画を策定し、経済指標を参考にしながら給付費抑制を進めていくことになっております。

都道府県は、適正化に平均的な在院日数を短縮、入院日数の短縮、そして在宅看取り率の向上、生活習慣予防の推進などの数値目標を定め、その達成を求められております。在院日数の短縮の着眼点、大きな目的は、療養病床の削減です。そして在宅看取り率の向上では、終末期患者の退院促進と入院阻止が重視されております。そして生活習慣病の予防の中心は、特定健診と保健指導です。医療費適正化とはいかに医療保険を使わせないか、その競争になってしまいました。

国の制度の改正に伴う条例の一部の改正ですが、医療制度をこんな姥捨山のような制度に変えてしまうのは本当に許すことができません。そしてこれが医療制度の構造改革のスタートだとも言われております。議員各位の賛同を求め、私の反対討論とします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第6

議長

次に、日程第6 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第 7

議長

次に、日程第 7 議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 7 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第 8

議長

次に、日程第8 議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第9

議長

次に、日程第9 議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第10

議長

次に、日程第10 議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第11

議長

次に、日程第11 議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第12

議長

次に、日程第12 議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第13

議長

次に、日程第13 議案第18号 紀北町水道事業分担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第14

議長

次に、日程第14 議案第19号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

奥村であります。前回の委員長に対する質問でも申し上げましたとおり、私は今回の町執行部のやり方というのはですね、付けるべき予算を付けない。そして削るべき予算を削らない。この姿勢がですね、この27条にもきているというふうに私は思います。何も経費削減のためにですね、サービスを低下したらいいもんじゃないと思うんです。まして水道につきましては、漏水の問題があるわけです。今まで1ヵ月でチェックできたものが、2ヵ月の体制になることによって、漏水が多大なものになったときに、場合によっては10万円、20万円、50万円、100万円になることだってありうるわけですよ、漏水によって。

そういうことを全く考えなくて、この27条を設定するということについては、海山が2ヵ月に一遍だったということについては、私は間違っていると思っているんです。長島のやってきた良い点を廃止をして、ただ単に経費の削減というのみでですね、間違った海山のやり方に合わすという、この27条については許容できるものではないと思いますので、反対をいたします。以上です。

議長

賛成討論される方はございませんか。

東篤布君。

1番 東篤布議員

今、反対討論された奥村さんに、僕も賛成なんです。おっしゃることよくわかるんです。しかしながら、今回のこの条例改正につきましてはですね、海山区の皆さんに非常に喜んでいただけると僕は思っております。また、これを契機にですね基本的な水条例たくさんございますけれども、以前からお願いしておりました大きな事業費が来た場合ですね、協力金という形で多額のお金を納めなければなりませんでした。今回それを廃止していただけるということをお約束していただきました。

それでなおかつ、この水道料金の両区のですね、水道料金が同じになる。もう合併をして何年も経ってきます。これを契機にして一步一步この合併して良かったなという雰囲気が私は感じておるわけですし、ただ、1つお願いしたいのは、基本的な条例に違いがございます。もう一度これを早急に改めていただけることをですね、町長にお願い申し上げて、今回の賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第15

議長

次に、日程第15 議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

討論を行います。

東篤布君。

1番 東篤布議員

修正動議の提出をお願いします。

議長

まず、会議時間の暫時延長を行います。

ただいま本件に対し、東篤布君ほか1名の方から、修正の動議が提出されました。

所定の発議者がありますので、動議が成立いたしました。

議長

ここで修正案の準備をいたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後 4時 45分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 5時 02分)

議長

本件に対しましては、お手元に配布いたしました修正の動議が提出されました。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)でございますが、非常にその、ただ1点だけです。修正を加えていただきたい。

その理由を簡単に明確に皆さんにわかっていただけるように説明したいと思います。

まず、ページでいきますとですね、補正予算の34ページを開けてください。

11目一般訴訟費が上がってきております。この問題は当紀北町で今、最も大きな問題になっております。と申しますのは本年1月17日付けです。ね、浜千鳥リサイクル社さんから、当町に対しまして160億円を求める訴訟が津地方裁判所に起こりました。しかしながら、私たち議員がですね、この問題を知ったのはその数ヵ月後でしょうか、新聞でございましてですね、町のほうにはその事前に通告があったやに聞いております。

そこで、議長としましてですね、執行部のほうにも是非一度ですね議会を開いていただき

まして今までの流れと、これからこの大きな問題どうしていくのかと、議員を交えて話をしていただけないでしょうかと、こう何度も申し上げてまいりました。その旨町長にお伝えしたところ、議会のほうからお伝えしたところですね、説明会もなかったの、産業建設の委員長さんが産業建設のほうで取り上げていただきまして、私も傍聴させていただきましたが、その後、本訴状が届いてないので、それが届いた時点で議会の皆さんに説明申し上げて説明したい、こういうことをごさいます。まだ届いてないようですが、何ら議会としては説明受けておりません。産業建設常任委員会での説明の中で、町長の答弁を聞いておりまして、一貫しておっしゃられることは、これは非公開である。ですから皆さんに中身のお話はできないということなんです。こういった形で過去10年間係争が行われまして、それで結果、町の敗訴と終わったわけですが、それに基づいての今回の160億円の損害賠償請求となっております。

町民の皆さんはご存じないかも知れませんが、この10年の係争が起こる以前にですね、当町の顧問弁護士であるところの楠井先生と、町側と話をしております。その中に大切な文面がありました。いわゆる何と言いましょか、いつぞや浜千鳥リサイクル社さんから新聞折り込みがございましたですけれども、その中に入っていましたね。復命書というのがございました。復命書というのはどういうことかと申しますと、担当課長さんから町長さんにこう差し上げる。それに判を押してですね、それが重要文書であるわけですが、私たちが議会もその文書があったことすら知りませんでした。その文書の中にはどういったことが書かれておりましたかと申しますと、まずこの裁判やっても負けるであろうと、こういうことでした。

そしてこのような大きな裁判するのであれば議会の議決が必要である。それで住民の皆さんの了解を得るために住民の皆さんの説明会を開くべきであろうと、こういうことでした。そして私が最も驚いたのはですね、そのあとに書かれていました。顧問弁護士はこうおっしゃっておるわけです。「この争いをしたら負けるであろう。そして1日いくらの損害賠償請求が起ってきますよ」ということが明確に書かれています。これは今ここにおられる町長の以前の町長からの方針であったかにと思いますが、非公開という理由のもとにですね、一切議会に報告なくして数千万円の予算が投入されてきたわけです。この非公開という法的根拠は何らないわけでごさいます、私の弁護士の先生にお尋ねしても、その係争の例えば和解の席がありましたですね、その和解の席、それは非常に個人同士の話し合いになるわけですから、これは新聞社も入れずに非公開でこの裁判の議事をしようということなんでございまして、

一切皆さんに議会に対してですね、報告してはいけないという非公開ではないわけです。

そして、なおかつもう1つ申し上げますと、我々議会にも守秘義務というのがございます。秘密議会というのがございまして、一切他言してはいけない。バッチを外さなければならないようになるわけです。ですからして、私はこういった席じゃなくて、議員説明会の中でですね、町長と膝を交えて今後の対策について審議したい。その中で今後どうするか。そしてどの部分だけを町民に報告していくのか、こう決めたかったわけでございます。

そういった中でですね、お願いしておったことが、急に弁護士5名をもう頼んだんだと、今までも弁護士の方10名頼んだ。それもあとから聞いて知りました。そのあとも9名の弁護士の方頼んでおります。それも知りませんでした。今回も、今回のこの補正で上がってきます弁護士5名というのを知っておった議員さん1人もおらんと思いますね。私はこれではね、決して町長責めておるわけじゃないんです。こういったやり方をしておったんでは、ますます住民の皆さんに、住民の皆さんの不安を抑えることはできないと思うわけです。

私は今までの議会で一番欠けておったのは、今回のようなこの本議会でね、1人の人がこれが反対動議出してもなかなか通らんわけです。たくさんあります。数10億円の予算の中のたった1つの問題が、問題であってもそれを修正できないような議会であつたら、我々の議員としての務めが果たせないんじゃないかと、こう思うわけです。私は決してこの予算に反対するんじゃないんです。ただ、住民の皆さんに付託を受けてきておる議会には、せめて報告をしていただいて弁護士の先生を増やすなり、そうしていただきたいかった。だから決してこれを訴状が起ってきました。これ受けてはいけないとこう言っておるわけではない。結構です。2名の弁護士でいいやないですか、今までどおりに。だからそれでやって、なおかつ問題が大きく膨らむようであれば、議会の同意を得て私は次の補正でですね3名追加するなり、何名か追加するんなら結構かと思うわけです。

そういった理由で議員各位の皆さんにご同意をいただきましてですね、これからの議会の流れを変えていく意味でもですね、今回のこれは決して反対するものではないわけです。たった1つの問題ですべての予算を否決する。こんなことできません。だから私は1つの議案に対して修正動議をお願いしておるわけでございます。そのところ皆さんにご理解いただきまして賛成に回っていただきたい、こう思います。どうもありがとうございました。

以上、終わり。

議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

東議員の修正動議の提案説明を受けまして、私の今の説明を聞いてですね、予算に反対するものではないと、しかしながら、私も今まで私の町長の説明、理事者側の説明の中で、一般訴訟費、これはもう訴状は一応出されておるということを聞いて、それからのときはどうなるのかということになるんですが、当然、仮に裁判所からこういう訴状が出ておりますよということで、町に戻ってきたというか、裁判所から通知があったときには、当然、答弁書は出さなアカんと、それも60日以内と聞いておりますが、そういうすぐ即応せんなんという姿勢はやっぱり持たんなんということではですね、今この予算を一般訴訟費を消してしまったんでは、私はその素人集団と言ったら語弊ありますけれど、町の理事者、議会いくら頑張ってもなかなか答弁書としては果してできるのか、出せるのかどうかということも踏まえてね、専門的な手法の専門家である弁護士を入れたほうがいいんじゃないかという考えを持つんですが、ちょっとこの提案する修正動議の説明をお願いしたいと思います。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

おっしゃるとおりです。中津畑先生のおっしゃるとおりでございまして、私も先生と同じ同意見でございます。私も先生が議会ですね、町長にそのようにお願いしてました。私も同じ気持ちで聞いておりました。皆さんも同じだと思います。だから私は必ず答弁書書かなければならない。その準備を当然できるはずですよ。もう町のほうには届いてきておるわけです。本訴状がきてないですけどもね、もう訴状のコピー全部きてます。だから町長も話し合いされてます。

そういった中でですね、当然、準備をされておると思うんですが、もうすでに弁護士の先生おるわけですから、顧問弁護士の先生がね。そこで2名で足りないんであればですよ。こういうわけで足りないんだという説明が当然されるべきではなからうか、それは先生と同じ考えなんです。だからそれを町長にしたらどうですかと言うたら、町長はね、本訴状届いてないから一切できませんとこういうことです。訴状が届いたら皆させていただきますと、であるのに、これでは我々議会として機能しないのじゃなからうかと、こう思うわけでござい

まして、私は決してこれを否決しようという気持ちで出したんでございません。

当然、ちょっとわかりにくいので、ちょっと中身を説明させていただきますと。200万円某、いわゆる3名の弁護士をカットしていただければ269万3,000円でございます。これは流用戻しでほかから持ってきたのはよく存じております。しかしながら、目的を持ってほかのいわゆる老人介護であるとか、そういうところに持っていった予算であれば、そこで使っていただきたい。余ったからと言ってこちらに回すんでなくて、本来の目的のためにそれを回していただければ、私は本来の予算にですね、本来の予算というのはそういうものでなかろうかと思うわけです。

ですから、私は決してこの弁護士費用を全部反対と申し上げておるわけではないんです。このちょっと書類見ていただきますと、269万3,000円というのはですね、3名の弁護士の先生を除いた3名の弁護士の分でございます。ですから、あとの2名の分の弁護士の分は残るわけでございます。そして、それでもなおかつ答弁書が書けないというのであればですよ。事前に相談していただければ議会にもその中身によってはですね、同意するのではなかろうかと思うわけです。それほど能力のない弁護士の先生だとは思っておりませんが。はい以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

東議員の答えもよくわかるんですが、しかしながら、この弁護士は1人でも答弁書は書けると思います。町長でも書こうと思うたら書けるんだと思います。わかりませんが。しかし、160億円という訴状というのは、僕も実際には見てないですけど、正式なもんは出てないから渡してくれてないんでしょうが、それだけ160億円という金額はもう本当に大きなもんですね。これはもう命じゃ、生活じゃ、暮らしじゃと言うたところで、それらが吹っ飛ぶような金額ですから、これは万全の体制をとらざるを得んと、私は思います。だから10人がええんだ、20人がええんだということにはなりませんけども、その2人でも3名でもとにかく準備しておかなくてはならんこの予算だと思うんですが、どうでしょうか。本当に大きな問題だけに。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

おっしゃるとおりでございます。私もそう思います。

しかしながら、今、先生のおっしゃっておるのはですね、すべてを執行部に、いわゆる理事者にお任せして、我々議会を抜きでやろうと、こうおっしゃるわけですか。そうお尋ねしたいぐらいです。私は決して人数云々のこと言っておるんじゃないんです。いわゆるこう大きな問題、死活問題になるんです。だからこそ議会を抜きでやっては、町長大変なことになりますよと、少し考え方を改めてもらえませんか。同じにこの荷物をしょいませんかとこう申し上げておるんです。何も町長だけ、水道課だけにですね、こんな大きな荷物を背負わず、そんな気はございません。

しかしながら、町民代表である我々22名の議会をないがしろにして、このような形ですね、非公開、非公開、非公開とは難解みたいな話ですね、やっとならあれですよ。駄目ですよ。町長も非公開の意味を勘違いされておるんなら、我々議会としても勉強しなくちゃならないと思います。私は非公開の意味をはき違えておるのは町長だけではなくて、我々議会もそうでなかろうかと思うわけです。

ですから、私は否決の意見を申し上げておるんじゃない。正規の流れに戻して、この問題を当町の大きな問題と受け止めて、我々議会ともやっていこうと思うわけでありまして。そこのところを皆さんにご理解していただきたい。よろしくお願いします。

15番 中津畑正量議員

質疑を終わります。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

提出議員の東議員に質問いたします。

私もですね、このうちの建設常任委員会で、この160億円の賠償問題について、議員数人でですね、やっぱりこの請求されたことについて、早く取りかからなければいけないんじゃないのかということ、ずっと引きずりながら、実はこの前出した時系列によるとですね、平成20年今年ですね、1月の17日に業者が津地裁に損害賠償の請求を提起する。同時に訴訟救助の申し立てを行ったわけですね。1月17日ですよ。もうすでに、ですからうちの常任委員会が2月の28日ですから、1月の17日、2月の17日、2月の28日、もう48日ぐらい160億円という訴訟を起こしてから、そんだけの日にちが経っているんですね。

それで1月18日に、津地裁に再度その訴訟の委任状を提出して、津地裁から訴状の副本を

入手して、その正式な訴状の送達は受けていないという返事だったんですね。そして1月の31日にですね、町が津地裁に訴訟救助の申し立てに対する上申書を提出しているわけですね。ですから、これは議会に何も報告ないわけですよ。中身を知ってない。それで私も実はこの160億円紀北町は請求されるということは、本当にすごい額なんですよ。日本で初めてだと思います。

ですから、ちょっと提出議員に問いただしたいんですが、実は私は常任委員会では、この一般会計補正予算に賛成に手を挙げているわけなんです。ですから今回この一般会計補正予算を必ず成立させてくださいということで、その賛成討論も準備している中なんですね。ですから、もっと中身を知りたいんですけど、これ提出者議員に問いますが、実際にその弁護士が2人、3人という表現をして、楠井弁護士と坪井弁護士がわかるんですけど、あとその5人とか6人とか7人とかいう弁護士のお名前と、そして私とその弁護士を選ぶためにも、産廃裁判が終わっていると、だからステージは第2ステージで、言うたら賠償問題に入っているから、やっぱりその賠償に強いとか、そうした逸失の利益がある計算をできる。そして逸失の利益があるじゃないか、ないじゃないかというのが争点になるので、そんな当てはまる弁護士を選ぶべきやと僕はずっと主張してきたんですよ。この28日の委員会の中でもね。

ですから、この弁護士が実際に上申書を出すときに、弁護士と契約して300いくらかしのもう弁護士費用を付けているんですから、この弁護士の名前わかりますか。それでその弁護士の経歴とか、どんな例えば弁護をしてくれるのに強いとかどうか。もちろん復命書があるように、今、楠井さんがやってはいけないと言うのに、もとの大内町長は強引に裁判に持って、対象事業所に認定したという、ここなんですよ。東議員。ちょっとこの弁護士を明らかにできるのであれば、許せるのであれば、ちゃんと言うてその弁護士の説明をお願いします。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

いやそれがわからないからですね、そういった予算はいけないと、こう申し上げておるんです。ここにおられる議員の皆さん知らないと思いますよ。そのような説明ございましたでしょうか。立ち話であったかも知れませんよ。しかし、正式に議会に対するですね、こういう理由でこの先生を増やしたいんだと、過去の流れを見てもですね、最高裁でやりまし

た。そのときの先生方とそのあとから上告しました。同じ顔ぶれですね。その資料は持っておられると思いますが、議員の皆さんにそれはお配りしていただいておりますが、多分その流れでくるんでなかろうかと、私は憶測しております。

しかしながら、私自身も皆さんも5名の先生方の名前も聞いてないし、おっしゃられたように、この根拠を確かめ、修正するために、こういった先生が必要だという説明を私も受けてません。以上です。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

ならば東議員、それなしで迂闊に僕はこれ手を挙げたら、今までいろいろと議員に言われているんですよ。あなたは何でも手を挙げる議員じゃないかって、こんなだけ赤羽傍聴者がいるのにですね、私はまたここで何にも弁護士もわからんのに、今までその弁護士の名前を聞く機会がなかったんですよ。それで例えば楠井弁護士は復命書にこれやったら負けるよと言うておりながら、その弁護士先生を当てた。それじゃ坪井弁護士も同じだと思うんですよ。それじゃ梶山弁護士先生はどうなると、今回、梶山弁護士先生は出ておらんかどうか。それでまた160億円という逸失の利益、実際13年間もかかって160億円売上するだけでも大変やと思うのに、儲かったって言うんだから、このことももう本当に平たく私は説明してもらわなこれ、それで知らないのは僕もいつも言うんですけども、22人議員あるなかで、知っているのは誰だと思えますか。ちょっとおっしゃってください。どの議員だと思えますか。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

私はそれは存じませんが、今、谷議員がおっしゃるようになりますね、この合併する以前の紀北町のときにですね、もう少し前町長の時代からですね、議会に腹割って、いわゆるその係争相手となった浜千鳥リサイクル社さんとですね、膝を交えて話しておれば、これほど大きな問題に発展しなかったんでなかろうか。ただ、執行部にですね、予算だけを認めてお任せでやってきた議会であったから、こうなったのじゃなかろうかと、決してその元の紀北町の議会を批判するわけでないんですけども、そういった流れでですね、そういった因習と言いましょうか、そういった慣習のもとにですね、行われてきたその議会を今改めたい。決し

て町長を責めておるわけじゃないんです。一緒に荷物を背負わしてほしい。

今回のこれは損害賠償請求は争いではないわけです。10年にわたる争いは終わりました。最高裁でも今までにかかった費用はお支払いしなさいよと、こう言われてます、町もね。だからそれをちょっと額が多いですけど、払っていただけませんかという書面が出てきておるわけです。ですからこれをですね、争いと受け止めずに、いかほど払わさせていただいたら良いのかどうかを、それを具体的にですね、専門の先生方を招いたうえで協議していかなければ、ただ闇雲に額だけで多い少ないを論じてはですね、浜千鳥社さんにも迷惑というか、申し訳ございませんし、それだけの根拠を持って、論拠を持ってですね相對したい、こう思うわけでございます。申し訳ございませんが、その憶測ではですね、私はそういうことは申し上げられません。

なおかつ、もう1つ追加しますとですね。谷議員がですね、もう古い議員さんがございまして、今までの携わってきた議員の先生方のお名前を知らないというのも、いささかどうかなとこう思いますが、はい。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

まずね、これは質問の中へ入らないですよ。答弁漏れで、私は弁護士の先生を教えてくださいというのに、教えてくれなんだ。わからんでは筋が違ふ。わからんというのやったら、僕らこれに手を挙げられん。それやったらわかるように、この議会を休憩して、町長の言う非公開であるならば、傍聴人がいない席でこの議員だけに、この名前もちゃんと教えて、楠井嘉行弁護士は、どんなふうでどんなふうで、復命書をもろてすんなどというたのに、また雇うよって、何の理由で雇うんか、根拠。それから西澤博先生、これは楠井弁護士の、いやいやこれは僕はあれですよ、ちょっと、はいはい。そういう弁護士の、弁護士はどの弁護士とどの弁護士で、それでこのあれを付けようというんか、そういう根拠をきちんと質してもらわんとすると、あなたの提出案に私は賛成も反対もできんですよ。これはちょっと待ってもうこれで終いやで、きちつと言うとかなあかん。

それで東議員、その中でこの弁護士の名前と弁護士の仕事、役割というか、その根拠をきちんとここで明かしてもらわんとことには、私は今日は引けませんよ。そうせな次の賛成討論に入っていけないですよ。だから非公開にするならする。よく議長と議論して打ち合わせして、それでそれをちゃんとしてもらわな困る。もうここで引き下がったらもう絶対あかんか

ら、こんだけ傍聴者がおってこんなことで何にも、お前は議員知らんのかって、また赤羽へ行ったら怒りこまれる。赤羽の、皆赤羽の人やもん。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

決して隠しておるわけではございませんが、さきほど谷節夫議員は、私は賛成討論の書面をも準備しておるんだと、こうおっしゃいました。ということとは、腑に落ちない、弁護士の名前も知らないままでですね、賛成討論をされようとなされたのかと、こう思うわけでございます。私たち議員はわからないからこそ、2名の弁護士の先生に修正を加えていただけないかと、こう申しておる。そのところよくご理解いただきたい、こう思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

玉津議員。

7 番 玉津充議員

東議員にお伺いします。私たち議員がですね、この損害賠償請求の事件がもう進んでいるということをですね知ったのは、あとのことでした。もう進んでおりました、町長から報告あったときにはね。その件に関しては議員としてですね、町長に対する思いは私も同じです。ですけどですね、1月18日に訴訟委任状が提出されております。それから1月31日に、訴訟救助の申し立てに対する上申書が提出されておるといふ報告を受けてます。

したがってですね、もうこの委任状を提出した時点で、紀北町としては支払いの義務が生じておるといふんです、契約上ですね。したがって、もうこのお金に対しては払いますといふふうに約束したことだと思ふんです。その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

玉津議員のご質問にお答えします。

当然、上申書を出したと、そのときには5名には増えてないと、こう思っております。そのときからもう5名に増えた。こういうことを聞いておりませんし、なおかつこの5名の弁護士の先生にお願いしたいなという意向は持っているやに聞いておりますが、まだ契約は成立してない。なぜならば、これだけの多額の裁判になりますとですね、必ずや着手金、着手

金の話は皆さんも聞いておられると思いますが、中間のお金もございます。そしてなおかつ、最終になりますと、これは弁護士同士で和解しなさいよという話し合いになるわけですね。

そうしますと、成功報酬というのがございます。大体 160億円の数パーセントというのが、弁護士会での常識でございます。町長にある議員がお尋ねしました。いくらになっておるんですかと、町長はそれはあとから、追って協議するんだと、弁護士の先生とですよ。そんな恐ろしい話はないと思います。物を売るのにですね、支払い条件もなければ単価もないのに、物を売るんだというのと同じだと思います。そこのところを整理されたうえで、だからこれだけ要るんだと、報酬はこうなんです。3%です。それを明確にされたうえでですね、議論していただければ、ちなみに22名の頭数も揃っておるわけじゃございませんので、もっと良い案が出てくるのではなかろうかと、良い和解案がですね。そう思います。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

もう答弁は結構なんですけど、私としてはいろんな質問を聞いてきて、着手金 210万円、この金額はですね、この委任状を提出した時点で、もうその支払い責任というのが生まれておると思うんです。したがって、これを補正予算で決をとってですね支払わないと、いわゆる商売上の、取り引き上のもので、名目が立たないように私はそう思いますが、もう一度どうお思いでしょうか。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

何度も申し上げておりますが、全部の予算を否決するものではございません。3名分の予算を否決してもですね、十分にその着手金があろうかと、こう存じております。はい。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議長も、そして議員各位もですね、執行部もあまりにもですね、裁判に対する認識が薄いのではないかと思います。それでこの動議提出にあたってですね、やはり核心を突いてないのじゃないかと思うわけです。さきほどなぜ私が申し上げた、認識が薄いと申し上げたのはですね、10月4日に向こうの弁護士からこちら側の弁護士に、損害賠償しますよときた。さ

きほど確かどっかの委員、産振か何かの答弁の、質疑に対してですね、対応する弁護士がいないと受けられない。そうじゃないんですよ。対応する弁護士がいなければ役場の町長宛に送ってきますよ、これは。そこからして認識が違とるわけですよ。役場の対応そのものが。

それからですね、仮訴状が送ってきた時点ですね、今まで担当した弁護士に対してですね、コメントを求めればいいんですよ。そういう別に慌ててですね、初めからの対応そのものが間違っておるんですよ、これ。訴訟は負けたことは事実ですね。負けたならばですね、まず町がやらなくてはならないことは、相手側の損害賠償を待つのではなしにですね、訴訟費用確定の申し立てを町からせないかんわけですよ。原告がしなかったら、被告がですね、弁護士を通して訴訟費用を確定の申し立てを直ちにやるべきなんですよ。そういう裁判のイロハも執行部は知らないん。こんな馬鹿な、楠井弁護士もこんなことも知らない馬鹿な話はないですよ。

議長

個人的な言葉を慎んでください。

19番 奥村武生議員

したがってですね、本当にこの裁判をですね、正面から受けて立とうと思ったならば、この楠井、坪井の弁護士を変える必要は、外して、外すということも含んで修正動議を出すべじゃないかと思うんですけど、東議員いかがですか。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

奥村議員の質問にお答えします。

私は決して楠井先生が不的確であろうとか、そういうことは申し上げておるんじゃなし、私個人的にもそういうことは考えてません。どのような先生方であっても勉強されてなられた先生方ですからね。ただ、問題なのは我々はこういった心がけで、こういった目的を持って先生にお願いするかということなんです。すべてを丸投げしておってではですね、今のよな奥村議員のようなお話になるのではなからうかと思えますね。

私は、その修正提案をさせていただいておりますですね、奥村先生のおっしゃるのは、根本からの話でございまして、ちょっと質疑には答えかねます。私は決してこの先生、見られたと思います。復命書見られたと思いますけどもね、その先生が指摘されたとおりの結論がですよ、10年後に出ておるじゃないですか。ということは、決してその先生が能力ないと

は私は判断しておりません。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

反論するわけじゃないですけども、負ける、自信のない弁護士を頼んだ。あるいはこのあとで申し上げようと思ったわけですけども、最高裁から差戻しをされてですね、それで再上告をした、するにあたってどんな上告理由書、あるいは上告書を書いたのか、上告理由書も私も見てないわけですよ。そういうふうに見せよというても、いまだに執行部は準備書面とか、あるいは上告理由書も見せようとしな。それにおいて予算だけ認めよと、こんな状況ですけどもね、お話にならない状況ですけども、やはり私は負けた弁護士を入れるということはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

私も何度か裁判で弁護士の先生にお世話になったことがございます。これは勝ち負けは別といたしまして、弁護士の先生というのは我々の代弁者となってやったださるわけです。ただ、最初から負けるのわかっておってもですね、そういう問題を投げかけるほうが間違いではなからうかと、こう思うわけです。

ですから、まず先生を批判する前に、我々自身がもう少し勉強してですね、今後の方針をしっかりと立てていく、そのことによって明確に先生も指導してくださるんじゃないかと、こう思っております。

なおかつ、ちょっとさきほど僕説明足りませんでしたけれども、いろんな予算が余った。さきほど後期高齢者の何でしょうか、反対された議員さんもございました。後期高齢者のこれおかしい。この予算が高齢者の皆さんに当てておった予算かも知れませんよ。その予算をですね、こっちに持ってきておるわけです。だから本来の目的のために、福祉のために、高齢者の皆さんのために使っていただきたい。それでなおかつどうしても必要であればですね。議員の皆さんの納得のいく説明していただいたうえでですね、補正を出していただけませんかと、こうお願いしておるわけです。そこところは皆さん理解していただきたい。決してこれを否定しようというものではございません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案について賛成討論される方の発言を許します。

(「動議に対してはあれですか」と呼ぶ者あり)

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

取り扱いを説明させていただきます。

修正案が提出された場合の討論ですけど、まず原案に対して賛成の方の討論を行います。

普通の討論は反対の方でありますけど、まず原案、この議案第20号 この案についての賛成討論をまずされます。

それから、この原案についての反対討論、それから修正案についての賛成という討論の扱いになりますので、間違わないようにお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

こういう場合には、賛成する場合の方、ちゃんと説明しておかなさ。どういうふうな採決方法をとるかということ、前回は議員、皆が戸惑った事例があるもので、そういう場合はこれはこう、討論は今みたいに説明して、採決はどういうふうにとりますかと、そういう旨も議員皆に周知させておかな、戸惑うじゃないですか。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

取り扱いについては、会議規則並びに議員必携に書かれておるとおりでございます、まず、採決の扱いはまず修正案に対して諮らさせていただきます。修正案が可決された場合は、その可決された修正案を除く部分についての表決となります。諮ることになります。

修正案が可決された場合は、修正案を除いたあと原案全部について諮られることとなります。それから修正案が否決された場合は、修正案はなかったこととして、原案について諮るというふうに会議規則がなっております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

谷節夫議員。

21番 谷節夫議員

そしたらね、その原案に賛成とする者は今討論すべきですね。そうですね。

議長

そうです。

原案についての賛成討論です。

谷節夫議員。

21番 谷節夫議員

皆さんこんばんは。まず、議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、賛成討論をいたします。

水道関係訴訟の増 359万 3,000円には、非常に疑問を感じたが、前日の一般質問において常任委員会の中で、議論できなかった中身がかなり明らかになってきました。浜千鳥リサイクルから損害賠償 160億円を請求された事件については、着眼点を変えれば最小限の損害で済ませるのではないかと。つまり産廃建設をするための土地代金、それから整地、土地を整地した代金、それから水を守る会を中心とした町民から敵視された精神的な迷惑料の支出は、私はやむを得ないと、これは町民の皆様には理解をいただけるかなと思うのであります。

しかしながら、今日の損害賠償の逸失利益 160億円という額は途方もない金額であります。県が許可したのだから、浜千鳥リサイクルが本当にやる気であれば、プラント建設を着工したのであろうかと私は今でも思っているのです。

また、プラント建設に携わる業者から契約不履行による、つまり浜千鳥はプラント建設をやると、やるからその携わる業者からそれで町で裁判を行っているから建設できないから、賠償請求を求められているかもわからない。求められているのであれば、それは逸失の利益を 160億円の理由も理解できますが、果して建物もなし、業者からの賠償請求もないとしたならば、これは業者には悪いですが、全く絵に描いた餅と私は理解しているのであります。

もし、こうしたことがね、これからまかり通ったならば、第2、第3のこうした問題が必

ず起こり得ると私は思うのであります。私はもし浜千鳥リサイクルの社長であればプラント建設をして、そして操業に踏み切る。なぜならばそれは、なぜ私がそういうかと言いますと、その当時は私は水道水源保護条例に反対して、実は浜千鳥リサイクルのグループとともに商売をしておりましたから、そのことでかなり議論もし、そして勉強もしてまいったのでございますから、こういうことは言えるのであります。

そしたらなぜならば、この元紀伊長島町はどれほど反対しても、つまり県から許可をもらっているのです、浜千鳥は。ましてこの町条例はあと出しで、ジャンケンするときに、子どもとジャンケンするときに、大人はこすい、あとで向こうはグー出したと思ったら、あとでパーを出す。そんなあと出しのこれはねらい打ちの条例だと言われているわけなんです。だから私は建設できたと思います。

谷議員、あんたえらいこと言うんやなとおっしゃるかも知れませんが、その根拠を示します。今日はちょっと時間をとりますけどお許してください。これは大事な件ですから。建設できる根拠として、村島課長、よう聞いておらなあかんで。県がこれを聞いてください。これ議員さんは皆これ持っておると思うんです。県が平成7年5月10日に産業廃棄物中間処理施設設置を許可しているのです。許可しているのですよ、赤羽の皆さんね。それでその21日あとに、つまり平成7年5月31日、町は施設を水は枯渇するからと言って、規制対象事業場に認定したのであります。この日にちは皆さん計算してもらえば31日から21日、10日、つまり県が許可してから、10日後にこの対象事業場に認定したのであります。

私はそのときに弁護士先生ともよく相談したら、私は実はこんな枯渇で裁判するなど、これは遡及適用にあたるというて、随分その業者の重役連中に申したのであります。しかし、なぜかそのときは僕の言うことを聞いてくれんと、これをやっぱり乗ってしまったんですね。それは本当にリアルに表現しますと、元の紀伊長島町の助役がおみえになりました。それで私はその重役と2人が町長室へ行ったら、その助役はこの条例を浜千鳥さん絶対受けてくださいって、私らはちゃんとしますからって、これは文書には書かせば良かったと思ってる。ところが私は頭の芯の中に、それは強く残っております。僕は証人に引き出せというのやったら、そこで何としてでも、あなたはこの条例を受けてさえくれたら、私は浜千鳥さんちゃんと商売できるようにしてあげますよ、これは口頭ですけどね、これは決して私はこれは本当にリアルに表現しますが、私はこの言葉をちゃんと聞いております。誤解しないでください。私は浜千鳥グループと完全に離れておりますから、もう3年になりますよこれでね。だから、私は浜千鳥をこう優遇してこの発言はしていませんからね。それはテレビの皆さん

もご存じの、町民の皆さんも是非それはご理解してほしい。

それからですね、ここが大事なんですよね。つまり許可出てから対象事業場認定したんですよ。なおね紀伊長島町のこれ大変議員さんも重要なんです。なお紀伊長島町の水道水源保護条例審議会の答申もね、この5月以降であったんですよ。この審議会というのは、これは議員の皆様あくびして呑気に聞いてますけど、これは赤羽の住民さんによく聞いておいてほしい。この審議会というのはどういう審議会かと言うと、元の大内町長は、何ですか、わかりました。注意します。失礼します。

私真剣に考えてほしい。というのは、この審議会というのは町長はこういう重大な問題は、自分で決められないですよと、だから何名かによっていろいろなそういう科学者とか、専門の先生とか、いろいろの人たちを審議委員のメンバーに選ぶわけですね、町長は。そして町長はその審議会もこれはやっぱりやらせてはいかんよ、いろいろと違法があると言うて、実は町長に答申をしてるんです。実はその答申の中で非常に問題があるんですね。書類がようけあるんで、これは私はもう本当に熟知しているんで申し上げますけど、審議会はこれは言ってもええかな。これは三重大の実は教授がですね中に入っていて、そして審議会にはもちろん紀伊長島町の議員もいらっしやいました。そして有識者も何名かいました。そして審議会がやはりこれは水道水源の保護条例で認定するべきだとしたんです。

しかしですよ、ここで1つクレームが付いておるんです。その審議の町長に返した返事の中で、そのクレームは何かと言うと、町長は、元紀伊長島町の町長は、審議会から答申を受ける前に、私はこの水道水源に反対いたしますと、声明しているんですね。これも問題なんですよ、皆さん。何もそれじゃ審議会の意味がなさってないじゃないですか。審議会は答申する前に、元の紀伊長島町長は、この水道水源保護条例がいいんだと、正しいんだと、だからこれを受けると、もう息巻いておるわけですよ。これは重大なことなんです。

だから、審議会が完全に無視されて、私は奥山町長によく言うように、奥山町長は町長に立候補されたときに、5つの公約の中で、大内町長のあとを継いで、この水道水源保護条例のこの裁判は、私は引き継いで必ず阻止をする。これで皆喝采の拍手を浴びている。だから奥山町長はこんだけ頑張ってくれてるんですよ。ここなんです。だからここで私は今、浜千鳥はなぜ建てられなかったという根拠、ここにあるわけです。

もし私だったら本当に借金してでも建ててた。なぜ建てなかった。そしてここが論点なんですよね。建ててないのに160億円の逸失の利益が出るんかと、建ててない。

議長

谷議員、端的に討論をお願いします。

21番 谷節夫議員

そんな茶々いれるとなかなか話も、もう凝縮していきます。茶々入れんといってください。

5月10日以降であった。そしてここで強調しておきたいことは、160億円の逸失の根拠はプラント建設されてない限り成立しないと、私は思っているんです。皆さんはどう思うか、これからの裁判でどうなるかね、私は思っているんです。

そしてこの17日、18日の一般質問の中、あるいは今日の議論の中で、一体、町長あなたはどんな弁護士を雇って闘ってくれるんですか、これも重大なことなんです。そしたら奥山町長は、私は建設常任委員会でもしてる。やはりこの2名の紀北町の顧問弁護士である先生を必ず付けて闘うんだということに、現在なっているわけですね。

それで私は今、このこの部分の訂正をした東議員からですね、その弁護士の名前も聞いてないから、これをせえと言われましたけど、その復命書の話で東議員も確かに言われているとおり、楠井弁護士が負けるのに闘った。これは一番内容の知っているのは楠井弁護士なんですよね。それとなおかつ、このもう復命書にあるように、この弁護士をまた使うのかと思うと、私はこれが町長に視点が違うと、もうこれが敗訴になっている。これ判決文でね、はっきり言っているんですよ。ここだけは言わせてください。そない時間があるんですけどね。ちょっと待ってくださいよ。

実はですね、ここもきちんと聞いておいてもらわんと駄目なんです。実はこの裁判の経過なんですけど、平成9年の9月の25日には、津地裁で紀伊長島町は勝ったんです。そして12年の2月の29日にも町は名古屋高裁で勝ったのです。それから16年の2月の24日に、最高裁判所に浜千鳥リサイクルはこれが違法である。私たちは正しいんやということで上告しておった、控訴しておったやつがですね、これはこの水は枯れるとか枯れん、これも加えて言うておきますけど、実はこの紀伊長島町に下した、紀北町に下した配慮義務、浜千鳥とお話をしてあって、あなたは水が95t使うんであれば、なぜ80t、60tにしなければ、そういう話はされたかと、もちろん一般質問の中で1番議員はその枯渇するんだったら何tなんやと、これも詰めてます。でも知らん、町長は。それは言葉がちょっと言い過ぎかもわからんけど、町長はわかってないこのことも。

これがね日本で初めて判例になったんですよ、判例。日本で初めてこれは水道水源保護条例は憲法違反であるとか、条例違反であるとか、不適切であるとか、この条例に何にも触れずに、この条例を浜千鳥リサイクルとお話をしながら、あなたは何でもうちょっと浜千鳥リ

サイクルが憲法で許されてる職業の自由、それから浜千鳥が主張してた、やっぱり働き手の雇用を持っていくということなんかすべてを考えると、やっぱり町長、紀北町さん、あなたはやっぱり業者に対して配慮義務を怠っていましたよというて、戻されたんです。

それで戻されて、またそこでいろいろ和解が3回あったと報告を受けてるんですけど、実はこのことも重大なんですよ。その中身が非公開だと言って、私ら議員22名の中の21人は何にも知らない。ところが22人の中の浜千鳥リサイクルの重役がここにいらっしゃるんですよ、1人ね。それからまた関係した水を、水の水道水源保護条例を提案した議員さんらもいます。そのとき議論した議員、その人はひょっとしたらこの中身を知っているかもわからん。だけど私は知らない。知らないから町長を責めるけど、町長はこれからのこの160億円を審理するのに、やっぱりこのことは。

議長、そんな茶々入れるなて、これは討論は何時間で決められてない。

議長

いえ、賛成討論でございますので、原案に対する賛成討論です。

21番 谷節夫議員

この話になると海山議員は何にも聞いておらんとかやで、合併協議でどうのこうのて、重大な問題やないかなこれは。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

これは反対討論にしろ、賛成討論にしろ、認められて、議員として認められておることなんだから、それはそれで発言させたらいいじゃないですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

5番 川端龍雄議員

さきほどは野次ですけど、やはりね議長もね、私は谷議員に言ってませんよ。議長はやはりこれ今からどんどん賛成、反対したらさね、やっぱり議長がこの議会の中の制御しないとさ、やはり我々は説明聞いておるんか、賛成したいと思うても賛成討論の中に聞こえんのですわ。やはりそれを我々に賛成するなら賛成のできるような討論をするように、議長もやはりそこは整理せんとあかん。

議長

谷議員、今の川端議員が言ったように、あんまり長過ぎると、どちらかわからないような結果になりますので、長過ぎて。原案に対する賛成討論ということで。

11番 入江康仁議員

議長、要はそやけど、いろいろな形の中の質問はですよ、議員個々の性格もあったり、しゃべり方もあったり、それは伝わるにはいろいろな個人個人のもんを持っているでしょう。それも何もかもですよ、制圧して議会のルールだルールだということはないでしょう。

だったら委員との質問でも、予算の説明の審議でもですよ、説明を受けようと思うたら何時間、3回で決められておったら、1回で1時間も2時間もしゃべっておってもいいということになっておるんでしょう。それだったらそのようにきちんとルールの中でやったってくださいよ。僕は別にさ、どうのこうのないよ。ただ、議員として議員の発言力がどこまでかということを引きちんとせなさい、いろんなことを言うておったら、これ収拾つかんよ。

議長

私が言ったのは、賛成討論でございますので、その賛成にあった発言をしていただきたいと。

11番 入江康仁議員

最終的に賛成討論になったらいいんでしょう。

21番 谷節夫議員

これは皆さんに申し上げますけど、能力によって1分で簡潔に伝えることはできる。私はただ2時間もかかるかもわからん。でもやっぱりこの中身をわかっていただきたい。だからそんなとこの論争はおかしいですよ。議員となったら。じゃそれやったら皆言うたらいいじゃないですか。朝から晩までやったら。もう一切言うてくれるな。もうそうせな、いつ賛成するやら、どうやと言えないじゃないですか。

もう一遍言いますよ。16年の2月の24日に、最高裁判所から名古屋高等裁判所に差し戻された。その中で3回和解がされたけど、それは非公開だとされて、これは誰も知りません。そしてですね、今度は戻されてもうこの判決は水道水源保護条例は駄目だよと、産廃業の事業認定をしているけど、最高裁判所から事業認定を取り消しなさいと、町長、そして前へ進んでいけというのに、また最高裁判所に18年3月10日に、いや、町長のあのときのお話は100のうち99負けておるけど、1つだけでも可能性があるよと、だから上告させてくれと言うて、またそのときトータルでこの裁判に5,200万円金かかっているんですよ。それで上告させてくれと言うて、皆議員に採決してもらった。

そのときも確か私の覚えでは、私を含めて4名か5名、いやこれはもう負けるよと、だからもうこれはある議員はいつも言うてますけど、どぶへ捨てるようなお金だから止めなさい

と言うけれど、町長は99の1つでも私は闘いたいからしてくれって、賛成した。ところがそれも19年6月の7日に、最高裁で上告を門前払いされているわけです。もうこれは値せんと、裁判するに値せん。もうこのことは憲法論を言う前の以前の問題だと言われているんですよ。これはちょっと時間を言われるで、これ本当はきちっと言いたいですけど、そういう言われている。

だから私は今、町長はこれを水の枯渇を云々と言うんだったら、昨日17日の日に1番議員が町長に迫った。一体何tやったら枯渇するんですかということ、きちんと科学的に証明しないと駄目だと思うんです。ですから、私は何tだったら町長、浜千鳥リサイクルに許可するんですか。これをきちんとそれは何百万円使うてでもスタッフを組んで、このことを本当に何mlまで決めないと、この水が枯渇するでは、私は勝てないと思います。

だから、それを私は賛成するのはここからなんですよ。だから、このことはもうこっちによっこいしょしておきなさいと、だから浜千鳥はその160億円請求してきたのは、この前も言ったように本当にあのとき操業してたら、タイヤがあったんかしらんで、45tタイヤを蒸して活性炭がとれたんか。それから野菜工場も建てられたんか、あの坪数のある中で。このことをそのスタッフできちんと調べて、逸失の利益が発生したかどうかということに、そのこの経済的にも強い弁護士に集中してこれをしてもらうために、一応、この補正予算は私は賛成して、とりあえずその畑をつくるというのが、私の賛成する理由であります。どうぞ皆さんご理解になって、この一般会計補正予算を賛成をよろしく願いいたします。

以上です。

議長

次に、原案について反対討論される方の発言を許します。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

平成19年度一般会計補正予算に反対討論を行います。

まず初めに、我々町会議員はいろいろな町が行う事業のチェックも必要であるが、何よりも一番必要なチェックは、町民の皆様の大事な税金が正しく使われているか、つまりその年度の当初に示される一般会計予算、そして急に入り用になったとき、臨時議会による補正予算が紀北町のために、また紀北町町民の皆さんのために正しく使われているか、無駄金に値する使い方をしていないか。また死金に値する使い方をしていないか、チェックするのが町議会であり、また町議会議員の最大の責務であり、また義務であると考えております。

そうした考えの中で、到底この平成19年度一般会計補正予算を認めるわけにはいきません。それは今回もそうですが、毎回一般訴訟費のように、議員を騙すかのように、議会、議員に何も報告も説明もなしに上程をしてくる。何でも事後報告、事後処理をして、そして議員から指摘を受ければ、その都度曖昧な説明答弁をして、その場をしのごいでいるという繰り返しです。その実例は今回の平成19年度の3月議会の当初予算のときに、テカップリングという補助事業で一企業に2,000万円の補助金を出すことに、議会からも、議員からも強い指摘を、また質問を受け、そして何よりも議会軽視であり、町民を代表している議員軽視でもあり、しいては町民軽視であると強く指摘されて、議会で謝った経緯があります。

そして2つ目は、この12月議会における行政報告の中で、お魚らんの問題で仮執行の訴訟を津地裁に起こしましたとの報告でした。私は行政報告が終わったあと、すぐに地方自治法、また町条例によって業者には1円も払うことはしなくてもいいと議員に説明を、また報告をしておきながら、いかにも法を守らなければならない町長が、法を守っているように装いながら、実際は訴訟費という予算が伴うときは、先に議会、議員に説明、報告をし、そして臨時議会を開き、議会の議決をもらうことが正規のルールです。それも強く指摘されて議会に、議員に謝った経緯があります。そしてその舌も乾かないうちに、同じことを平然とやってくる。今回の訴訟は新しい事件であります。一般訴訟費の約500万円の上程や科目違いの予算を流用するような形の中でやっている。

また、楠井、坪井弁護士による委任契約書にしても、第2条報償金については、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。また第3条中間手数料にしても、必要とする場合はその都度甲と乙が協議のうえ決めるというように、曖昧な委任契約を議会、議員に相談もなくやっている。これはこういう契約書は、町長が任期あと1年半です。仮にこの訴訟問題が終わらないときは、次の町長はこのような契約では絶対受けられないです。このような違法的な契約書をですね、やっているということも町長指摘しておきます。

そして、さきほどからいろいろと議員の方々も、この浜千鳥リサイクルによる160億円の訴訟のことでいろいろ言っていますが、まず最初に議員の皆さんがいろいろ都合のいいこと言っているが、責任転嫁をするようなことを言っているがですね、業者の方が悪いように言われて、この問題がなぜ起こったかという原因にあるのか。なぜこれが、どこに責任者があって、責任があって責任があると、これは責任は町長があると言った。一般質問で答弁してました。

そして各議員に私は言いたいのは、このように一般会計補正予算ないし当初予算について、

このような訴訟費の中で、約 6,000万円、私は 7,000万円と言っておるが、町長は 5,100万円と一般質問で答えてます。この中間をとって 6,000万円にしたってですよ、これはもう裁判は終わった。この責任はどこにあるんだと、議員の皆さん、賛成してきた議員の皆さんもそうじゃないですか。これはもう終わったんです。損害賠償とは関係のないことです。

それじゃこれに対しての理事者ないし議員もですね、あなたたちが何だかんだと言うのやったら、後ろにおる傍聴者もおるけども、こんだけではないですよ、町民は。皆さんの中で、あなたたちがきちんと認めたなら、あなたたちが出して、この 6,000万円を出してですよ、議員全体で。そして言うのだったらわかるけど、いつも言葉で理屈ばかり言っておっても通らんということだけは、今回のこの町民に対してははっきり言っていかなければならないと思います。

そして、さきほどのなぜ建設をしたら良かったかということもありました。しかし、それはですね旧海山町も、以前、産廃訴訟で、セルフ社と闘って、これは行政じゃないです、民間です。民間だったら行政はやってる。しかし、行政が止めた場合と民間が止めた、町民が止めた場合とは全然違う。ここを認識していただきたい。行政は町条例はいつも町長に言っているように、この条例ということは法律です、紀北町の。それによって止められてできるもんじゃない。ましてこの条例には刑事罰が付いている。だから強制力が全然違うんです。民間がやれば必ず企業は行政も味方ですから、法律に則ってやっておるものは皆できる。しかし、行政を相手にするのと、民間を相手にするのとは全然違うということを知っていただきたい。

そして私はいつも町長にも言っているように、町長、行政というものは法を守り、法を正しく執行して、何人にも平等にやれば、訴えても、訴えられても負けるはずはない。そういうことを声を高く何回も質問の中でも言っている。これに対してのそういうようなことの中で、今回、議会においてでもですよ、議員も正しくチェックしようとしてもできない、この19年度予算には、まだまだ何が潜んでいるかわからない。そういうことの中ではとてもじゃないが、賛成できません。以上です。

議長

次に、修正案について賛成討論される方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案について賛成討論される方の発言を許します。

玉津議員。

7番 玉津充議員

議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算の賛成討論を行います。

本議案については訴訟費が、今も行われておるように訴訟費が争点です。私は町長が去る1月18日に、訴訟委任状を提出し、同1月31日に訴訟救助申立に対する上申書を提出しているにもかかわらず、我々議員に対し事前説明がなかったことについては、誠に遺憾であります。この件については、町長に改めていただきたいと思いますが、結果として損害賠償請求に対し迅速に、適切に、応訴していく必要があります。また、すでにさきほども申し上げましたように、当町には支払いの義務がすでに発生をしております。当町の将来を考えると、この補正予算に賛成をして、適切に応訴していく必要があると思いますので、この原案に、補正予算に賛成をいたします。以上です。

議長

次に、原案について反対討論される方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案について賛成討論される方、ありませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

町長がよく申し上げますけども、苦渋の選択であります。さきほども少し申し上げましたけども、そのなぜ楠井弁護士がですね、勝てないというふうに言ったかということ、これ明らかに憲法にかかわるその訴状請求であるからです。これは誰でも、どの弁護士だってそのように申すでしょう。そこでどうクリアしていくかということをも力量発揮するのが本来の弁護士であるわけです。

なおかつ、さきほども申しましたようにですね、どういう上告書及び上告理由書を書いたか見てないで、見せていただけないのでわかりませんが、果してこの楠井弁護士らがですね、理に適ったその上告理由書を書いているのかどうかということは、極めて疑問なことがあります。これ書いていけばですね、負けるはずがない。私はそう思いますね。

だったら、だとするならば、この力量のないですね楠井弁護士なぜ頼むのかと、そういう

ふうは何回も申し上げましたけども、なかなか意見が通らない。そしてですね、谷議員もさきほどよく使いましたけども、和解ですね、和解の席でのことも話もされてない。このような議員をですね別のところに置いて、主導権は執行部が握ってですね、議員唯一の特権であるその予算に賛成、君たちは予算に賛成さえすればいいのだというような、100%その議員蔑視のズーと続いてきておるわけですよ、この数年間、おそらく。

このようなことではですね、これ最近テレビでも言われております議会には十分な説明が、議員にはものすごい責任があるわけですよ。北海道の夕張しかり、あるいは東京都庁の東京都民銀行ですか、あれについてだって民主党さえもあなたたちは賛成したじゃないですかと、民主党そのものも賛成しておいてこの始末をどうするんですかと、議会で賛成しておきながら、こういうふうにもうジャンジャン言われているわけです。今テレビで。

だから安易に中身の精査をせずにですね、賛成するというのを、あるいは反対するということは極めて議員の職責にもかかわることであるわけです。だから私はその今回の裁判についてはですね、これは十分な体制をつくって応訴しなければならないので、今回のあれには賛成はいたしますけども、力のある国賠法の国家賠償法の権威、そして行政訴訟法の権威、民事訴訟法の権威、それから産業廃棄物の、産廃は別に名古屋だっておるわけですよ、権威者が。こういう人たちをオーソドックスなメンバーを組んでですね、対応すべきであってですね、このことを意見を付記して、私はその賛成をする、しなくてはならないと、いわゆる苦渋の選択ではあるんですけども、賛成をするという立場で今言ったわけですけども、これは和解の内容とかですね、あるいは内容と及び弁護士を選定についてはですね、執行部はこれは猛省してもらわ困る。それで私もここで言った限りについてはね、これ議員の歳費をすべて注ぎ込んででもね、これは良い弁護士と和解の内容を徹底的に追及しますよ。執行部に対して、言う以上は。以上です。

議長

ほかに、原案について賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

まず、本案に対する東篤布君、ほか1人の方から提出された修正案について賛成の方、挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

議長

続きまして、原案についてお諮りいたします。

原案に賛成の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

議長

次に、日程第16 議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第17

議長

次に、日程第17 議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第23号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第19

議長

次に、日程第19 議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第

3号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第20

議長

次に、日程第20 議案第25号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第21

議長

次に、日程第21 議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

東篤布君。

1 番 東篤布委員

修正動議をお願いします。

議長

提出されている文書を配布させていただきます。

本件に対しては、お手元に配布しました修正の動議が提出されました。

これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 番 東篤布、補正予算もそうでしたけれども、補正というのは急遽ね、急ぐから補正で

上がってくるんでしょうけども、来年度の1年の予算を決めるこの一般会計予算にもですね、議会の事前の承諾なくして予算が上がってきております。

過去、幾度となくこういった問題がございましたけれども、修正動議の出されたのは僕の短い経験の中ではないんでございますけれども、これをなくしてですね、例えばこれだけの何10億円という予算書をですね、事務方の皆さんが苦勞してつくってくださるわけですが、これを数日間に我々議会がチェックせなならんわけです。いつも執行部にお願いしておるのは、最も重要課題と思われるものは、事前に議会に説明してくださいとこう申しておるわけでございますけれども、今回、この問題にも道路の問題もでございますけども、今、最も住民の関心事であり、私は今舵取りが少し間違っておれば、もう当町がなくなるのではないかと、これぐらい危惧しておるわけでございます。

でなおかつ、それもさることながら、議会のあり方というのも根本的に考えてみますとですね、何だかんだと僕から言わば屁理屈は述べておりますけども、皆手を挙げるのであればね、それこそ議会なんか必要ないんでなかろうかと思うんですよ。一体どこで我々議員が議論してですよ、執行部が出してきた予算を全部ですね、能書きだけ言っておいて認めるのであれば議会要らんのです。なおかつ、この裁判問題につきましては、全部全権執行部に振ってですよ。やろうというのであれば、議員の皆様腹を括ってですね、そのような金準備せなならんと思いますよ。いいですか。

私は、この裁判は町長が個人的に受けて立つんであれば何にも申しません。しかしながらですよ、これはですね10年やってきて答えが出ておるん。どこが間違っておったか、議会も何にも知らんままにしてですね、進んできたからこうなったんです。ただ黙ってついて来い、俺が全責任持つからというのであればですね、全額の訴訟費の負担もしてくださるぐらいのね、度量があるんなら私もついていきましょう。負けたら町民の皆さんに払ってもらええばええんや、だから俺は責任とるから、勝つか負けるか、最後まで見守るのは私の責務だと、僕はついていけませんね、そなんじゃ。

ここで賛成されるのであればね一事が万事ですよ、議員の皆さん。皆さんは黙ってついていくということになるわけです。それだけの覚悟を決めてやらんことにはね、あまりにも無責任過ぎやしませんか。そういうことです。以上です。

議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

今の質疑というのは、ちょっとよく説明してほしいんやけども、修正案に対してですか。

議長

そうです。今、東篤布君が申したことに対する質疑です。

19番 奥村武生議員

わかりました。ないです。

議長

以上で質疑を終了いたします。

討論の前に、もう一度事務局長から説明をいたします。

事務局長。

中野直文議会事務局長

さきほどちょっと説明不足で申し訳ございません。

まず、委員長報告が行われたあとに、修正案が出された場合の討論の方法でございますけど、まず本案件、原案に対する賛成討論が行われます。

続きまして、本案、原案と修正案の反対に対する討論でございます。

そして、修正案に対する賛成の討論ということになりますので、原案に反対の場合に、例えばですね、修正案発議者が討論されるということは、ちょっと差し控えていただきたいと思えます。

というのは、原案に反対の討論をされる方は、修正案に対する反対の討論も含めますので、修正案発議者については、この原案反対の討論は差し控えていただきたいと思えます。

議長

これより討論を行います。

まず、原案について賛成討論される方の発言を許します。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

20年度の一般会計予算には、福祉関係で新規事業として腎臓機能障害者通院交通費の補助事業が提案されました。初めてのことであります。また、同じく福祉関係では乳幼児の医療

費助成事業も改善が見られます。そして次の世代を担う小学校の施設改築事業での相賀小学校改築に伴う調査設計委託事業も、これも重要な案件であります。そして銚子川流域魅力アップ推進事業への着手、防災対策としての全国瞬時警報システム、Jアラート設置事業といいますが、これも評価すべきだと考えます。

一方、財政面ですが、地方債残高で示されておりますように、今、年度ごとにこの地方債残高が減少をしつつあります。前々年末は1,400万円、前年度は1,300万円、そして当年度末の見込みは1,250万円となる見通しとなっております。これらの財政問題への評価は、地方債残高の減少や基金残高の増加に貢献された北村副町長へのせめてものはなむけとしたいと思います。

今、紀北町に対して160億円という膨大な額の損害賠償請求が出されようとしているとき、今日の論議でも集中しましたように一般訴訟費が提案されました。私は今、町政は潮目が変わりつつあると思っております。そしてこの潮流、流れを是非とも町民が主人公の大きな流れに変えて、何よりも160億円請求という自治体破壊を許さないで、町政とそして議会や町民が力を結集して、健全な自治体づくり、安心できる紀北町を打ち立てていかなければならない。このように硬く決意をしております。そのために必要な予算としてこの第26号 紀北町一般会計予算に賛成するものであります。

議長

次に、原案について反対討論をされる方の発言を許します。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

発言よろしいですか。さきほどの19年度の補正予算で訴訟に対する私の考え方はもうご理解いただけたと思います。そしてなおかつ、その補正の中に入っておりますけども、今後は訴訟に関しては私は単独の臨時議会を開いてですね、徹底して討論をして、予算を組んでやるべきだと思います。そういう場が設けられたときについては、訴訟については全面に賛成する立場でございます。訴訟を受けて立つということについてはですね。

さて、まず皆さんご存じでしょうかね、20年度の予算でですね、全体の公債比率が下がったとはいえ、20年度の予算に対しての利子というのはですね、2億円なんですよ。約2億円。何としても真にその財政の健全化を図るためにはですね、これは今必要でない工事や、あるいは現在の時点で眺めたときにもっとあと送りしてもいいんじゃないかという工事がいくつかあると思うんですよ、高額の。こういうのはすべてそぎ取ってですね、今やらなくちゃな

らないことは、まず財政の健全化であると思うわけです。その中で指摘をすればもう切りがないわけですけども、その一般質問でも申し上げましたけども、まず収入役ですね。それで三役のあり方については地方自治法の一部を改正する法律が公布された。これは法第 168 条第 1 項関係なんですね。出納長及び収入役が廃止をしというふうになったわけです。

だから誰でも一応職員で今までのその出納長の、収入役の職務はできるようになったわけです。だとするならばですね、もう年間 1,000 万円以上の予算を注ぎ込んでですね、収入役の責務を、職務を置く必要は私はないのではないかと、なおこの予算については真に町長は財政に対しての、その考えるならばですね、こういうことが出てくるということはある得んわけですよ。これに対しても町長はおかしなことを言っていましたけどもね、私のどうのこうのと、海山のわからないことは町長に立候補するときからわかっておったはずなんですよ。わかっておきながら立候補した以上はですね、こういう申し開きはできないはずなんですよ。

それから次にですね町道茂原前山線整備事業、これについても将来完成したあとですね、これはどれだけの人が利用するのでしょうか。私は 20 人はいないのじゃないかと思えますね、1 日。時代が変わってきておるわけですよ当時から。そういうことを昔約束したことだからと言いつつですね、片方では言いながらですね、現状に合わない、なおかつ財政再建をしてですね、20 年度においては三重県で尻から 2 番目の財政悪化の状況にあるのを、いかにして建て直すことを考えないでですね、精査もせずにもたまたまこういう 1 億円近い、将来的には 1 億円になるであろう予算を組んでくるということについては、もう理解をできないわけですよ。

それから同僚の議員がいて大変申し訳ないですけどもね、小山山側線についても私はそのとおりだと思うわけでありませう。

それで 3 番目についてはですね、先般の漁業問題でも申し上げましたけども、もう平成 14 年と比べて重油軽油が倍になっているわけですよ。それで今まで引本が 37 隻あった鰹鮪一本釣り漁船がですね、今や 1 隻、鮪をいれれば 3 隻なんですよ。鰹は 1 隻なんですよ。それで残った 1 隻の人とも朝ここへ来る前に話をしてきましたけども、こう今年いっぱい持つかどうかわからんと言っておるわけですよ。今年で止める、来年はできるかどうかわからんというふうな状況まで追い込まれておるわけですよ。

そういう中においてですね、何ら今まで現実にですね、この漁業の問題を行政が現場に入ってですね、てこ入れをしようとする姿勢がなかったことは明らかなんですよ。この紀北町の活性化を図るためには、基幹産業である水産業の発展が最も重要な課題であると思います。

水揚げ高を増やすために船員外の誘致などということは全く不可能なことです。来ません。だから地元の船が地元の市場に水揚げをすることによって、増やすしか方法がないと思うのであります。燃料費助成に関しての財源は、全面的に規模を、事業を見直すことによって財源の確保はできると判断するわけです。

漁獲量が増えることになれば、漁業組合の経営にも大きく影響してまいります。海産操業関係者の取り引きも活発になり、運送関係者にも影響を及ぼすこととなります。また、年間における船の積み込む食料品、飲料水、調味料、消耗品等は多額なものであり、商店への影響も大であると思うわけであります。このようなことからしても、漁船の燃料費に対する助成は行ったとしてもね、特定の住民に対する予算じゃないというふうに私は判断しているわけです。

また、地元の鰹船が年間を通して地元の市場に水揚げするためには、餌の確保が一番の課題となってまいります。漁業組合としてもそのような課題に対して努力することも必要ではないかと思えます。餌の確保についても今はどのような方法でも考えられるわけです。大きな船で運ぶことも可能でありますし、まして組合の事業につなぐことになれば、これも経営改善策の1つであると思うわけです。こういう町の執行部、あるいは役職者、それで議員もですね、本当は自らが漁業労働者になったつもりで、この予算を考えていくのが本来ではないでしょうか。あるいは山林労働者に自ら議員がなってですね、町長や三役、そして議員が山林労働者になった場合に荒廃した山をどう考えるのか。そういうことに自らが立場に立って、その現場の労働者の立場に立ってそういう仕事に就いたらどうなのかという、ことに立ってこの考えていかないと、地方はますます置いて行かれるし、本当の地方の活性化はあり得んのではないかと思うわけです。

この漁業の予算を見てもですね、私は議員になって以来、一貫して主張してきたのは、大幅に稚魚を増やせということであります。稚魚を増やして、例えば島に根づくですねガシやイサギは5,000万円でも1億円でもいいわけです。徹底的に稚魚を増やせば稚魚は岩に根づく魚、根づくわけです。そこにその漁業の後継者を育てていけばいいわけです。

あるいは引本湾に関しては、徹底して浚渫工事を行ってですね、5年なら5年閉鎖したっていいわけです。網で封鎖して他所から来ても魚は釣らせない、そこでは。それで漁業資源をきちんと確保していくことは必要なわけです。そういう地場産業を徹底してその漁業、地場産業の中核であるその漁業問題をですね、全く考えていない予算については、これは絶対賛成できないものであるわけです。

主として以上の3つのたくさんありますけども、以上の3つの理由からですね、机の上の予算には絶対反対するものであるわけでありまして。以上でございます。

議長

次に、修正案について賛成討論される方の発言を許します。

入江議員、発議者でございますので。

11番 入江康仁議員

これはあれでもいいようになっておるんじゃないこれ。会議規則でこれ。修正案のある場合は、原案賛成者、また原案及び修正案の反対者でしょう。原案賛成者、また今度は修正案賛成者というようになっておるんじゃないの。討論の順序ということで委員会に付託しない場合と、修正案のない場合、修正案のない場合は原案反対者から始まって、原案賛成者でしょう。修正案のある場合は原案賛成者から原案及び修正案、修正案反対者。それで原案賛成者って、修正案賛成者でしょう。だから修正案に賛成したら言えるじゃないですか。

これはどういうこと、これきちんと説明してくれなあかん。こういうこともわからんとバンバンやっておったらあかんやないかな。これどういうふうに理解したらええんや、そんなら。さっきはあれで認めておいて、今回これないというのはないよ、議長。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

さきほどの言葉は私のちょっと至らなさ、議員がそれを熟知していると判断したものでございます。今回の場合は、発議者でございますので、あくまでも会議規則17条の2、それから地方自治法115条の2による議案については、発議者ということでございますので、東篤布議員、入江康仁議員は発議者でございます。

11番 入江康仁議員

賛成議員というように解釈しておった。そやけど、さっきやったことはそんならどうなるの。いやいやそれは今回はこれ認めてもうて、次からしたらどう。

議長

さきほどは本当に見過ごしましたので、申し訳ないと思います。

11番 入江康仁議員

議事進行、さきほどは良かって、今度は、同じ議場で。

議長

良かったということではなしに、気がつかなくて、で申し訳ないと謝っておるんです。
今回はこういうことでわかったもので、その辺はご理解いただきたいと思います。

11番 入江康仁議員

ご理解、ご理解ね、はいわかりました。

議長

ほかに、原案について賛成討論される方はございませんか。

玉津議員。

7番 玉津充議員

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算の賛成討論を行います。

損害賠償請求訴訟により、町職員及び議員の労力や財政上貴重な予算を支出しなければならないのは、誠に残念であります。請求額について争わなければならないと思います。

20年度予算では新規事業で、相賀小学校の改築を進めるための調査設計、全国瞬時警報システムの整備、腎臓機能障害者の交通費軽減補助金や、温泉を活用した銚子川流域の整備に関しての計画策定など、財政の厳しい中で前向きで希望のある予算が組まれております。

これらの施策を円滑に進めていく必要があると思います。そのことにより、訴訟問題によってこれらの希望のある施策が滞ることはあってはならないというふうに思います。

したがって、私はこの予算案に賛成します。以上です。

議長

次に、原案について反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に、原案について賛成討論される方はございませんか。

谷議員。

21番 谷節夫議員

副町長は、今日お体が良くなって出席されておりますので、本当に私は特にその港市協会の一員でありまして、この席を借りまして、副町長は本当に紀北町のですね、産業に本当に心身ともに協力してくれたこと有り難く思います。

それでは賛成討論に入ります。

短くやります。実は、私は昨日、赤羽川一帯、船津川とか海山区のほうはよう回らなかったですけども、1日かかりで今の河川はどうなっているのか見たくて、実は1日かけて見て

まいりました。そして関連ないと言われそうなんですけど、実はこれからもね、その額としては事業計画で治山と河川のこととかいろいろあるんですけど、ともかく長島区のほうで全体で71億円、それからこの船津川を中心とした激震の災害対策でその63億円、この広大な予算をですね、県からって今工事やっております。そして三戸の奥へ行ったら、三井物産の事務所から2kmぐらい登ると、右と左にあるんですけど、ところがこれ大水害でその50年前に始めたダムですね、トンネルの掘ったずりを山に積んでおいて、その山に木が生えて、それがこの台風によってもう押し流されてすごいことになっているんですね。それでダムが、でかいダムが5つできております。全くあの三井物産のあれ通り過ぎて、発電所から2kmぐらい登ると、右側へ入っていく谷は本当に開けてもう別世界きたぐらい広がっています。

ということは、随分まだ下流が危険なんですね。もういっぱいダムの下に土砂が溜まっていて、そしてまたその谷々に溜まる。それからまた大野内の一般議員で前者議員もいろいろと言われていましたけど、実は下河内、大野内と続く一番奥に海山の業者さんが、第一、第二防波堤をつくっている。それが5億5,000万円で、19年度が終わった。そして20年度は来年の3月まで完成するやつ、これは2億5,000万円、これもでかいダムでございます。

しかし、そこをちょっと100mも下ったら、今度は右の谷がもうすでに今度大水が出たら、そのダム関係なしにダーと赤羽川へ流れるというような、もうそういう危険状態です。そしてまた江竜へ行けば、江竜の人家がまたこれも2kmぐらい登ると、もう林道のどん詰めです。そこまで行くまで私は数えただけで12、これも相当な71億円のうちの額でつくっているんですけど、生きているのはたった3つです。あとはもう全部埋まっている。その土砂が流れて、それぐらい土砂があるんです。

それは良いか悪いか、その工事をするのは良いか悪いかは別にして、ともかく建設課も多くの予算を付けているんですけど、これから今後見放すことなくですね赤羽川、それから船津川、銚子川、すべての川に十分注意してこれからどうやっていくかということ、真剣に見積もっていただきたい。

それからですね、もう1つ道路関係団体負担金で、これは常任委員会で質問したんですけど、実は三重南北縦貫道路で43万9,000円会費を納めているんですね。実は私は紀北町に合併してから、このことが何にも議論されないので、どうなっているんだて委員会に詰めたら、ちょっとこれ委員長にあれなんですけど、実は委員長と、当時議長と委員長と副議長で何か判押しして、その総会を決定したったということです。これけしからんて僕は言うんですけど。

違っていたらごめんなさい。それでともかく総会を開かずに判を押したったということな
んですね。これはけしからんと、だからこの赤羽へ行って、野又峠を見て、どんな状況にな
っているかというのも、これからも常時この同盟会に入ってですね、やっぱり紀勢高速道路
も開通する。そして皆さんがストロー現象になるんじゃないか、あるいは素通りになるんや
ないかと言われておるときに、やはりこの期成同盟会でこの 422号をやっぱりこの紀北町と
しては貫通さすということは、観光面にも産業面にも十分これは値するやっぱり道路だと私
は認識しているんです。

ですから、これ見識を特にこのことでですね、期成同盟会を何とか推進していくような方
向に進めていただくよう、今回の初年度の予算に賛成いたします。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村博司議員。

6番 北村博司議員

討論はね自由とは言え、ちょっと事実と違う討論をされると、事実上、私名指しですもん
で、委員長がということでしたもんで、さきほど委員長報告でも申し上げ、総会が開かれず、
書面議決の通知が来たから、私は抗議の意味を込めて全部反対の議決書を提出したと、ここ
でも報告、委員会でも報告し、だから私は欠席したんじゃないしに、協議会が会長が総会を開
かずに、紙切れだけで予算や議案の賛否を問う、いわゆる書面議決という手続きをとってき
たから、私は抗議の意味で、これに全部反対で提出したということでありまして、これテレ
ビに流れてますんで、ちょっと修正なり、ちょっと今の発言からちょっとその辺の訂正を議
長から指示していただけないでしょうか。

私は欠席したんじゃないんです。総会が開かれなかったんです。

議長

谷議員、今、北村議員がおっしゃったように、さきほど言ったことを訂正をお願いしたい
と思いますけど、よろしいですか。

21番 谷節夫議員

訂正いたします。その代わりに、本当に委員長は金バッチを付けておりますから、是非報告
してほしかった。それだけです。以上です。

議長

ほかに、原案に賛成討論される方はございませんか。

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

細かい内容等は省かせていただきますが、当予算は緊縮財政の中、教育、福祉はもちろんのこと、中山間地域総合整備において農業事業者待望の農道舗装、取水井戸の事業、調査費、町単道路改良事業町単分において、地元の人たちが長年待ち続けた町道茂原前山線整備事業が予算計上された当予算を評価できる面々が多々あります。

よって、議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算を賛成いたします。

議長

中津畑正量議員。

15番 中津畑正量議員

議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算に賛成討論をいたします。

さきほどから前者がいろいろと細かいと言ったらあれですが、透析患者や、また相賀小、いろんな警報システムの整備のことが言われました。私は細かいことは省きますけれど、この当初予算、もうあと10日もすれば発足と、この予算書に基づいて執行されて教育や環境、福祉、建設、商工、消防等各分野でこの予算執行がなされていき、町民の生活をフォローしていくと言いますか、組み立てていくということで歓迎するものであります。

しかしながら、先般から言われておりますように、私どもこのあらゆる町民の暮らしや命を守っていくうえでも、どうしても160億円の損害賠償請求、これを乗り越えなくてはならない。今度のこの当初予算も84億2,500万円という金額ですが、これの一般会計の約2年少し不足のこの損害賠償請求、これについてはですね、どうしても一丸となって乗り越えていかななくてはならないという立場で、当一般会計予算に賛成するものであります。

議員の皆さんにも是非ご賛同いただきまして、当予算賛成していくことを求めまして、賛成討論に代えさせていただきます。

議長

ほかに、原案について賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

まず、本案に対する東篤布君、ほか1人の方から提出された修正案について、賛成の方は

挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

議長

続きまして、原案についてお諮りいたします。

原案について賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

議長

次に、日程第22 議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の反対討論を行います。

今回の予算には、老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律への改悪により、歳入では一般被保険者保険料、退職者被保険者保険料が後期高齢者支援金が賦課されました。

現年度分で1億911万5,000円です。これは現役世代と後期高齢者を分断させるものであり、また高齢者の負担増や医療切り捨てをやりやすくするためのものです。

この支援金により、また現役世代の負担が増えることも予想されます。今回の予算ではまだ表れておりませんが、松阪市や南伊勢町などではこの支援金の増加で国保料が値上げされるとも聞いております。

そして歳出では、特定健康診断などを事業費が1,584万1,000円計上されております。この後期高齢者の医療の確保に関する法律の特徴であるこの特定検査事業費、これが初めて提案されております。この健診には大きな問題があります。これまで自治体が住民に実施してきました基本検針は住民の健康維持、病気の早期発見、治療を目的としてきました。ところが特定健診はその最大の目的を医療費削減としております。午後、委員長報告がありましたが、その中でも特定健診は医療費削減だとはっきりおっしゃってございました。そして、この内容の目玉はメタボリックシンドロームの予防改善です。今までの成人病の予防ではありません。そして保険者自治体などが腹囲測定を軸に、いわゆるメタボの保険加入者を見つけ出し、保健指導を行うことが義務づけられました。

そのうえ健診の受診率や指導による改善率が悪い医療保険には、加算というペナルティが科せられました。つまり健診の受診率が少ない保険、肥満の加入者が多い保険などは、保険料が上がる仕組みとなってしまいました。国民が保険料を払うのは病気になったとき安心して医療を受けるためです。保険料を懲罰の道具に使うのは公的医療保険の役割を根本から変えてしまい、また住民の負担増になります。

そしてこの健診の主体が国保に移ることによりまして、今まで自治体が公費で行ってきた基本検診は廃止されます。ガン検診などは残りますが、それで費用の3分の1である市町の持ち分が国保の財政から摘出されることになり、これもまた保険料値上げにつながる可能性があります。このように財政問題と健診の目的がメタボに集中されましたことで、健診内容が後退縮小し、病気の予防、早期発見にはなりません。この予算が含まれておることを認めることができません。

そして、また滞納者への資格証明書の発行は件数が少なくなったとはいえ、続いております。資格証明書発行を止めることを強く求め、私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第23

議長

次に、日程第23 議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第23 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第24

議長

次に、日程第24 議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第24 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第25

議長

次に、日程第25 議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第25 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第26

議長

次に、日程第26 議案第31号 平成20年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第26 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願
います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第27

議長

次に、日程第27 議案第32号 財産の処分についてを議題といたします。
討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第27 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第28

議長

次に、日程第28 請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願を議題といたします。

討論を行います。

原案に賛成討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

これの賛成討論を行います。

今回のこの制度、75歳になると機械的に今まで入っていた保険から全員が脱退させられます。家族一緒に扶養家族になって仲良く暮らしていても、75歳になったんやさか、あんたは向こうへ行てね。そういう保険でございます。何で75歳以上の高齢者と65歳以上の寝たきりの方など、紀北町ではこれは任意になっておりますが、社会的に弱い人間だけをまとめて1つの制度にするのでしょうか。

日本共産党の高橋千鶴子議員が、厚生労働省の委員会でこのように質問いたしました。当

時の川崎厚生労働大臣は、高齢者と若い人には期待される医療の中身が違います。若い人は病気を治しても職場に復帰してもらいたいけれど、高齢者は終末医療を充実させることだと答弁したそうです。

高齢者の方の人生や地域社会のことなど全く後回しで、とにかく医療費を削減したい。この答弁にも表れております。この地方に住む75歳以上の方は、もう用済みだから75歳以上は生きるな、早よ死ねということやで許せん。そう言って怒っております。年に75歳という年齢になったから、人間としての存在を否定されることへの怒りでいっぱいでございます。やがて私も含め、すべての人間は年をとります。今回のこの制度、実はほかならぬ自分が切り捨てられようとしているのではないかと思います。そのとおりなんです。

そしてその年寄りを粗末にする国に未来はありません。2002年にスペインのマドリッドで、国連の高齢化問題の会議があり、当時のアナン国連事務総長は挨拶の中で、世界中の各国の人にこう言ったそうです。「1人の老人が亡くなると、図書館が1つなくなるといった諺があるように、高齢者の知恵とその経験は社会の存在や発展にはなくてはならないものである」と指摘したと言われております。高齢者の方の知恵や体験、そして何よりも歴史があってこそ未来が開けると言ったのです。国連の高齢化に関する国際行動計画でも、人類は長い幼年時代と長い高齢期をその特徴とする。このことが長い歴史を通して年長者が若年者を教育し、価値を伝達することを可能としてきた。そしてこの役割が人類の存在と進歩をもたらした。高齢者が家族、近隣、あらゆる形態の社会生活において存在することは、今なお人間に関するかけがえのない教訓を与えているとして、高齢者は存在していることが社会にとって大切だといった宣言も国連でなされました。

世界はこのような流れなのに、日本は何と後戻りしてしまったのでしょうか。人は誰も年をとります。若いころは元気でも高齢者になればいろんな病気が出ます。そういう高齢者を別の保険で差別する。医療費がかかると言って高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊していく、本当に最悪の制度でございます。

高齢者への医療を抑圧することは、現役世代のためなどと言いますが、政府の導入ねらいはこの制度が最も威力を発揮するのは団塊の世代が、後期高齢者となったときです。そうやって国の財政負担が増えないよう、国民の負担増と医療費の抑制の仕組みをつくっていかうとするのが、今度の後期高齢者医療制度です。今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る改悪です。高齢化などに伴う自然減少さえ認めない社会保障予算削減路線からの方向を180度転回しなくては、未来を開くことはできません。

以上、私の賛成討論といたします。

議長

原案に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

原案に賛成される方の討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、本案は、原案を可とする原則に基づき、原案について採決します。

お諮りいたします。

日程第28 請願第7号については、原案のとおり採択することに賛成の方挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

議長

ここで7時40分まで暫時休憩いたします。

(午後 7時 25分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

さきほど私討論で、発言止められたけど、修正案の発議者ということで、それはもう全然根拠はなかったということであればさ、これずっとあれが正しいと思うことなら、皆議員がそう思うんで、討論はできるということのあれを、ちょっとここで説明したってもらわなあかん。私は討論できなんだことは許せるけど、許すわ、これは議長も局長も言うたことやでな。私は許します。

しかし、ほかの議員らもこれがあると、またそういう場面になったときに、皆またあれのときはこうやったやねえか、どうやと、こうなるもんで、ここで過ちはきちんとやっぱり正しておいてほしいと思いますんで、よろしくお願いします。

議長

事務局長のほうから説明いたせます。

事務局長。

中野直文議会事務局長

ただいまの発言のことです。解釈によりますと、法的には討論を求められた場合は許可をしなければならないということですのでございます。ただし、いろいろな議事の運営にあたりまして、提案者である発議者につきましては、発議の提案理由の説明のときに、いろいろほかの議員に対して述べることもできますし、また紹介議員の場合にも、なるべくというふうなことで議事の運営にご協力を願いたいということで、そういうふうな取り扱いを今までしてきました。またこれについても提案者並びに紹介議員の討論についても、また一度全員でご協議をお願いいたしたいと思います。

さきほどの発言についてはお詫び申し上げます。

議長

はい、よろしく。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 7時 42分)

議長

本日、長から追加議案と、産業建設常任委員会からの意見書案が提出されました。

お諮りいたします。

この2件を日程に追加し、別紙のとおり追加議事日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、2件の案件については、日程に追加し、別紙追加日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

議長

追加日程第1 議案第33号 紀北町副町長の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会定例会に追加上程いたしました人事案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第33号 紀北町副町長の選任につき同意を求めるについて

本議案につきましては、本定例会に行政報告でも申し上げましたが、現紀北町副町長の北村文明氏が、平成20年3月31日をもって、退職されることにあたり、平成20年4月1日から新副町長として紀平勉氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

紀平氏は、昭和58年4月、三重県に奉職し、総務部財政課主事、企画振興部市町村課主事、

総務局政策評価課主査、総合企画局知事室チーム主査、総務局予算調整室主幹等を歴任し、現在は政策部知事室副室長を務めており、市町村行政にも造詣が深く、人格識見ともに優れ、適任者であると考えますので、よろしくご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、議案第33号については、同意することに決定いたしました。

副町長の就任の挨拶

議長

副町長の選任につき、同意が得られた場合、新しく副町長に就任されることとなります、紀平氏からご挨拶させていただきたいという、町長からの申し出をいただいております。

少し時間をいただき、発言を許可することといたしたいと思っておりますので、ご了承下さい。

それでは紀平勉氏の出席を許可いたします。

紀平勉氏

発言をお許しいただきましたので、ここで一言ご挨拶させていただきます。

私、紀平勉でございます。この度は副町長の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。もとより微力ではございますが、誠心誠意取り組んでいきたいと思っております。どうか議員の皆様方、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

紀平氏におかれましては、副町長の職務につき、何とぞよろしくお願い申し上げます。
時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

追加日程第2

議長

次に、追加日程第2 意見書案第1号 道路特定財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

提案説明を申し上げます。

さきほど午後の委員長報告の中で、意見書の提案を委員長名で行うことについての報告をいたしておりますので、経過、趣旨等については省略させていただきます。

そこで十分述べさせていただいております。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書第1号

平成20年3月21日

紀北町議会議長 世古勝彦様

産業建設常任委員長 北村博司

道路特定財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

道路特定財源の確保を求める意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である。活力があり、安全で安心できる国土の実現には、全国民共有の社会基盤である道路を計画的に整備・維持することが重要である。

しかしながら、道路特定財源の暫定税率が失効した場合、道路事業費が大幅に減額になり、本町の道路行政に多大な悪影響を及ぼすと懸念される。道路特定財源で整備されている近畿自動車道紀勢線の新直轄事業や直轄事業国道のみならず、県管理道路や町道の日常管理すら困難となってくる。また、厳しい地方財政状況の中、本町では道路関係諸税における税収は約1億6,700万円あるが、暫定税率が失効した場合、約9,200万円に減額し、新たな道路整備だけでなく、必要な維持管理さえも困難になる。

よって、地方の実情や意見を十分に踏まえ、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、地方の貴重な財源となっている現状に鑑み、現行の税体系を維持するとともに、暫定税率の適用期限を迎える平成20年度以降も現行の税率水準を維持する本案を今年度内に確実に成立させること。
2. 地方が真に必要な道路整備、計画的な維持管理を行うため、道路特定財源をそのための財源として確保し、国の歳出を上回る道路特定財源については地方の道路整備に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 世古勝彦

提出先

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 江 田 五 月

内閣総理大臣 福 田 康 夫

内閣官房長官 町 村 信 孝

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

財務大臣 額 賀 福志郎

以上であります。

議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

東篤布議員。

1 番 東篤布議員

お尋ねします。これは自民党を推すということなん。委員長。自民党の今の政権のあれを推すという意味でこれするわけ。今、自民党がこれを推しておいて、民主党は反対しておるわな。民主党の言うておることもちょっと納得できんところもあるけども、これ、そのものをするということはそういうことになるんじゃないんですか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えします。自民党を支持するのかというお尋ねですけれども、本件については、この定例会前の議会運営委員会で提示されて、その中で産業建設常任委員会で提案してくれというお諮りがあったように聞いてます。私は議運のメンバーじゃありませんのでわかりませんが、そういう議運の中で、そういう合意を経たそうです。

それで先般の常任委員会の最後のその他のところで、議運のメンバーである委員からご提案があって、そういうことになりました。ただ、自民党政策であるかどうかというのは、この文面をよくお読みいただいたらおわかりかと思います。随分慎重に議論されてですね、委員の皆さん方から、このポイントはわかりかと思いますが、今の議論されている10ヵ年計画の中の59兆円であるとか、そういった表現全部入ってありません。それは国政段階でどうなるかも微妙な段階ですし、ですから、自民党側に立ったかどうかというのは、ちょっと当たらないかと思います。

あくまでも本町がすでに予算に組み上げている財源のうちから、7,000万円、7千何百万円か歳入欠陥を起こすと、このまま失効するところをポイントにいたしております。ですから、中央の政党の主張どちらかに肩をもったような議論ではございません。ご提案申し上げておるのは、そういう内容でございます。以上、お答えいたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この議運にかかる部分に対しては、ちょっと違うように思うんだけど、委員長があとで述べるということで、今回ですね、この道路特定財源の確保ということは、今、国会でですね、民主党と自民党の中で、この議会が始まったころと今とは全然状況が変わってきておるといような中でありまして。その中でこれ意見書を出すことによってですね、これが国会において否決されるようなことになって、した場合は、どのように考えておりますか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

最初にも申し上げましたけれども、私、常任委員長の職責をもって提案いたしております。委員会の決定をもって、私個人の意見とは全く別の次元で、常任委員会の決議をもって委員会が発議するということですから、委員長名になっているだけだというふうに理解していただきたい。

それと、今の国会の最近の状況というのは、当然、委員の文案を議論する中で織り込んでおります。それが最終的に暫定税率がどうなるか、それでこの本件が有効であるとかどうかという議論は当たらないと思います。あくまでも紀北町議会の意思決定ですので、地方自治の観点からいって国の動向はどうか、関係ない話だろうと私は理解しております。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

議長、さきほどの常任委員長が議運のほうからこれを出してくれと言われたような、節のことを言われたんですが、議運としては確かその所管のほうにお願いすると、審査するということで、所管のほうに預けるということはしたんですけども、委員会のほうからこれを出してくれというようなことは言ってない。確かそこら辺、事務局のほうでもちょっと確認していただいて、その確認してもらいたいんですけども。

さきほど確か委員長は、議運のほうで委員会のほうから出してくれというようなことを言われたみたいなことを言われたんですけど、その点についてちょっと確認してほしいんですけども。

議長

所属の委員会でやってもらったら、というようなことやったと思います。

12番 平野隆久議員

出してくれというような。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

付託ということでしたら、常任委員会で審査するんやったら、本会議の付託を受けないけませんね。本会議から付託受けてませんよ。だから議運の構成メンバーである委員から、動議が出たんです。ですから、そこには当然議運の意思が働いているとみなすのが普通じゃないですか。事実が違うんだったら私は議運のメンバーではないですから、事実であるかないかは議長なり、事務局から説明してください。

本会議から付託されておられません。この案件については。そうですね。ですから、委員長が言われるのが正しいんだったら、そういうふうに議長なり事務局から説明してもらってください。

議長

事務局長。

中野直文議会議務局長

議会運営委員会での審査並びに、また初日の議長の諸般の報告のことで申し上げてさせていただきます。議会運営委員会におきましては、所管である産業建設常任委員会において協議をいただき、委員会で意見書を提案するのか。また、それとも個人で提案する中をいろいろと委員会で諮っていただきたい。前回は産業建設常任委員会で提案したということもあるので、そういうふうな取り扱いをさせてもらいました。

それで、諸般の報告でもって議長から産業建設常任委員長に対して、協議をお願いするということで、初日に報告をさせていただいております。付託された案件ではございません。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

私の勘違いがありましたんで、訂正させていただきます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

さきほどから委員長はですね、これは今、参議院で論議されている法案ではないかという、他の議員の質疑に、もう関係ないというようなご答弁だったと思うんですけども、この記というところには、暫定税率の適正期限を迎える平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案を今年度内に確実に成立させること、とあるんですけども、これは今、参議院で争われておる法案を確実に成立させることに当たるのではないのでしょうか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

さきほども申し上げましたように、私は職責をもって提案させていただいて、職責をもってお答えいたしますが、この文案については委員の皆さん、副委員長以下、委員の皆さんのいろいろな議論があって、事務局が最終的にそれを整理してとりまとめたもので、その点について近澤議員もこの委員会ですが、その指摘はなかったかと思いますが、委員会の中で。

ですから、私は職責で出しておるんですから、そういう指摘は委員会の中の議論でやっていただきたいと思います。以上です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

私は、常任委員会としてこの意見書を出すのには反対しました。でも、常任委員会の中で決まったことですので、一応従ってはおりましたけど、その後、議会にですね提案されてですね、不思議に思うことを尋ねるのは別に構わない、いいんではないかと思うんですけども、そしてこの内容について、また改めてですね、わからないことを伺うのもおかしいことなんでしょうか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

重ねてのお尋ねですけども、委員会として意見書案を発議するか、この趣旨に賛同しておられる個人として提案するかということで、お諮りしました。それでおっしゃるとおり近澤議員は反対、あとの方は賛成されました。

ですから、委員会発議ということで、私が職責をもって提案することになったわけです。重ねて申し上げます。私は職責として提案しているだけです。申し上げておきます。ご理解をいただきたいと思います。

ですから、質問、質疑するのはどうかって、もしですね、委員会発議を反対するにしても、それは自由です。本会議でね、賛成しようが反対しようが。そういうこういう文案の中がこういう部分がおかしい、どうだという議論は是非委員会の中でしっかりやっていただきたいかったという私の希望も申し上げているんで、それがけしからんとは申し上げてはおりません。以上です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

希望はよくわかりましたけれども、私はこのあれを見てですね、今、参議院で議論されている法案そのものではないかなと思うんですが、そのことへの委員長としての判断をお答えいただくこともできないのでしょうか、職責としても。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えします。私は現在この委員会がとりまとめた意見書の文案について、ご提案申し上げておるんで、私の意思と一致しているかどうかは別問題です。通常の見解書の提案とは違うんです。度々申し上げます。委員会で委員会発議ということは決定されて、私は委員長ですから、提案者にならざるを得ないんです。私はこういうところが疑問だ、ああいうところが疑問だとおっしゃられても、私はお答えいたしかねます。ただ、この中には、議論の中で10カ年中期計画ですか、59兆円云々という今、焦点になっている問題については、これ省かれますね。この中に入ってませんね。

3番 近澤チヅル議員

法案をと書いてあります。

産業建設常任委員長 北村博司議員

だけど、一番問題になっている中期計画の59兆円という金額は、ここは入ってませんね。いやいや入ってませんね。お読みいただいたらわかるんです。だからそういう幅広いいろんな立場の方、委員会の中もありますし、本会議でもありますし、意見書の議決というのは

全会一致が望ましいですから、そういった部分を皆さんの議論で、総合してこういう声になったんだと思います。私がとりまとめたわけではないことは、近澤議員もご承知かと思えます。まだ不審がございますでしょうか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

いやいやさきほどさ、僕に答えたことと違うこと答えておるから、だからこれに対しては、私はもう今回参議院でしておるやろと、それに対して決まらなどうすんだということで、その文面を読んでもうたらわかるということ言うたわな。

だから今、近澤議員が言われたようにですよ、そのとおりのことを私、一緒のこと言うたつもりなんさ。そして中期の59兆円というようなことを言うておるけど、じゃ関係ないやろ、それは。法案が決まらな59兆円はどこへ出てくるの。そんなごまかすような説明はあかんよ、そういうことは。いやいや議長、そんたら私まだ1回しかしてないよ、質問は。それに対してはさな、私はさっき言うたようにこれと言うたから、私もそのままの質問をしておるのに、答弁は違うからどうだというておるの。

59兆円、中期、長期、短期ってそんなことはあるけど、法案が通らんと中期59兆円も出てくるの。法案が決まってからその数字が出るんでしょ。今の説明はちょっとおかしいと違うの。いやいや説明したもうたらわかるんだよ、それは。あんたいう。59兆円というのはどこから出てくる。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

委員の発言ですけど、あくまでも委員会でいろいろと審議されたと思っております。それでやはり委員会の委員としてのその権限と言いましょか、やはりそれについても委員会で決定したことは尊重すべきであって、やはり委員会として質疑はできます。質疑というのは会議規則上質疑を行うと思うたら、だれでも発言はできますけど、そこらは各委員の認識によるものじゃないかと判断いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

いやいや議長、僕の言うた質問に対して答えさせてくださいというのさ。今はさ。

産業建設常任委員長 北村博司議員

私は答えません。あなたの質疑は終了しています。

11番 入江康仁議員

議事進行やから、こっちの近澤議員の言うたことの中で、さきほど言うた答弁と違っておるから説明してくださいと、違うやないかと、その違いがなぜ出たんかということの説明してくださいと、ここに記のところに書いた文面の中で違うやないかと、私に言うたそんなら答弁はなんやったん。これ読んでもうたらわかるけど、全然違うやないかな。

私は参議院で、こないして否決されたらどうなのて言うた。それはここに書いてある年度内に成立するということは、否決されたら年度内に成立するの。そうじゃないでしょう。だからそこは答弁が違っているからきちんと答えさせてくださいということ言うておるのや。

産業建設常任委員長 北村博司議員

答えさすって、どういうこと議長。質疑は終了しておるんでしょ。議長はっきりしてくださいよ。1回、回数に関係ないでしょう。しません、そんなルール壊したらもう目茶苦茶になる。ほかの人がその件について聞いてくるのは別ですよ。あなた質疑が終了しておるじゃないですか。回数関係ないでしょう。私は答えませんね。こんなの目茶苦茶や。

議長

ほかに質疑される方。

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

意見書について、提案者にちょっとお聞きします。

この暫定税率が失効した場合にですね、多大な悪影響を及ぼすと懸念されると、これは何かこう、暫定税率を続けないと、とんでもないこの悪影響になるんだと言わんばかりですね、このことは実際この暫定、その下にもありますけど 9,200万円に減額をせんなんというところまで言及しとるんですか。これは実態、事実ですか。事実に基づいてこういうあれをやっているんですか。

でないと、多大な悪影響を及ぼすんだと、暫定税率本当にもう失効したほうがええて、若い人たちもおります。ガソリンが安くなっていいんだという方もおりますから、町の声としてはね、そして国交省のほうもいろいろな無駄なところでお金使っているじゃないかと、こ

の税金をとって、それで無駄なお金使っているじゃないかと、本当の道路の整備には使っていないんじゃないかという意見もあるぐらいね、今、国内でも2分されておるんです。そういう中にありながら、多大な悪影響及ぼすんだという、この何かこう圧迫感というか、脅迫感というか、これも認めなんだからあかんよというような、この意見書なんです。そこら辺はどうなんですか。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

午後の委員長報告において、この点は詳しく説明させていただきました。所管の建設課長の参考、あくまでも参考意見ですよ。求めて予算措置されてる中で、こんだけこんだけは足りなくなるんで歳入不足になると、それについてはその分に失効した場合は、補正予算を組まなければならないという確認をとったうえで、この文案になっております。

ですから、今、巷のそういう議論は十分承知しております。ですから、私はもう度々申し上げております。職責で私は提案しているんです。そういう個々の個別の問題については、私は個人的な意見は持っていますが、ここでは申し上げません。これは委員会の総意でそういうふうにご議決されたわけですから、委員会で。私は委員会を代表する者としてご提案申し上げているので、もしそういうご不満、ご意見があるなら、今後はですね、趣旨に最も賛同される方々がそれぞれの議員がご提案なさってください。

今後は、これは議長が本会議で常任委員会でお願ひしますというご発言を受けての話ですから、今後はそういう手続きは私はとっていただかないように、切望いたします。お願いいたします。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

決して、委員長に不満をぶつけておるわけではございません。ここに書いてある文面で私は懸念しとるわけなんです。少なくともここに書いてある文面については、委員長個人の説明にはなりませんけども、実際にはこれを出されてきた元の話もありましょし、建設課長の話もありましょし。しかし、今、町ではどう言われているか。近畿自動車道の紀勢線、これ今、工事ずっとトンネルも進んでおるけど、止まるんじゃないんかと、この暫定税率が失効した場合には、そんな声すら出てきておるんですよ。だからそれに対して答えなきゃなら

んのが、この意見書ですやん。それをはっきりと説明できるぐらいの説明は、僕は求めてですね、町の人に知らせるのが当然じゃないですか。そういう立場で質疑しておるんです。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

申し訳ありませんが、私はその今のガソリンのですね、いわゆる特定財源の云々についてのお答えはできません。申し訳ありません。意見書案はこれ皆さんがご審議なさって、賛成するも反対するも自由でございます、議員個々の。大変、私は無責任だというそしりを免れんかも知れませんが、このような委員会発議という形をとると、こういうことになります。答弁にならないかと思いますが、それでもうご了承ください。不毛の議論になります。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

はい、そういう言い方をされるとですね、そうしたらもう勝手にしたらええやないかと、どっちでもいいんだという提案じゃないですか。それは委員長えらいご足労かけて申し訳ないと思いますけど、私らの質問に答えよというのは。しかし、少なくともこんな具体的なですよ、近畿自動車道の紀勢線の新直轄にも随分影響が出てくるというような書き方してある限りですね、町民の皆さんの不安には答えないかんですやんか。こんなして具体的に意見書を出すんやから、政府に対して出すんやから、僕はそういう意味で委員長の立場というのは、いやそれはもうどっちでもいいです。あんた好きなように理解してくださいというんなら、この意見書案も本当は出すべきではないんでしょうね。委員長、その私はそんな意見書ではないと思うもんですから。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

この数字については、所管の建設課長が多分財政当局に確認した数字だと思います。ですから、この数字は間違いのないものと理解をしております。ただ、これは脅迫的に受け取る、受け取らんというのは、皆さんのご解釈でやっていただいたら、私は結構かと思えますよ。

この数字は間違いのないと思います。それは公式の公開された議場で委員会で建設課長が、この数字を出しましたから、間違いなからうというふうに私は思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今のですね、ちょっと待ってよ。委員長の言い方やったら、職責で出しておるんだというようにあってね、そしてまた質問があったら、質問に答えられんというんやったら、なぜ今、議長そんなら質疑を許しますということになるの。何にも言えへんやないかな、そんだら。なぜあんた質疑を許すの、質問受けんと言うておるやないかな。

そしてこの文面は自分と書いたんやないんやと、事務局がまとめて書いたんだらうと、そして職責で出しておるんだというんやったら、質疑を受けることはないでしょう。出すあれもないんじゃないの、これやったら。委員長としてのあんたあれも何にもない。職責馬鹿なこと言ってんなよ、本当に。そんなんやったら第一質疑もないんやないの、そんなら。誰に質疑するのそんなら、この問題に対して。提案者が出してきたからこっちは質問して、質疑を許しますというから、許す、ああ質問する。おかしいじゃないの、それは。質疑は許すけど、議長にするの、そんならこれ。職責にしろ何にしろ提案してきたのはこれでしょう。産業建設常任委員長としての職責で出してきたん。職責で出しておんのやと言うて、馬鹿なこと言うておったがな、議長これおかしいよ、これ。そんなら質疑も何にも言わなんだからいいでしょう。報告だけでいいじゃないですか、あとはそんなら議員個人で考えてくださいて、今の委員長のいう答弁やったらそういうことでしょう。読んで賛成するのも反対するのも勝手やから、これを読んでそれで決めてくださいと、そんなんやったら質疑要らんやないかな。

冒頭にそれ言うたらええん。これ読んで、私は関係ないもんで、あとは議員個々の問題ですんで、それで反対、賛成は決めてください。これだけでいいやないかな、何で質疑まで入れるの。そうでしょう。だから議事進行で議長に言うるとるやないか、議会のあれやから。

そうでしょう。だから議長が質疑、質問を許しますと言うた以上さ、どこへ向いてそんならこの質問するの。提案出した職責の委員長はね、職責で出して私個人では個人の意見は持っているけど、職責で言わないとかさ、文面は事務局がつくったやろかて、どないなっておるの、これ。これおしかいよ。議長よう考えてよ、あんた質疑と言っておいて、これを出してですよ、質疑してくださいと言うたら、提案者に質疑せなしょうないんじゃないですか。

それで提案者もこれ十分審議したんだから、それに対してある程度のことば答えやなあかん。この数字はさね建設課が担当課が言うたから間違いないだらうとかさ、そうじゃないで

しょう、これこんだけの文書ぐらい自分と明治大学も出てやっておるんだからさ、それあんた私らよか賢いんやでな。

議長

入江議員、個人的なことは。

11番 入江康仁議員

それじゃ取り消しますわ。いやいやよっぽど僕ら頭ええと思とるから、だから当然答えられると思うておったわけやね。だから質問して、質問を許すということには、私たちはどこへそんなら質問したらいいか、それを皆に示したってください。

議長

一応、議事進行ということで、私に対するあれだと思いますけども、当の委員長がそういう形で言うんで、私としては答えてほしいなと思っております。

11番 入江康仁議員

議長、これからはこういうもの出すことには、もう質疑はできないわけですね。質問できないわけですね。もう職責で委員長がして答えられんと言うのやったら、もう質問が許すとか、そういうことはもうなくなるんですね。

議長

事務局長。

中野直文議会議務局長

この件につきまして、ご説明させていただきます。

依頼がありまして、まず議会運営委員会で協議をいただきました。議会運営委員会に出したときには3案ございました。意見書案として3案をその文書を見ていただいて審査願った結果、産業建設にお願いするということで決まりました。それで全議員に対してもこの一緒のような3案の意見書案の資料を配布させていただきました。それで全議員も今日提案される以前にその議案の素案というのを見ていると思います。

それで、あくまでも委員長としましては、産業建設としましては、産業建設常任委員会で提出するということを議決を得まして、素案として議案として出したものでございます。その議案に対する質疑でございまして、その議案の内容につき、いろいろと疑義があれば質して、また修正することもできますので、そのようなことを委員長が述べられたのではないかと判断いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

違うやないか。そないして答えてくれたら、今の局長説明したようにですよ、答えてくれたらええけど、答えられんて言うたやんか。委員長そこやないか。だから質問はできない。議長は質問を許すと言うて始まったわけでしょう。それを質疑に対しては答えられんというのはどうやということです。

議長

それぞれ議員が質疑されて、委員長もそれぞれに答弁していると思います。ただ、答えられんていう面もいろいろあろうかと思いますが、その辺はちょっと理解したってください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

そなんやったら、委員長からそれはその部分に対しては答えられないとかさ、こうこうこういう理由で答えられないというようなこと、答えささなあかんと違う。ただ、受け付けない。それは私は所管のただ委員長として出しておるだけとかさ、そういうことを言うからおかしくなるんでしょう。いやこれからのやっぱりこういうことの進め方というのがあって、これは1つのさあれになったら例外になってたらいかんから、そなんやったら委員長が出す必要がないんやないかな。

議長

ちょっと待ってください。入江議員、これは議会運営委員会でこっちのほうへ向いてお願いしようやないかということで決めていただいたんで、その辺のとはよろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

やっぱりいろいろ話を聞いて、これ委員会ですな、全員一致であって、なおかつ委員長もこれに賛同する者でなければ、こういう問題になるわけですから、これはしかも中身、委員長も含めて全員賛同したうえでね、なおかつ委員会の中で中身を練らなあかんと思うよ。

そやで1人反対したなら出すべきじゃなかったね、本当はね。結果論になるけども。

だから、これを出したい人個人がですね、委員会を利用せずにね、堂々と出さんからおかしくなっちゃうんですよ。出せばいいんですよ、堂々と。委員会を利用するからおかしいんですよ。私はそう思いますよ。

議長

先に私がちょっと言います。

奥村議員、これは議運で議運の皆さんでお諮りいたしまして、それで所轄の産建へお願いしたいということで、議運からお願いしたという経緯がございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

議長

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

私は大変残念ですね。議運のメンバーから議論が出ている。それからこういうのは個人の議員から賛同する者から出すべきだというのは、私は以前から主張しています。ですが、委員会において、動議が成立して可決されて委員会提案ということが多数決で決まった以上は、私は委員長と委員会を代表する職責ですから、提案者になっているんです。

ですから、多数決ではいかんやないか、全会一致やなけりゃいかん、おっしゃるとおりです。意見書というのは基本的にはそういうものですが、それをもって委員会の議決が終わってるんです。私にはどうしようもないことなんですよ。それをここで議論を持ちかけられても、私は大変困惑します。ですから、議運で担当の常任委員会であれしてこいという結論を出された方々どなたなんですか。私はそれを問いたいです。

議長

以上で質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。

反対討論をされる方はございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

夕べのですね、10チャンネルでも言ってましたけども、出てましたけども、全国知事が急きょ開かれてですね、この中でもいろんな議論が分かれています。それで必ずしもその知事会としてもこの特定財源が知事会で通そうやないかということにはならなかったですよ。

なおかつもう1つは、議長のその、議長ですね、河野洋平氏と江田五月氏ですか、この幹旋案に向けてですね、福田さんですか、福田康夫さんですか、舵を切っているんですよ、もうすでに。民主党との話し合いを行うという、いわゆるこの財源をですね、もう修正するんだということを意思を表明しておるわけですよ、確か。

であるならばですね。ここであえてですね、この問題についてジグザクしてまで結論を出す必要はないんじゃないでしょうか、この動議を、意見書を。

それから特定財源についてはですね、もう皆さんもご存じのようにですね、昨日の週刊文春ですか、今週の。あまりにも問題が多過ぎるというふうにも言っておるわけですよ。それは若干要約しますと、新宮のですね、新宮市からどこかへ行くあの高速をつくったと、これは計ってみたら5分早いただけだと、これは和歌山のあの大物代議士ですよ、二階氏だったと思ったけど、二階道路と言われている。今度はどこかの道路で古賀道路とか、途中の確か行き止まりだったと思ったけども、どれだけの人間が通るか。これもまた疑問視されておる。だからええ面も悪い面も何もかもごっちゃにしておるわけですよ。だから悪い面、悪い面があるようなものをですね、地方自治体、悪い面を持っている部分を、にもかかわらず地方自治体がこういう意見書を議会が出す、自民党や公明党に送るということはですね、私はこれはおかしいと思いますよ。

それで多くの方がですね、ガソリンが下がることを熱望しておるわけですよ。それからやっぱり一番悪いのはですね、今週の週刊文春でも言っていましたけども、財源があるから道路をつくるという発想の転換なんですよ。財源があるから道路をつくるということできちゃったからおかしいんですよ。そうじゃなしに真に道路が必要であるから道路をつくろうというふうなことにせないかんわけですよ。ところがそこにその天下りがあり、天下りの確保があり、そしてなおかつわけのわからんような道路をつくると、どんどん道路をつくっておる。道路優先の国を転換させようという形での発想であるわけですよ。これはね、反対の。この反対については。

だから今の段階で、その流れの中でこれ出すということは、それは私は自民党と民主党の話し合いがなされようとしておるときに、議長幹旋に基づいてそれへ行こうとしておるときに、こういうような偏った意見書を採択するということ自体、私は容認できない。以上でございます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方举手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、意見書案第1号は、可決することに決定いたしました。

議長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

北村副町長の退任の挨拶

議長

ここで、この3月31日をもって退職されます北村副町長から、ご挨拶の申し出をいただいておりますので、許可いたします。

よろしく願いいたします。

北村副町長。

北村文明副町長

3月議会定例会席上におきまして、退職の挨拶の機会を与えていただきましたことに、議

長はじめ、議員の皆様方に、まずもって厚くお礼を申し上げます。

また、今定例会中17日、18日の両日、体調不良により欠席させていただきましたことを、この場をお借りして深くお詫びを申し上げます。

さて、私事でございますが、この度、三重県職員に戻ることににより退職いたしたく、町長に願い出ておりましたところお許しをいただき、今月末をもって副町長を退職させていただくことになりました。平成17年12月定例会におきまして、本町助役にご選任いただき、平成19年4月からは副町長として、合わせて2年3ヵ月になるわけでございますが、その間、十分な成果を上げることなく退職をいたしますことは、誠に心苦しい気持ちでいっぱいでございます。

私が就任いたしました当時は、旧紀伊長島町と旧海山町が合併し、紀北町が輝かしく発足したあとでございましたが、多額の地方債残高、あらゆる財政指標におきまして厳しい数値が示されておりました。このような情勢の中におきまして、初代町長となった奥山町長のもと、常に支えていただいた職員とともに苦労を分かち合い、お互い励まし合いながら行財政改革を、あるいは観光、地元の産業の振興、さまざまな行政に参画をしてまいりました。その間、非力な私にとりましては、手に余るような厳しい財政状況でございましたが、常に町議会の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻により、また町民の皆様方のご理解とご協力によりまして、紀北町は今財政健全化に向かって着実に歩み始めております。

さらに、町民の皆様方の懸命のご努力により、地域づくりや産業振興の芽が活発化してきてございます。紀北町出身の私といたしましても、改めて誇りに思うところでございます。この町で皆様方とともに町行政に参画できましたことは、このうえない光栄でございまして、終生忘れられない思い出になるものと確信をいたしております。今日までご指導いただきました皆様方に対して、改めて厚くお礼を申し上げます。

私は、今月末をもって副町長を退職いたしますが、懸命にご教授いただいた数々のことを生かして、4月から三重県職員として県政に励んでまいりたいと思っております。今後とも相変わらずのご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、謹んで紀北町の発展を祈念いたしますとともに、皆様方がいつまでもご健康で、本町発展のためご活躍いただきますことを、心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退職のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長

ただいまご挨拶をいただきました北村文明副町長におかれましては、約2年3ヵ月の期間でありましたが、紀北町の特別職といたしまして、当町の振興発展にご尽力いただきましたことに、心から敬意を申し上げたいと思います。

在職中は、行財政改革に積極的に取り組まれ、お陰をもちまして地方債残高の減少や基金の増加といった、大きな財政改革の証を賜りました。財政の健全化に向け、あなたが唱える「3つの壁を破ろう」という基本理念でございますが、1つ目は制度の壁を破ること、つまり箱物行政や機構の見直しであります。2つ目は物理的な壁を破ること、経費の抑制であり、3つ目は心の壁を破ること、つまり職員の意識改革であると賜りました。

旧町時代において、再建団体の経験がある当町であります。今こそ過去の経験を思い出し、「いつか来た道」に再び後戻りすることのないよう、この3つの壁の理念を心に刻み、議員をはじめ執行機関とともに、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに精進する心構えであります。どうか紀北町のOBとして、今後とも当町に対するご指導、ご鞭撻をお願いしたいと考えております。ご健康に留意され、今後においてますますご活躍いただきますことを、お祈り申し上げますとともに、心からお礼申し上げます。

本当にありがとうございました。

議長

さて、今期定例会は去る3月6日から3月21日までの16日間にわたり、平成20年度紀北町一般会計予算などのほか、町政当面の諸議案を審議いただきましたが、議員各位のご精励により、このあと閉会の宣告ができますことは、議長として誠に喜びにたえません。

執行機関におかれましては、本年度もいよいよ押し迫り、残すところあと10日となりました。平成20年度を迎えるにあたり、19年度における1年の反省をもって、魅力あるまちづくりの実現に向け、新たなスタートを切っていただきたいと思う次第であります。

最後になりましたが、おそらくこの定例会が最後の議会出席になろうかと思われまます太田財政課長、上村税務課長、宮澤住民課長、石倉紀伊長島総合支所長、また4名以外にも本年度で退職されるお方がありと伺っております。

退職されます皆様方におかれましては、長きにわたり職責を全うされ、紀北町の発展のためご尽力を賜りましたことに対し、紀北町議会を代表して深く感謝の意を表すとともに、心

からお礼を申し上げる次第でございます。

今後におかれましても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、紀北町の発展に向けて良き支援者となられますことをお願い申し上げます、紀北町議会からのお礼の言葉といたします。

どうも長い間ご苦勞さんでございました。

以上、閉会にあたっての挨拶といたします。

議長

ここで、奥山町長より、ご挨拶の申し出がありますので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月6日に開会されました本定例会には、本日まで終始熱心にご審議いただき、平成20年度当初予算をはじめ、提案いたしました24議案と、本日追加提案いたしました人事案件につきまして、ご可決並びにご同意をいただき、ありがとうございました。

町政には、あらゆる課題、問題点が山積しておりますが、議員の皆様からいただきました、さまざまなご意見を再検討するとともに、町民の方々から預かっている大切なお金ということを再認識し、平成20年度予算を議員の皆様や町民の方々にご理解いただけるように、大切に執行してまいりたいと考えております。

さて、北村副町長には2年3ヵ月にわたり行財政改革、観光や産業の振興等をはじめ、県とのパイプ役として諸般の町政にさまざまなご尽力をいただきましたが、今月末をもって当町を去り、県政の場でご活躍されることになりました。私にとりましては大変残念なことでありますが、無理を申し上げると北村副町長にもご迷惑をおかけすることになりますので、退職の申し出を受理したところであります。

北村副町長には、三重県にまいられましても故郷である紀北町のため、今後ともご指導賜りますようお願いしたいと考えております。その後任として同じく三重県から紀平勉氏に来ていただき、副町長として町政に携わっていただくこととなりますが、提案説明でも申し上げましたとおり、市町村行政にも造詣が深く、人格識見ともに優れた人物でございますので、職員と一丸となり、この町に住んで良かったと思えるようなまちづくりに向けて邁進してくれるものと思いますので、議員の皆様には今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈りするとともに、今後

ともより一層ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

どうもご静聴ありがとうございました。

議長

それでは、これにて平成20年3月紀北町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、皆さんどうもご苦労さんでございました。

(午後 8時 43分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 6月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 尾上壽一